

CITY
KASUMIGURA

きらり輝く
湖と山
笑顔と活気のふれあい都市

第2次 かすみがうら市 総合計画

後期基本計画

令和4年度 – 令和8年度
2022 2026

令和4年3月
かすみがうら市

はじめに

平成 29 年に策定した第 2 次かすみがうら市総合計画では、豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指し、

「きらり輝く 湖と山 美麗と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら ～」
を将来都市像に掲げたまちづくりに取り組んでまいりました。



この間に、我が国や本市を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しており、順応できるイノベーションを推進するためには、様々な要素を網羅的に施策に反映していくことが必要です。特に人口減少が進む中、急速な IT 化や新たな技術革新の進展、自然災害の激甚化、さらには社会全体に甚大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症などは、今後のまちづくりに大きく影響する重要な課題です。

このような時代だからこそ、将来にわたり持続可能なまちづくりを的確に推進していくため、前期基本計画の取り組みを検証し、ゼロカーボンシティの推進や、持続可能な開発目標（SDGs）への対応などを取り込む必要があります。そして、これらを包括し社会経済の動向や市民意識の変化等を反映した、新たな 5 年間の取り組みを定めた後期基本計画を策定いたしました。

かすみがうら市は、多くの恵まれた資源があり、個性と魅力にあふれたまちです。本市の強みを生かしたまちづくりを推進するため、市民や団体、企業、行政など多様な主体が明確な目標と目的を共有し、それぞれが連携の輪を広げ取り組んでいくことが重要であると考えております。

これからのかすみがうら市を市民の皆さんとともに築いていけるよう、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきましたかすみがうら市総合計画審議会委員の皆さんをはじめ、市民アンケートや市内で活躍されている団体の代表者アンケート等により、貴重なご意見をいただきました市民の皆さん並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

かすみがうら市長

坪井 透

【目次】

第1編 序論	1
第1章 後期基本計画策定の趣旨	2
第1節 策定の趣旨と役割	2
第2節 計画の期間	2
第3節 策定にあたっての考え方	3
第2章 計画策定の前提	4
第1節 立地と沿革	4
第2節 人口・産業・土地利用動向	5
第3節 社会情勢（5年間の変化）	10
第4節 市民意識を踏まえた課題	14
第3章 基本構想の概要	17
第1節 市の将来の姿	17
第2節 施策の大綱	18
第2編 後期基本計画	25
第1章 基本方針	26
第1節 将来都市像の実現に向けた体系	26
第2節 新たな視点	27
第3節 基本方針	30
第2章 体系的な基本施策	42
第3章 施策の展開	48
基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 『居住環境』	49
基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 『産業』	65
基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 『都市基盤』	75
基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 『健康・福祉』	93
基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 『子育て・若者支援』	111
基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 『教育・文化』	125
基本目標7 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 『協働・行財政』	135
資料編	153
1 計画策定の経緯	154
2 総合計画審議会	156
3 庁内策定体制	158
4 用語解説	160

第1編

序論

第1章 後期基本計画策定の趣旨

第1節 策定の趣旨と役割

本市は、霞ヶ浦町と千代田町の合併により平成17年3月28日に誕生しました。合併に伴い策定された新市建設計画（計画期間：平成17～26年度）の基本指針を基に、平成19年3月にかすみがうら市総合計画（計画期間：平成19～28年度）を策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災発生を踏まえ、平成25年3月に平成36年度までの計画とした新市建設計画第2回変更計画を策定するとともに、平成29年3月に第2次かすみがうら市総合計画を策定し総合的かつ計画的な行政運営を推進してきました。

後期基本計画は、基本構想に定めた将来都市像の実現に向け、前期基本計画の取組を検証し、社会経済動向や市民意識の変化等を反映し、新たな5か年の取組を定めるものです。

第2節 計画の期間

1. 基本構想

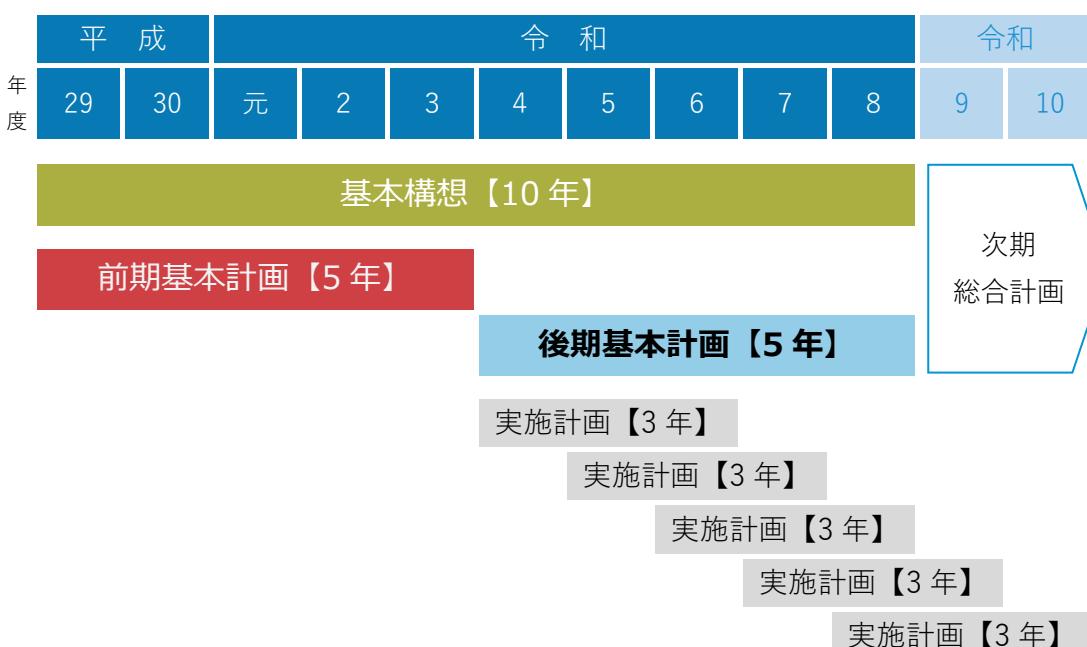
基本構想は、本市が目指す将来都市像とその実現のための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。構想期間は平成29年度から令和8年度の10か年とします。

2. 基本計画（後期）

基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。基本構想期間中を前期・後期に分け、後期基本計画では令和4年度から令和8年度を目標年度とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。計画期間を3か年として、ローリング方式によって毎年見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図っていきます。



第3節 策定にあたっての考え方

後期基本計画の策定にあたっては、近年の社会情勢や、これまでの取組の成果や課題、市民意識の変化等を踏まえ、市のまちづくりや行財政運営の指針となる最上位計画として、以下の3点を基本的な考え方として策定します。

1. 施策の目的を明確にし、目指すまちの姿が共有できる計画

本計画は、第2次かすみがうら市総合計画基本構想で位置づけている基本目標・基本施策に基づき、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後5年間の具体的な施策や取組を設定するものです。

施策や取組の設定にあたっては、本計画に位置づける取組によって、5年後にどのような状態を目指すのかを明確にし、市民と目指すまちの姿が共有できる計画とします。

2. めまぐるしく変化する社会情勢に対応した計画

平成29年3月に第2次かすみがうら市総合計画基本構想・前期基本計画を策定して以降、我が国や本市を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

特に、ゼロカーボンシティの推進や持続可能な開発目標（SDGs）への対応、新たな技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症による社会全体への影響は、今後のまちづくりにも大きく影響することが予想され、本計画策定にあたっては、このような社会情勢に対応した施策や取組の見直しを行います。

3. 総合戦略や行財政改革などとの一体的な推進と進行管理できる計画

令和2年3月に第2期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、令和4年3月にはかすみがうら市行財政改革基本方針・アクションプランが策定されます。また、かすみがうら市国土強靭化地域計画、かすみがうら市都市計画マスターplan、かすみがうら市立地適正化計画、かすみがうら市自転車活用推進計画など、全庁的に取り組む重要な計画も策定されています。

これらの計画は、本計画の計画期間（令和4年度から令和8年度）において、本市の人口減少下におけるまちづくりや行財政運営、全庁的に関わる重要な計画であることから、後期基本計画の施策体系と整合を図りながら、一体的に推進と進行管理ができる計画とします。

■本計画と総合戦略や行財政改革等との計画の位置づけ

第2次かすみがうら市総合計画基本構想
<構想期間：平成29年度から令和8年度>

第2次かすみがうら市総合計画後期基本計画
<計画期間：令和4年度から令和8年度>

第2期人口ビジョン及び
まち・ひと・しごと創生総合戦略
<戦略期間：令和2年度から令和6年度>

行財政改革基本方針及び
アクションプラン
<計画期間：令和4年度から令和8年度>

- ・国土強靭化地域計画
- ・都市計画マスターplan
- ・立地適正化計画
- ・自転車活用推進計画
- など

一體的な推進と進行管理

第2章 計画策定の前提

第1節 立地と沿革

1. 位置と地勢

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、つくば市へ約10kmの距離に位置しています。

幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡ICが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有するなど、立地条件に恵まれた田園都市です。

本市の総面積は、156.60平方km（うち霞ヶ浦水面の面積は37.87平方km）で、南北に約16km、東西に約19.5kmとなっており、中央部がくびれた形状をしています。その大部分は、標高25m前後の新治台地で西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有しています。北部には恋瀬川と天の川が流れ、南部には菱木川と一の瀬川が流れています。そして、台地部には畑や平地林が、霞ヶ浦沿岸の低地部一帯には水稻やレンコンなどの水田が広がっています。



2. 沿革

本市は、各所から貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが展開されていたことが分かっています。

中世から江戸時代にかけては、複雑な所領関係の中、霞ヶ浦周辺の農業・漁業の発達や本陣が設けられた稻吉宿など水戸街道沿道の繁栄に伴い発展してきました。

明治22年の市制・町村制の施行により本市の基礎となる9か村が成立した後、いわゆる昭和の大合併が進んだ昭和29年には、9か村のうち志筑村、新治村、七会村の合併により千代田村が誕生、翌年には、下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志士庫村の6か村が合併して出島村が誕生しました。

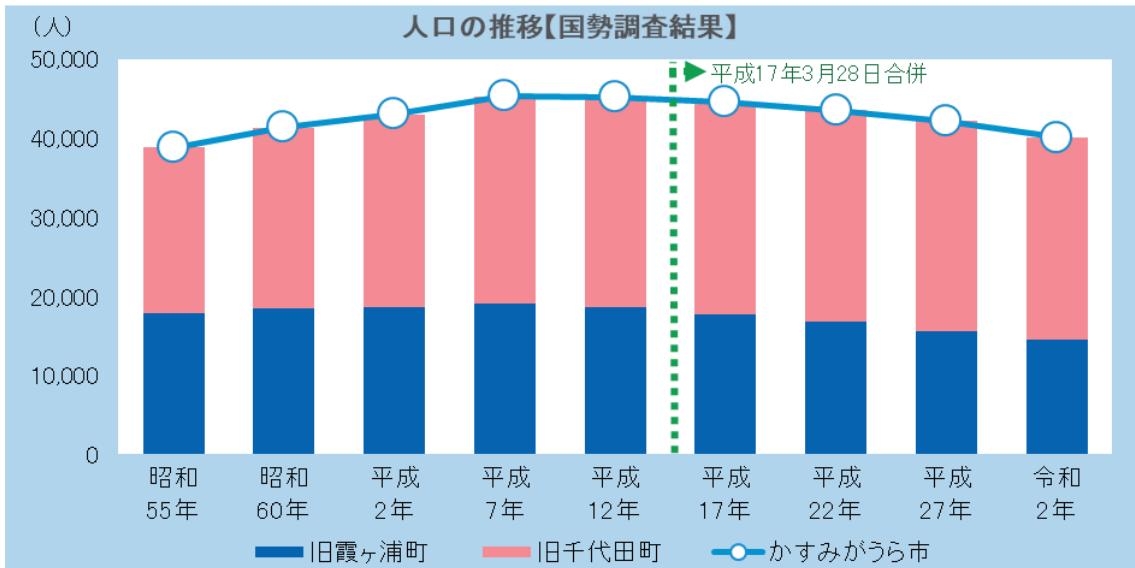
その後、両村の人口は工業団地の開発や交通体系の整備などに伴い増加を続け、千代田村は平成4年に町制を施行、また、出島村は平成9年に霞ヶ浦町へと名称変更するとともに町制を施行し、両町は発展してきました。そして、平成17年に両町は合併し、「かすみがうら市」としてのスケールメリットと地域特性を生かしながら均衡ある発展を続けています。

第2節 人口・産業・土地利用動向

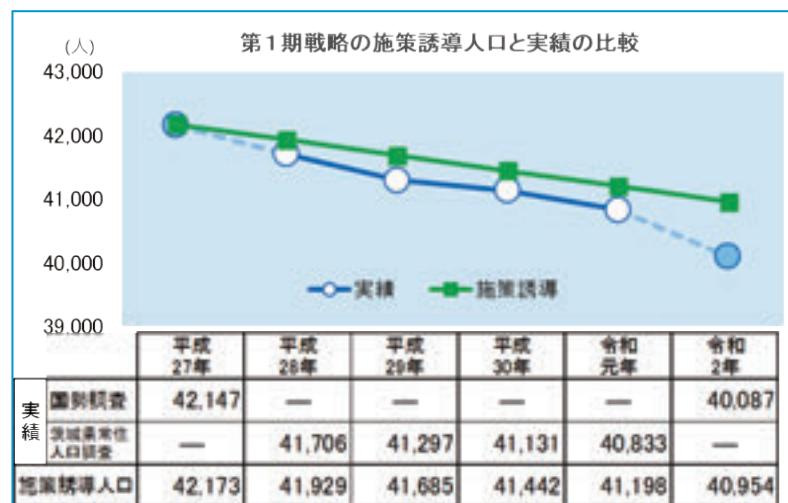
1. 人口動向

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、本市の総人口は減少傾向が続いているものの、移住・定住支援や在留外国人の増加等による社会増もみられることから、引き続き定住施策の強化や外国人市民との共生、若い世代への結婚・出産・子育ての支援の強化等による人口の確保を図っていく必要があります。

国勢調査によれば、本市の人口は平成17年3月28日の合併以降徐々に減少してきており、令和2年国勢調査では40,087人となっています。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区の人口減少が顕著です。



また、第2期かすみがうら市人口ビジョン（令和2年3月策定）によれば、平成30年には社会増減（市内外への転入・転出による人口の増減）は転入超過傾向を示しているものの、自然増減（出生や死亡による人口の増減）は大幅な減少となっており、総人口としては依然として減少傾向を示しています。なお、転入超過の要因としては、企業誘致による就業者の定住の他、企業等で就業する在留外国人の増加も一因になっていると考えられます。



出典：国勢調査、茨城県常住人口調査

総人口については、転入者が増加に転じても、高齢者の人口が多い点を考慮すると、当面の間、自然増減については減少で推移すると見込まれます。

このため、引き続き移住・定住施策の強化や外国人市民との共生等の施策を推進し人口移動の均衡を図りつつ、若い世代への結婚・出産・子育ての支援を強化し、令和7年の出生率1.80を目指していく必要があります。

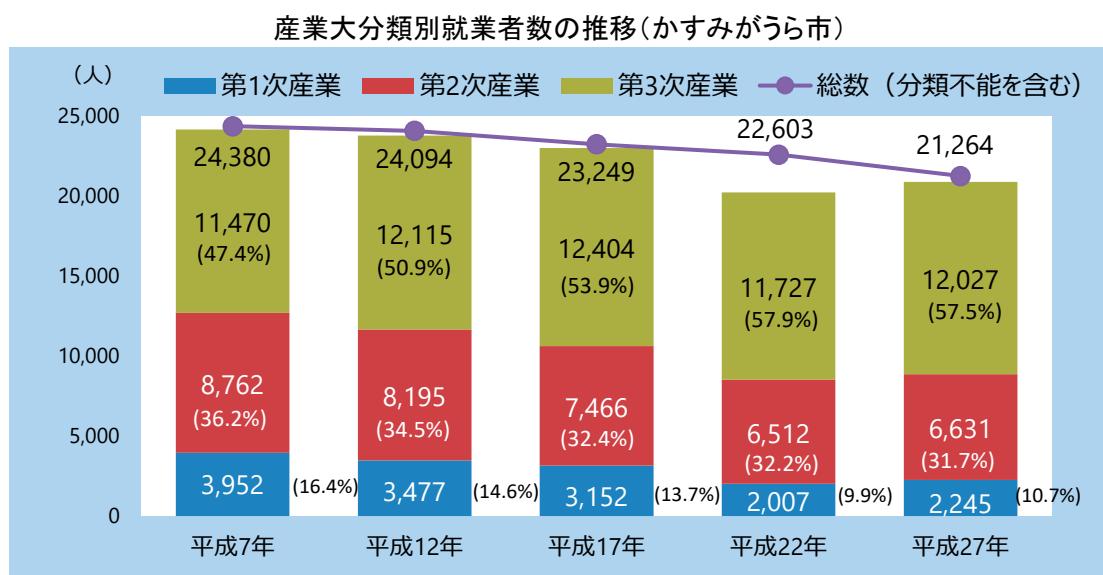
2. 産業動向

生産年齢人口の減少に伴い就業者数も減少傾向にあるものの、企業誘致や認定新規就農者数などで一定の成果もみられることから、引き続き担い手不足や高齢化などの課題を抱える産業界への支援を行っていく必要があります。

観光についても、自然環境を生かしたスポーツイベントや体験型観光などが軌道に乗りつつあり、新たな生活様式に対応した観光施策に取り組んでいく必要があります。

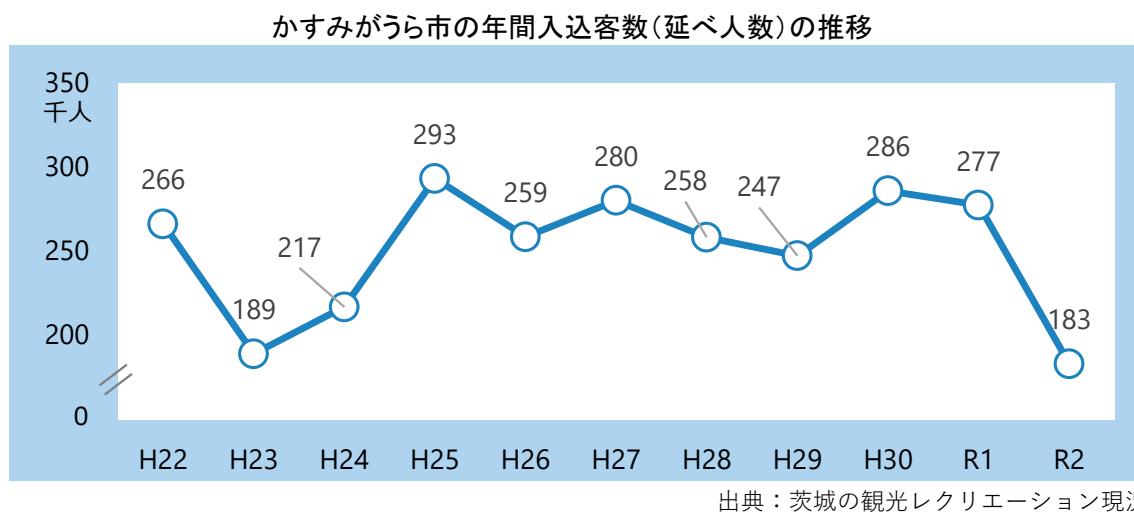
国勢調査によれば、かすみがうら市の男女 15 歳以上の就業者数は平成 27 年で 21,264 人となっており、産業別でみるとサービス業などの第 3 次産業が 57.5% と最も多く、次いで建設や製造業などの第 2 次産業が 31.7% となっています。

就業者数全体は減少傾向にあり、特に第 1 次産業と第 2 次産業就業者数は減少傾向が続いていることから、引き続き担い手不足や高齢化などの課題を抱える産業界への支援が求められています。



出典：国勢調査

観光などの交流人口について、市への年間入込客数をみると、平成 30 年には 28 万 6 千人、令和元年も 27 万 7 千人など、近年は 28 万人前後を維持しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和 2 年には 18 万 3 千人に減少しています。



出典：茨城の観光レクリエーション現況

3. 土地利用

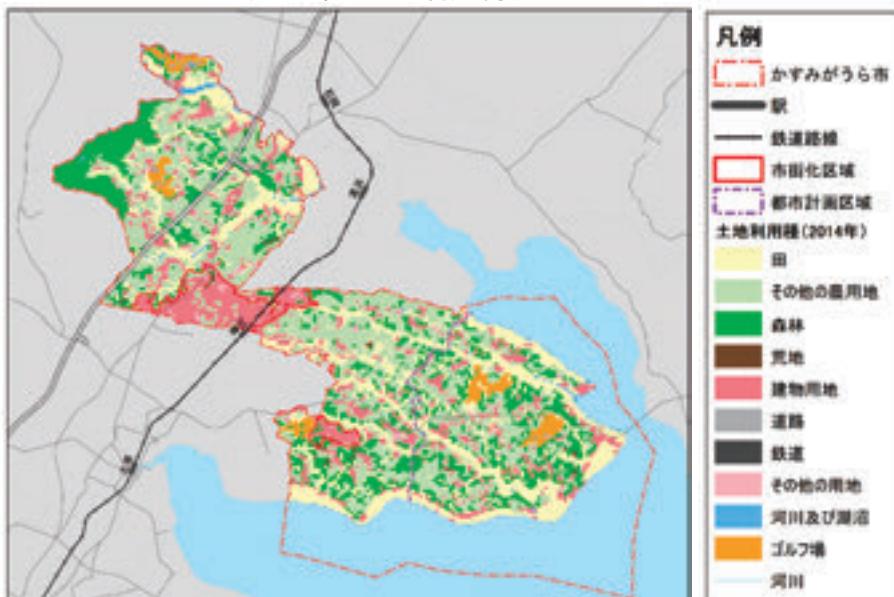
里山や湖、農地などの恵まれた自然環境を保全しつつ、JR神立駅周辺の居住ニーズに対応したまちづくりが求められています。

令和2年12月に策定した都市計画マスタープラン、立地適正化計画においては、まちなかの“活気”と自然との“共生”によるライフスタイルが選択できる“協働”的な都市づくりを目指し、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市の実現に向けた“拠点発展型”的な都市構造の構築に向けて取り組んでいます。

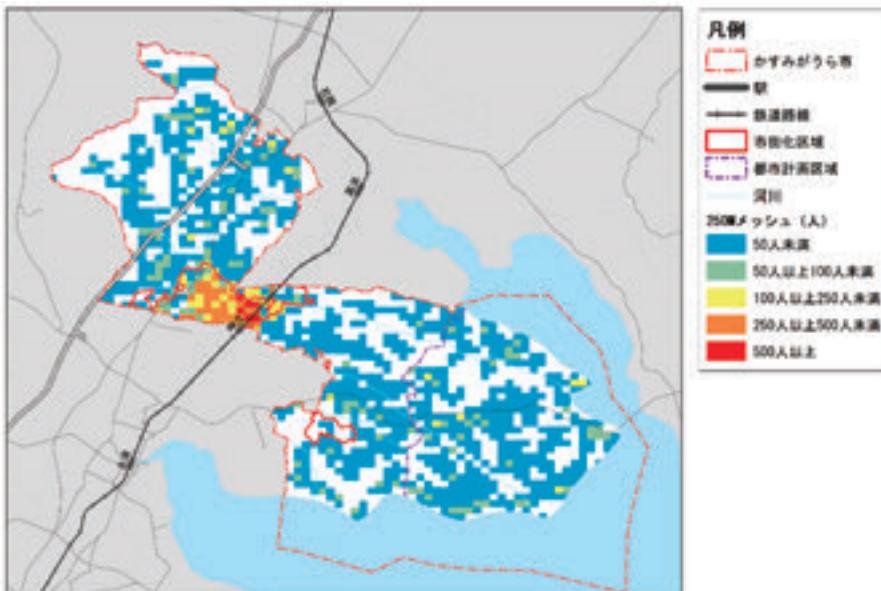
北部は四季彩豊かな里山を有し、南部は霞ヶ浦などの自然環境に恵まれており、市街化調整区域は果樹園・田畠などの農業環境が広がっています。中部の台地には市街地が形成されており、中心市街地に居住誘導を図りつつ、その周辺を取り巻く農地の保全が求められます。

霞ヶ浦地区・千代田地区の両地区の市街化調整区域や都市計画区域外においては低密度に人口が分布している一方で、JR神立駅周辺は都市的土地区域が進んでいることから、持続可能な都市づくりに向けて今後も人口密度の維持と都市機能の維持・誘導が求められます。

平成26年の土地利用現況



平成27年の人口分布(250m メッシュ)



« 参考 » ～かすみがうら市都市計画マスターplanにおける将来都市構造～

かすみがうら市都市計画マスターplan（令和2年12月）においては、第2次総合計画基本構想に位置づけられる土地利用構想図をもとに、本市の骨格となる都市構造として、地域の特性を共有する地域のまとまりとしてのゾーンと、地域資源や都市施設が集積する拠点及びゾーンを連携する交流軸によって構成する将来都市構造を設定しています。

ゾーンについては、市街地形成ゾーン、田園都市ゾーン、水辺交流ゾーン、森林環境共生ゾーンの4つのゾーンを位置づけています。拠点については、市街地形成ゾーンの中心核となる中心拠点、田園都市ゾーンの核となる2つの地域拠点、水と緑を生かした環境保全・交流拠点、地域振興に資する新産業導入拠点を位置づけています。交流軸については、地域交流軸、広域交流軸、広域的ネットワーク形成軸、生活交流軸を位置づけています。

後期基本計画においては、基本構想の実現に向けたより具体的な施策の展開が求められることから、都市計画マスターplan将来都市構造を見据えた事業の推進を図ります。

■将来都市構造図



市街地形成ゾーン	中心拠点	地域交流軸
田園都市ゾーン	地域拠点	広域交流軸（鹿ヶ浦二橋の将来イメージ）
水辺交流ゾーン	新産業導入拠点	広域的ネットワーク形成軸
森林環境共生ゾーン	環境保全・交流拠点	生活交流軸（主要な道路）
		生活交流軸（都市計画道路）

« 参考 »

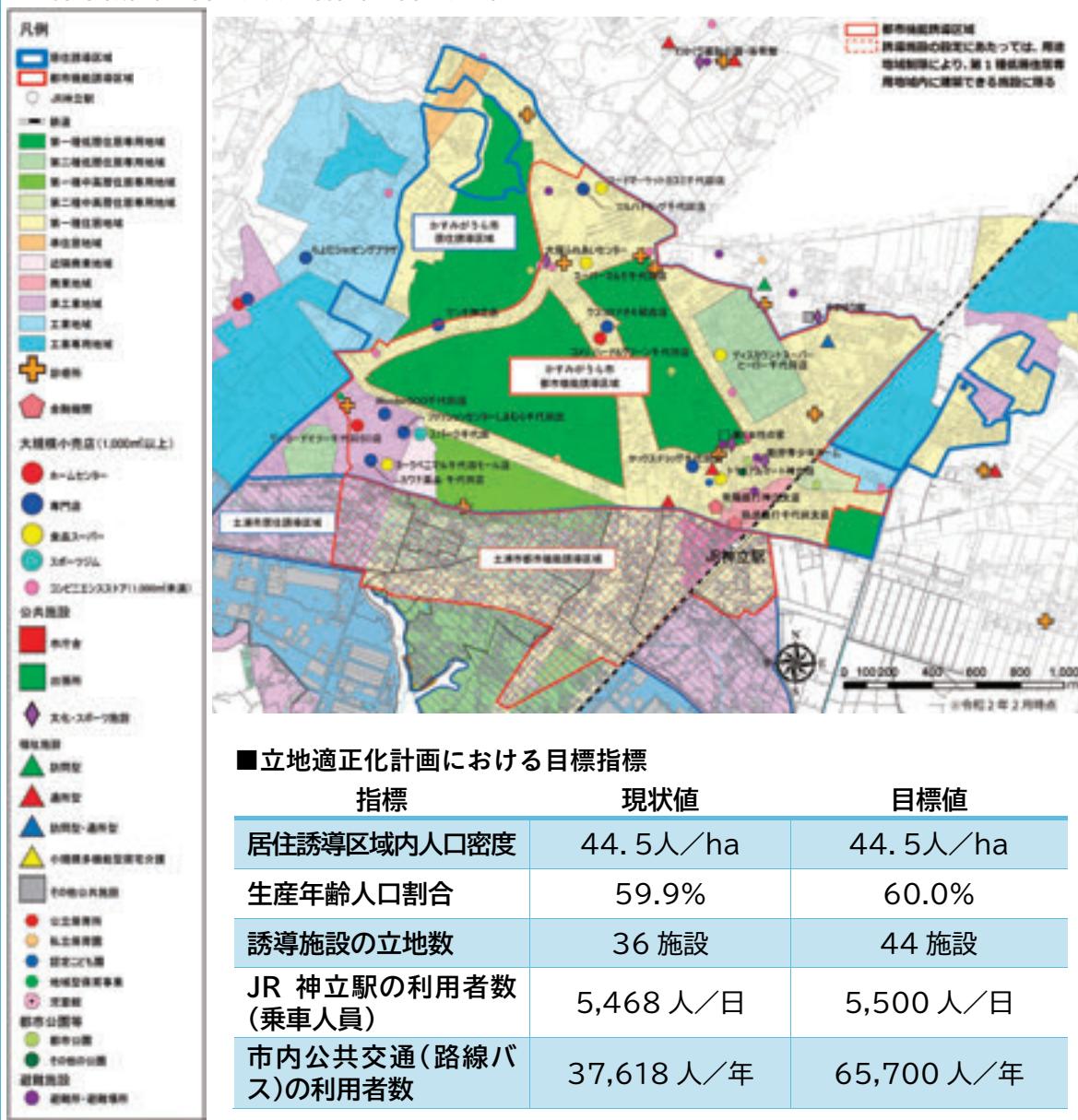
～かすみがうら市立地適正化計画における誘導区域～

かすみがうら市立地適正化計画（令和2年12月）においては、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、JR神立駅周辺の市街地において都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しています。

立地適正化計画では、「持続可能な都市の実現に向けた“拠点発展型”の都市構造の構築」に向けて、JR神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と周辺地域との連携・波及効果により、安心して住み続けることができる都市を目指すこととしています。

目標指標として、居住誘導区域内人口密度や生産年齢人口割合の維持、誘導施設の立地数の増加、JR神立駅の利用者数の維持、市内公共交通（路線バス）の利用者数の増加を掲げ、都市機能と居住誘導に向けた施策や事業の推進と、目標指標の達成に向けた取組を推進します。

■都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定



第3節 社会情勢(5年間の変化)

1. 全国的な人口減少と東京一極集中下における新たな人・企業の動き

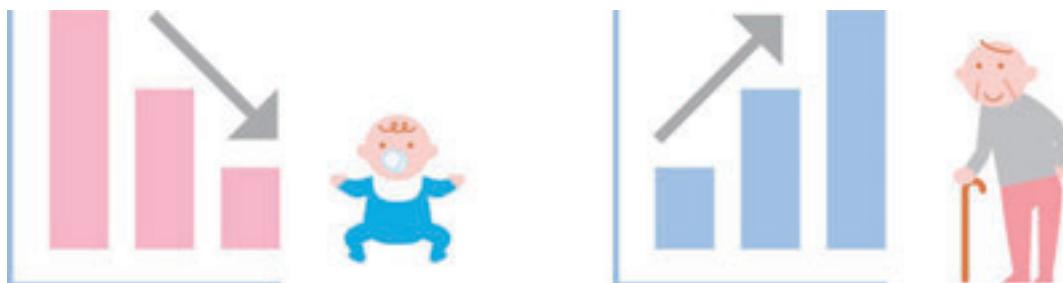
日本の人口は平成 20 年をピークに減少局面にあり、その後は減少傾向が続いているとともに、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況です。

また、人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を除く地方で減少が著しく、全体的な人手不足を女性や高齢者の社会進出により補っている状態です。

さらに、依然として東京圏への転入超過が続き、日本の人口の約 3 割が集中し、東京一極集中に歯止めがかかりません。転入超過数の大半は若年層で、近年は女性が増加傾向にあることにも留意が必要です。また、地方から東京圏への人口移動により、全国的な出生数の減少が続く中、全国に占める東京圏の出生数の割合は増加傾向にあり、地方とのつながりが弱い者が増加することにも留意が必要です。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によって、東京圏などの人口が集中している地域から地方への人口移動や企業移転、働き方の変化によるリモートワーク推奨など、東京圏周辺の移住・定住ニーズが高まりつつあります。茨城県全体では、転出超過が続いていましたが令和 2 年 5 月以降には転入超過に転換しています。

本市においても、霞ヶ浦地区が一部過疎地域に指定されるなど今後も人口減少が予想される中、ポストコロナ社会における新たなニーズを機会としてとらえ、引き続き、移住・定住施策の強化や企業誘致等による人口の確保が求められます。



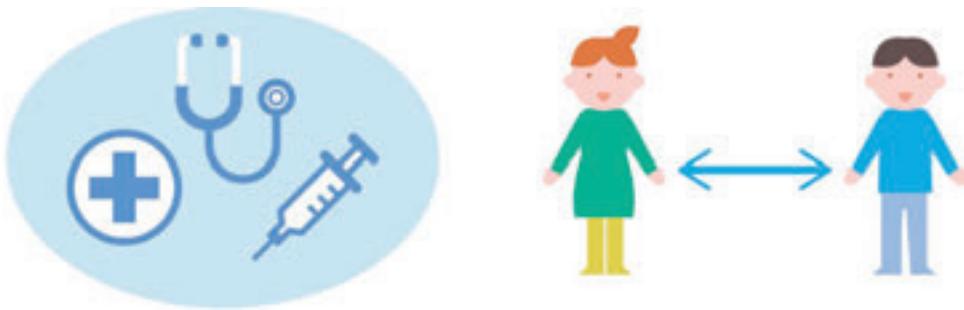
2. 新型コロナウイルス等の感染拡大による新たな生活様式

世界的に広がっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、医療分野のみならず社会全体に甚大な影響を与え、人々の意識や行動に大きな変化をもたらしました。

国内でも新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、緊急事態宣言の発出等への対応が強いられました。全国各地で飲食店の利用者、公共交通機関の利用者、まちなかの人出、ショッピングセンターやレジャー施設の人出が大幅に減少し、幅広い産業における業績の不振によって、企業倒産や失業者の急増等、急速な景気悪化や経済活動の停滞が懸念されています。

今後は「新しい生活様式」への転換によって、感染症リスクの縮減と暮らし方や働き方等との調和を確保するため、ライフスタイルの大きな転換期を迎えていきます。

本市においては、引き続き感染症対策に取り組みながら、市民生活や地域経済の活性化に向けた新たな生活様式への転換を図るとともに、本市の特性を生かした新たな働き方への対応が求められています。



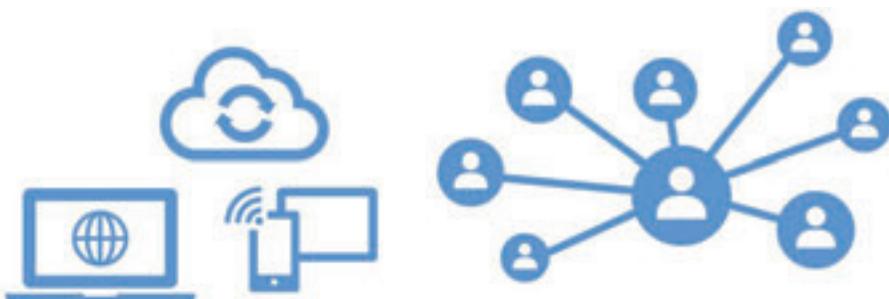
3. Society5.0の推進や自治体DXの推進

新たな技術革新によって、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society：ソサエティ）」とされるSociety5.0が推進されています。

Society5.0で実現する社会では、AI、IoT化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造をもたらす可能性が指摘されています。

また、現代の急速な社会情勢の変化やそれに付随する市民ニーズの多様化に対応すべく、市が提供する行政サービスを効率化、最適化することが課題となっています。そのため、手続や業務の見直し、ICT活用等により業務量やコストの削減を図るなど、デジタル基盤の整備や地域社会におけるデジタル化による自治体DXの推進が求められています。

本市においては、かすみがうら市行財政改革基本方針・アクションプランを策定し、行政サービスの視点からICTの活用や行政手続のオンライン化等によるスマート自治体への変革を推進することとしています。今後のまちづくりにおいては、新たな技術革新を見据えた取組を推進するとともに、本計画の推進や進行管理において、行財政改革と連動した効率的な取組が必要です。



4. 全国で頻発化する自然災害

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性があり、毎年のように水害や土砂災害、地震、津波等の自然災害が発生しています。

自然災害の多い日本において、人命を守ることやいかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保し、国際的な信頼を獲得するためには、平時から事前の備えを行うことが重要であることから、国土強靭化に向けた取組を推進しています。

本市においては、霞ヶ浦の沿岸部や恋瀬川などの沿川において浸水想定区域に指定されており、災害・安全対策への重要性は高まっています。市街地においては比較的自然災害の影響は少ないものの、大規模地震を想定した建物の耐震化や内水氾濫対策など局所的な課題に対応する必要があります。



5. 脱炭素社会への対応

我が国では、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けて、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速化しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定と実施に努めるものとされています。

本市においても、温室効果ガス排出量をゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業者、行政の協働のもと、分散型エネルギーの活用や温室効果ガスの排出抑制などの総合的な取組が求められています。



6. SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を実現するための国際目標です。（下図参照）

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるため、日本としても積極的に持続可能で多様性（diversity：ダイバーシティ）と包摂性（inclusion：インクルージョン）のある社会の実現を目指しています。

本市においても、年齢や障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等に関係なく誰もが多様なあり方を認め合い、対等な立場で参画し、いきいきと自分らしく暮らせる多様性社会の実現を目指します。

本計画では、基本施策ごとに持続可能な世界を実現するための17のゴールとの関係性を示し、SDGsへの貢献に向けた計画とします。



第4節 市民意識を踏まえた課題

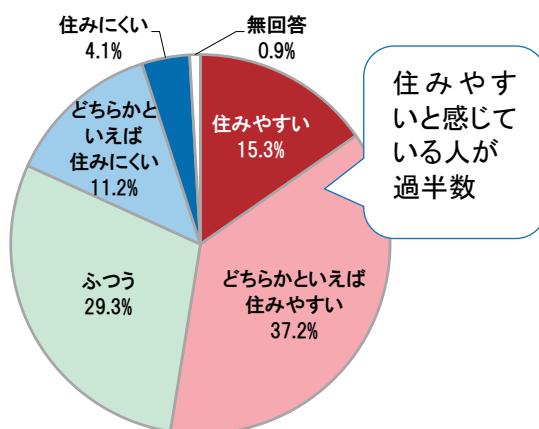
課題1：住みやすさを生かした定住の推進

本市の人口は平成27年の42,147人から令和2年の40,087人に減少しており、今後も人口減少が続くことが予想されます。一方で、市民意識調査においては、住みやすさや定住意向は向上しています。

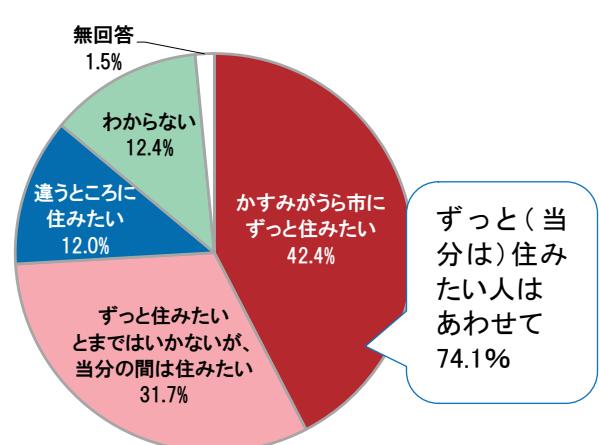
本市においては、これまでに、子育て支援や就労支援の充実、子育てや住宅に関する情報発信等による定住施策に取り組んできました。一方で、市民の幸福感を高めるためには、家族関係や家計に次いで、健康、生活環境、就業、自然環境、子育て支援等を重視した取組が求められています。

これまでの取組や市民意向を踏まえ、人口減少下においても、各分野が連携しながら市民の幸福感を高め、定住を推進する必要があります。

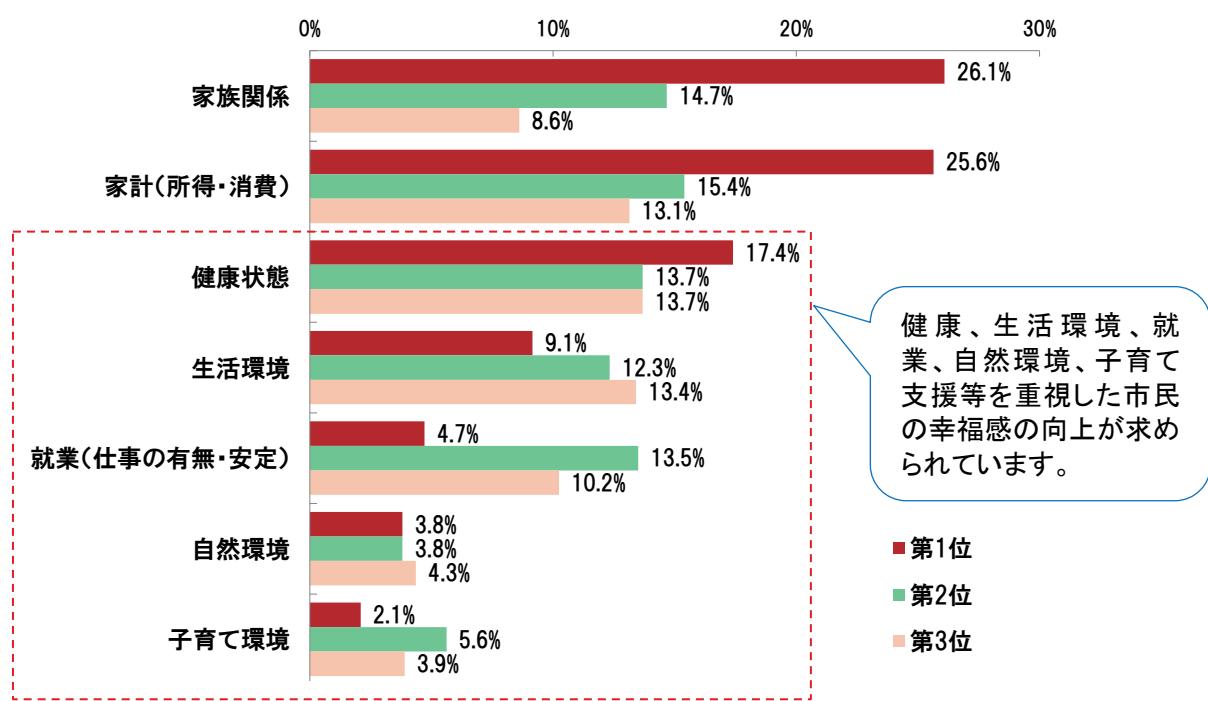
■住みやすさ



■定住意向



■幸福感で重視した項目



健康、生活環境、就業、自然環境、子育て支援等を重視した市民の幸福感の向上が求められています。

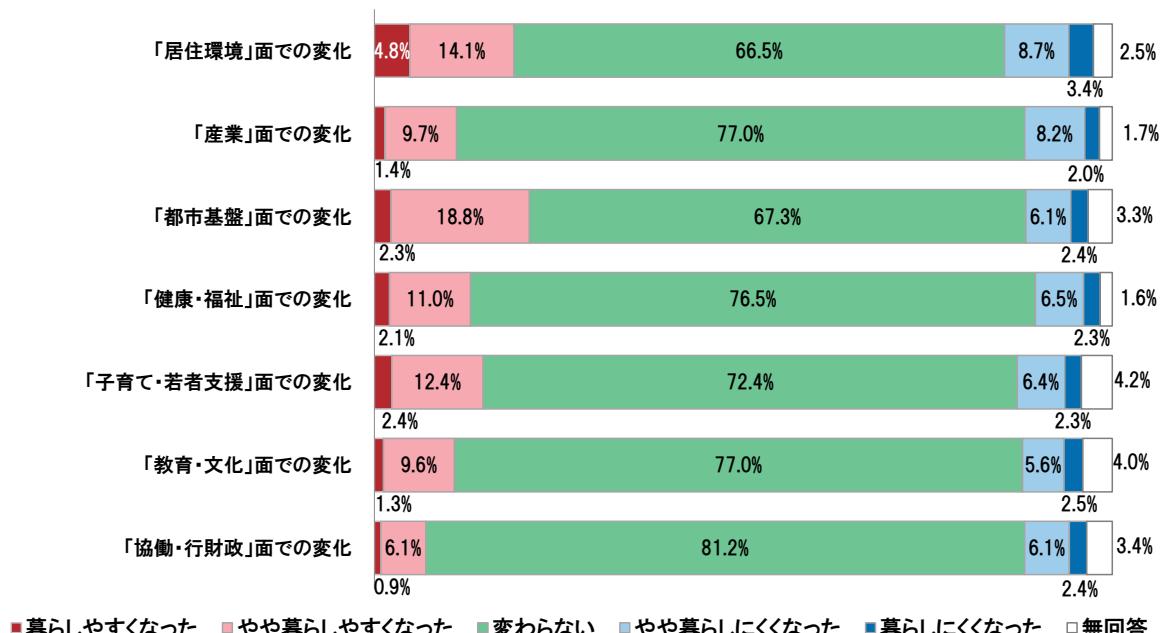
課題2:地域課題の改善による暮らしやすさの更なる向上

市民の住みやすさ・定住意向の向上、移住・定住の推進にあたっては、地域課題を改善し、より暮らしやすい環境を整える必要があります。

市民意向調査においては、5年間の暮らしの変化について全体的に「変わらない」という意見が大半を占めますが、その中でも分野別にみると、「居住環境」や「都市基盤」、「子育て・若者支援」で「暮らしやすくなった」及び「やや暮らしやすくなった」という意向が多くなっています。これは、ウエルネスプラザやJR神立駅周辺の整備の成果であるとともに、引き続き移住・定住の推進に向けた「子育て・若者支援」の充実が必要です。

一方で、年齢別にみると、若い世代においては他の年代と比較して、「空き家対策や活用」や「公園や緑地の整備」などの生活環境、「観光の推進」や「消費者支援」などの都市の活力に係る施策の改善が求められています。高齢者等においては公共交通の利用促進による移動手段の充実が求められます。

■暮らしの変化について



出典：まちづくりアンケート調査（令和3年）

■年齢別の主な重点改善項目

年代	主な重点改善項目
----	----------

10歳代	空き家対策や活用、観光の推進、公共交通の充実など
20歳代	公園や緑地の整備、消費者支援、公共交通の充実など
30歳代	公園や緑地の整備、安全な歩道・道路の整備、防犯対策の推進など
40歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、公園や緑地の整備など
50歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、空き家対策や活用など
60歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、計画的な行財政運営など
70歳代以上	公共交通の充実、農地の利活用、安全な歩道・道路の整備など

課題3：新たな生活様式に合わせた人の交流やコミュニケーションの変化への対応

本市においては、これまでに歩崎公園や地域資源を活用した観光振興・交流人口の増加に取り組んできました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人の直接的な交流機会や地域活動機会が減少しており、オンラインによる新たな交流機会が増えています。

団体アンケート調査においても、コロナ禍によるイベント等の観光・交流機会の減少や子どもの交流機会の減少、スポーツ・レクリエーション活動の停滞が指摘されています。

そのため、今後は東京圏に隣接した本市の位置特性を生かしたマイクロツーリズムを推進するとともに、ポストコロナ社会による新たな生活様式に合わせた交流・連携を推進し、目的別のコミュニティの推進や市民同士の連携機会の創出により、多様な主体と行政との協働のまちづくりの推進が求められます。

■感染症拡大による市民活動への影響

団体アンケート調査による主な意見

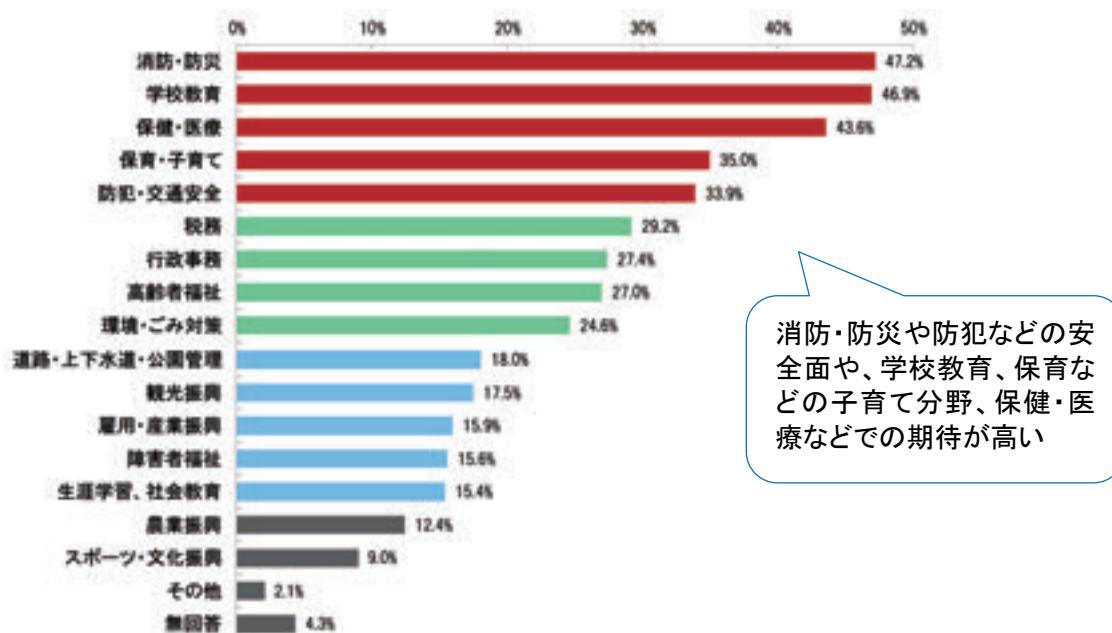
- スポーツ、レクリエーション活動が停滞している
- 観光・産業活動が消極的になっている ○サイクリング事業等の活性化
- 子どもたちの交流が激減している ○リモート学習における家庭環境への対応

課題4：デジタル化社会に対応した行財政改革の必要性

これからまちづくりにおいては、まちづくりにおけるSociety5.0の推進や行財政運営・手続きのデジタル化への対応が求められます。

市民意向調査においては、消防・防災や防犯などの安全面や、学校教育、保育などの子育て分野、保健・医療、行財政事務などの多様な分野でのデジタル化が期待されています。そのため、ICTやAIなどの次世代技術を活用した自治体DXを推進する必要があります。

■行政のデジタル化に期待する分野



出典：まちづくりアンケート調査（令和3年）

第3章 基本構想の概要

第1節 市の将来の姿

1. 将来都市像

第2次総合計画における将来都市像については、第1次総合計画の将来都市像「きらきら
いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を踏まえつつ、豊かな自然のもと、市民の安全・
安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていく
ことを目指して、「きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市 ～ 未来
へ紡ぐ安心とやさしさの郷(さと) かすみがうら ～」と定めています。

みず みどり
きらり輝く 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら ～

すべての市民が地域を創る人財としていきいきと光り輝き、産業や文化、豊富な資源が地域
に活気を与え、人々の豊かな気持ちが未来へ安心と優しさを紡いでいく、ふれあい都市「かす
みがうら」を創造していきます。

2. まちづくりの基本理念

目指すまちづくりの方向性と考え方をまちづくりの基本理念として以下の3つを掲げてい
ます。

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

先人から受け継いできた豊かな自然などの資源を守り、地域の産業とともに育て生かしながら
豊かなまちを目指します。

2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

交通や施設などの利便性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、防災や防犯体制も整った
快適で安全なまちを目指します。

3. ともに支え成長する人財あふれる安心なまち

市民が心身ともに健康で豊かな人間性を育みながら成長し、地域の人財として、ともに支え
合い安心して暮らせるまちを目指します。



第2節 施策の大綱

第2次かすみがうら市総合計画・基本構想における施策の大綱は以下のとおりです。

1. 施策の体系



2. 施策の方針

«居住環境»

1. 自然の恵みを享受できるまちづくり

(1) 自然環境の保全と活用

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、環境美化の創出や豊かな自然環境の保護・保全に努めます。また、観光や産業振興と連携をとりながら、豊かな自然環境を守りつつその活用を図っていきます。

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化をさらに推進するとともに、公害を未然に防止するための監視体制の強化や相談窓口の充実、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

(2) 快適な住環境の整備

快適な生活環境を確保するため、安全かつ強靭で持続的な水道水の供給や衛生的な下水道の整備を進めるとともに、河川の防災機能強化について、計画的な改修と整備による治水対策を推進します。

自然とのふれあいや憩い、コミュニティ形成の場として、公園・緑地の整備を進めながら、良好な居住環境の維持保全に努めます。

(3) 資源循環型社会の形成

ごみの再資源化や減量化、資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり

«産業»

(1) 農林水産業の振興

経営改善に取り組む意欲のある担い手の営農活動を支援し、経営の拡大や法人化を推進します。また、新規就農者や農業後継者が育つ環境を整備し、将来の担い手の確保に努めます。

生産性向上と景観や自然環境保全とのバランスに配慮しながら、農地の利用集積や森林機能の維持確保、湖面の活用などを推進します。

消費者の求める安全で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組みブランド化を促進します。

(2) 商工業の振興

新鮮な産物を販売する直売所の活用や地産地消の推進と販路拡大を進めるとともに、農林水産業や観光と連携し地域の特性を生かした商品づくりを奨励します。

中小企業の事業活動を支援し、地域経済の健全な発展に努めます。

市民が安心して消費生活を営むための情報提供や、消費者に対する意識啓発と相談体制の充実を図ります。

(3) 観光の振興

農林水産業をはじめ様々な産業との連携のもと、本市の特色を生かしながら新たな地域資源にも着目し魅力ある観光交流のまちづくりを進めます。

筑波山や霞ヶ浦などの主要な観光地のネットワーク化を推進し、恵まれた交通基盤や立地条件を生かし、活気に満ちたまちを創出します。

«都市基盤»

3. 安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 適正な土地利用の推進

活気ある商・工業地や良好な住宅地の形成に向けた都市基盤の整備を図るとともに、森林や水辺などの環境を保全しつつ、自然と農業環境との調和に配慮し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進します。

(2) 都市基盤の整備

市民生活や経済活動の利便性向上、及び防災体制の強化などの観点のもと、主要幹線道路や生活道路の整備とネットワーク化を進め広域的な道路体系の確立を図ります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、誰もが住みよいまちづくりに向けた道路網と交通網の形成に努めます。

公共施設の老朽化の進行や需給バランスの変化に対応し、広域的な連携も視野に、公共施設の機能複合化や総量縮減、利用環境の向上、効率的・効果的な維持管理を進めます。

(3) 安全な住環境の推進

大規模な災害や事件・事故などから市民の生命や財産を守るために、国や県、周辺自治体と連携しながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害に対する危機管理体制を強化するとともに、消防・救急体制の充実、地域防災力の強化などに努め、災害に強いまちづくりを進めます。

安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、交通安全意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動の強化などを進めます。

«健康・福祉»

4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民一人ひとりにあった健康維持・増進や疾病予防、早期発見・早期治療などの各種健康づくり事業を推進するとともに、正しい情報提供や意識啓発を推進し、市民の自主的な健康管理や保健予防を支援します。

必要な時に適切な医療を安心して受けられるよう、休日、夜間、緊急時等における救急医療や小児医療などの医療体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、医療福祉費の助成などの適正な運用を図ります。

子どもから高齢者まですべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう食育の環境整備を推進するとともに、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防に努め健康寿命延伸の実現を目指します。

(2) 高齢者福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるように、関係機関との協力体制強化や生活支援サービスの充実、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくり支援などを通じて、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の充実を図ります。

介護保険制度に対する周知をさらに徹底し、サービスの適正な利用の促進や介護者への支援体制の充実などを進めるとともに、サービスの質の向上やサービス供給体制の強化など制度の安定した運用に努めます。

(3) 障害者福祉の向上

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援体制の構築を図るとともに、日常生活や社会生活を可能とするために必要なサービスの確保に努めます。

障害児教育や療育支援体制の充実、各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進め、障害の有無に関わらず誰もがともに暮らす「共生社会」の実現を目指します。

(4) 地域福祉の向上

年齢や性別、障害の有無に関わらずすべての市民が地域社会を構成する一員としてお互いを尊重し支え合って暮らせるよう、広報・啓発活動や福祉教育の充実などを通じて地域福祉に対する市民の意識高揚と参画を促します。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、低所得者や生活困窮者に対する適正な保護や自立の支援を図るとともに、セーフティネットとしての国民年金制度の理解と普及に努めます。

«子育て・若者支援»

5. 未来を担う若者を育むまちづくり

(1) 次世代の育成支援

子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、必要な教育・保育サービスの量的確保や質の向上に努め、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を展開します。

子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援に努め、ひとり親家庭の生活安定の向上を図ります。

(2) 社会性豊かな青少年の健全育成

次世代を担う青少年の心身の健全育成を図るために環境整備や郷土教育などに努めるとともに、青少年の自主的活動や地域社会活動への参加を積極的に支援し、各関係団体はもとより学校、家庭、地域などの社会が一体となって総ぐるみの活動を展開します。

(3) 起業化の支援

新規分野へ参入する起業への支援や情報通信技術や地域資源を活用した企業などの育成を支援します。

«教育・文化»

6. 豊かな学びと創造のまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童生徒が社会環境の変化に主体的に対応できる能力と豊かな心を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育を推進します。

教育環境や教育施設の整備充実、学習内容の充実や教職員の指導力向上を進めるとともに、教育相談の充実や環境、福祉、郷土を知る教育など、学校や地域社会の実情に応じた特色と魅力あふれる学校・教育環境づくりを進めます。

(2) 生涯学習の充実

あらゆる世代の市民が、生涯を通じて自分自身を高めるための学習を自発的に取り組めるよう、身近な学習活動拠点の整備や多様な学習プログラムの提供など、生涯学習の環境づくりを進めます。

地域の連帯やコミュニティづくり、スポーツ・レクリエーション活動など、市民が学習した成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

(3) 地域文化の継承と創造

地域の財産である文化財、文化的景観、文化活動の保護や伝承に努め、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティの形成に努めます。

歴史や風土に根ざした文化を継承するとともに、観光などと連携した魅力的な文化活動の創造や、地域の特色や強みを生かした地域間交流を推進します。

7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

(1) 市民活動の支援

市民と一緒にまちづくりを進めるため、市民の自主的な地域まちづくり活動の支援に努めるとともに、多様な主体の連携を促進し、市民と行政の協働体制の構築に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

地域や家庭、学校教育、職場などにおける男女共同意識の高揚に努めるとともに、性別にとらわれることなく、その個性や能力を十分に発揮することができる地域社会の形成を進めます。

(3) 産学官連携の推進

大学や企業・研究機関などとの連携を強化し、活力ある地域社会の持続的な発展と市民サービスの向上を目指します。

(4) 広報・広聴活動の充実

積極的に行政情報やまちづくり情報の公開を推進し、確かな情報を迅速に市民へ提供できる環境を整備するとともに、市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

地域の魅力や個性を市内外に発信し、本市の認知度とブランドイメージを高めるためのプロモーションを総合的かつ戦略的に取り組みます。

(5) 行政サービスの向上

行財政改革の着実な実行に向けて、評価システムや新地方公会計制度の活用、職員の意識改革を進め、計画的・効率的な財政運営の維持に努めます。多様な行政課題や市民ニーズに迅速に対応するため、関係自治体などのさらなる連携に努めるとともに、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。

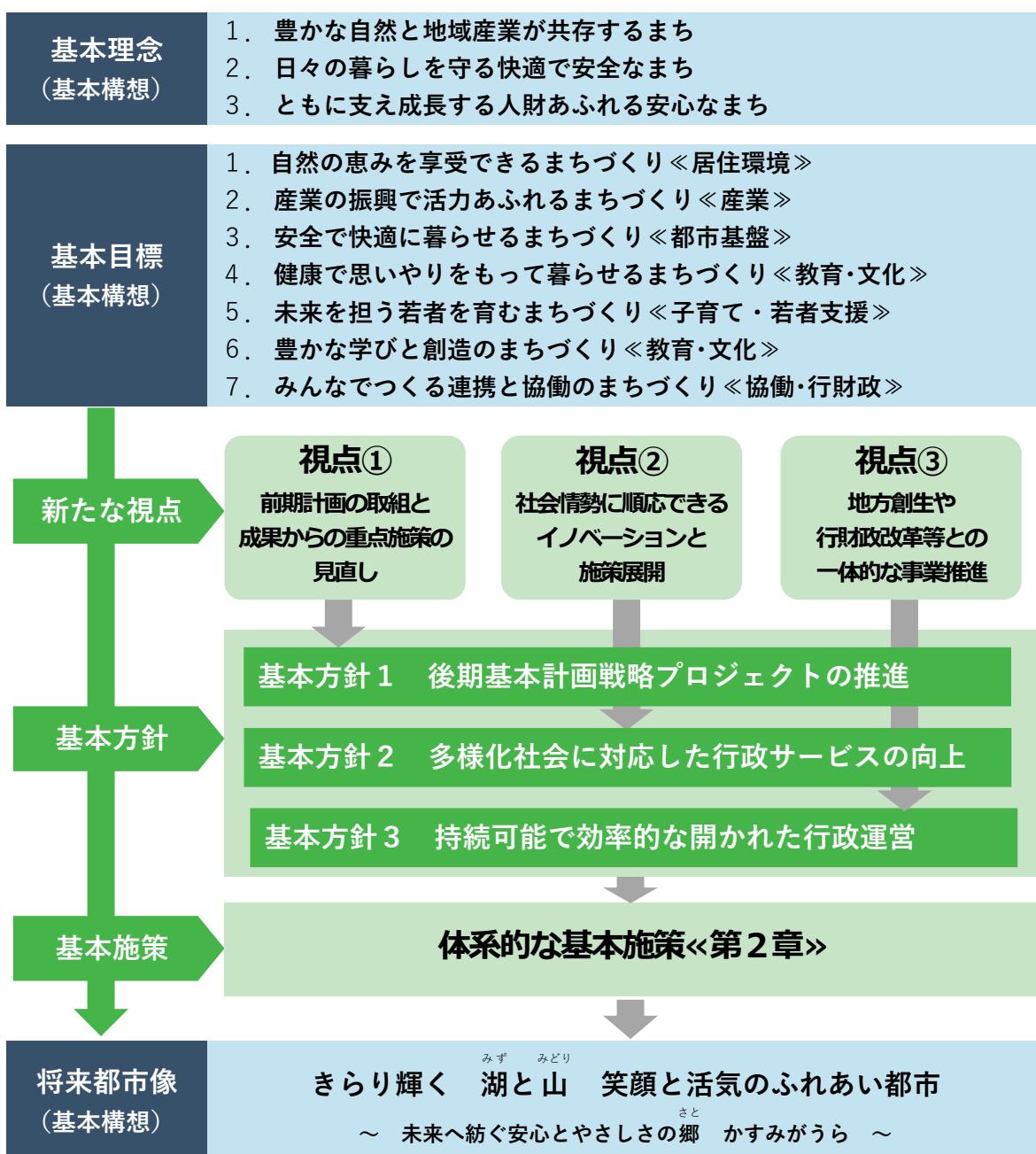
第2編

後期基本計画

第1章 基本方針

第1節 将来都市像の実現に向けた体系

新たな視点による3つの基本方針に基づき、取組の具現化、施策の展開を図るとともに、計画の進行管理による行政運営の見える化に取り組み、基本構想の将来都市像「みどり きらり輝く湖と山 みどり 笑顔と活気のふれあい都市」の実現を目指します。



第2節 新たな視点

本市の現状や社会情勢の変化、市民意向等を踏まえ、以下の3つの視点で後期基本計画を策定します。

視点① 前期計画の取組と成果からの重点施策の見直し

策定にあたっての考え方

施策の目的を明確にし、目指すまちの姿が共有できる計画にするためには、施策ごとの5年後の状態を示すとともに、前期基本計画の成果と課題を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策の推進が求められます。

ニーズ

市民意向においては、住みやすさや定住意向の向上がみられるものの、高齢者等が安心して暮らすことができる環境づくりや若者が子育てしやすい環境づくりなど、さらなる移住・定住に係る取組が求められます。

課題の整理

これまで取り組んできた歩崎公園を中心とした観光振興やウエルネスプラザの整備、JR 神立駅周辺の整備等の成果を生かし、多様な世代が暮らしやすい環境づくりや交流から移住・定住につなげる施策展開が求められます。

新たな視点

そのため、後期基本計画においては、前期基本計画で掲げる戦略プロジェクトの更なる推進に向け、多様な交流機会の創出からコロナ禍における新たな働き方・定住・移住施策の展開、公共交通対策や低未利用地対策等の重点化を図ります。

基本方針1

後期基本計画戦略プロジェクトの推進

視点② 社会情勢に順応できるイノベーションと施策展開

策定にあたっての考え方

めまぐるしく変化する社会情勢に対応するために、SDGsへの対応や新たな技術革新の進展、自然災害や環境意識の高まり等の多様化社会に対応したまちづくりが求められます。

ニーズ

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活が激変する中で、先進技術等も活用しながらポストコロナ社会における新たな生活様式への対応が求められます。

課題の整理

これらの社会情勢に対応して、新しい視点によるイノベーションを推進し、変革や創造による行政運営と施策展開が求められます。

新たな視点

そのため、各施策の展開においてSDGsへの貢献を明確にするとともに、多様化社会や新たな生活様式に対応した施策展開を図ります。また、行財政改革基本方針・アクションプランと連動し、デジタル化による行政サービスの向上と効率化などの自治体DXの推進を図ります。

基本方針2

多様化社会に対応した行政サービスの向上

視点③ 地方創生や行財政改革等との一体的な事業推進

策定にあたっての考え方

ニーズ

課題の整理

新たな視点

基本方針3

第2期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略や行財政改革基本方針、都市計画マスターplan、国土強靭化地域計画など新たな重要な計画を策定しました。そのため、本計画は各種計画を一体的に推進・進行管理できる計画とする必要があります。

市民意向においては、暮らしやすさの変化について、「協働・行財政」分野の評価が低くなっています。また、消防・防災や防犯などの安全面や教育、子育て、保健・医療、行財政事務などの多様な分野でのデジタル化が期待されています。

これらのニーズに対応し、協働のまちづくりや行財政運営の改革・見える化と、総合戦略・行財政改革基本方針の両計画に位置づけられた施策の重点化を図るとともに、連動した施策展開と一体的な進行管理が求められます。

そのため、後期基本計画においては、本計画に位置づける各施策と、総合戦略や行財政改革基本方針・アクションプランに位置づけられる施策との関連性を明確にします。また、一体的な施策展開と適切な推進に向けた進行管理の方法を位置づけます。

持続可能で効率的な開かれた行政運営

第3節 基本方針

基本方針1 後期基本計画戦略プロジェクトの推進

1. 戰略プロジェクトの位置づけ

将来都市像の実現に向けて、前期基本計画の3つの戦略プロジェクトの進捗状況・課題を踏まえ、新たな視点を取り入れ、基本施策の中から今後5年間に重点的かつ積極的に取り組む施策を戦略プロジェクトとして設定します。

2. 前期基本計画の進捗と課題

3つの戦略プロジェクトについて、前期基本計画における進捗と課題を整理します。

戦略1：湖山と文化の“お宝”活用プロジェクト

- コロナ禍において、市内の観光施設では交流人口の減少がみられますが、歩崎公園を拠点としたアウトドアイベントにおいてはイベント参加者数の増加がみられます。
- 地域経済に波及するためには、滞在時間の増加、市内消費の拡大が必要です。
- 新たな定住者の増加や雇用の拡大につなげるためには、継続的な取組が求められます。

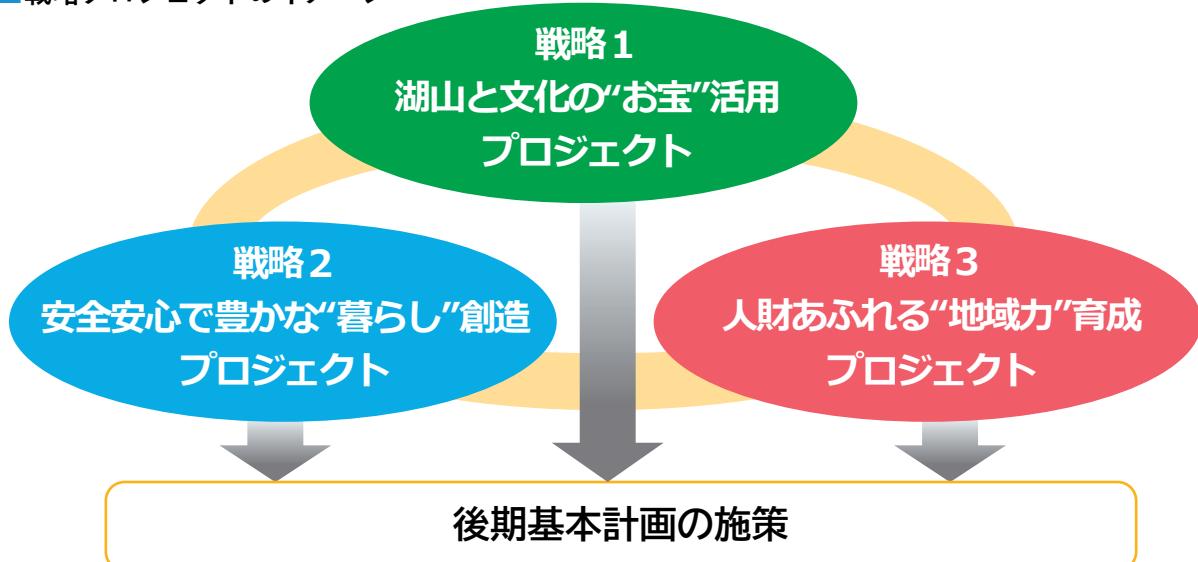
戦略2：安全安心で豊かな“暮らし”創造プロジェクト

- 空家情報バンク登録に必要な条件（相続等の名義変更）が整っていない空家が多数あり、成約数の増加につながっていません。
- デマンド型乗合タクシー等により交通不便地域は解消できましたが、公共交通を維持するために利用促進が求められます。

戦略3：人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

- 子どもミライ学習事業を通じて、小中学生が地域に関する理解を深め、愛着度の向上を図るとともに、将来について考える機会の確保に向けて取り組んでいます。
- 20～30歳代の若者の定住率・UIJターン数の増加につなげるためには、継続的に取り組むことが求められます。

■戦略プロジェクトのイメージ



3. 戦略プロジェクトの概要

戦略1 湖山と文化の“お宝”活用プロジェクト

■プロジェクトの内容

霞ヶ浦や新治台地、地域の文化などは本市の宝であり、永続的に保全し次世代に継承するとともに、豊かな自然を産業や観光の振興に活用し、市全体における滞在時間の増加や市内消費の拡大を目指します。また、地域経済の循環を促進するため、地域産業の連携を強化するとともに、新たな働き方として、ワーケーションやテレワークなど働きやすい環境づくりに取り組みます。

■成果目標

短 期	関係人口の増加 滞在時間の増加、市内消費の拡大
中長期	新たな定住者の増加、第1次産業活性化・6次産業化による雇用の拡大

■プロジェクトのイメージ



戦略2 安全安心で豊かな“暮らし”創造プロジェクト

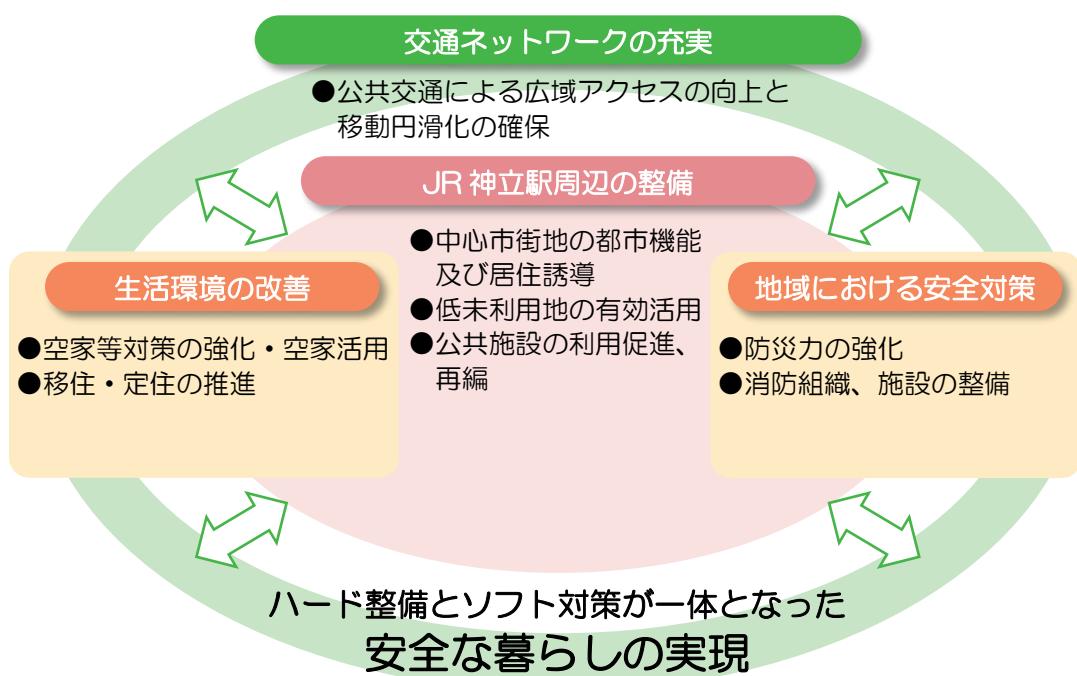
■プロジェクトの内容

JR神立駅周辺を中心拠点をはじめとした計画的なまちづくりにより、都市基盤・交通基盤などの生活環境が整った快適な暮らしと災害に強い安全な暮らしを実現し、中心拠点と千代田地区や霞ヶ浦地区のネットワークを形成することで生涯住み続けることができるまちづくりに取り組みます。

■成果目標

短 期	空家・空き地の解消 公共交通の利用者数の増加（掘り起こし）
中長期	移住・定住者の増加

■プロジェクトのイメージ



戦略3 人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

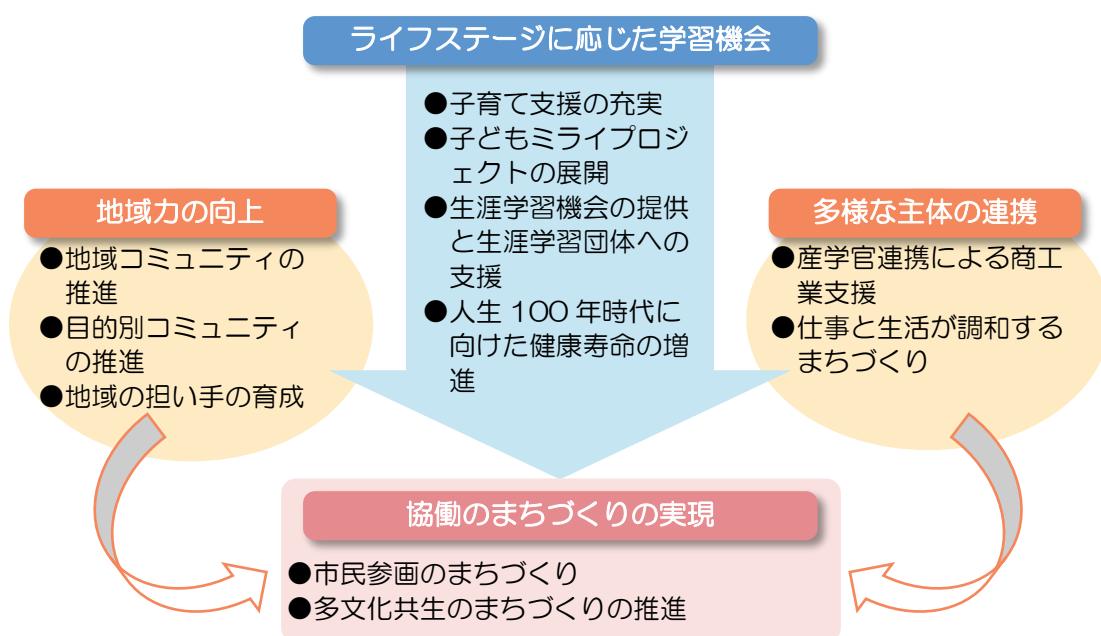
■プロジェクトの内容

新たな生活様式に対応しながら、ライフステージに応じた学習機会の創出により、市民一人ひとりが地域の人財としてまちづくりに参画する土壤を育むとともに、住みよいまちづくりに向けた福祉の向上や多様な主体の連携を強化することで地域力を高めるまちづくりに取り組みます。

■成果目標

短 期	市や国の現状・将来に関する理解度の向上 市内中学生の地元愛着度の向上 児童・生徒の学力の向上
中長期	20~30歳代の若者の定住率・UIJ ターン数の増加

■プロジェクトのイメージ



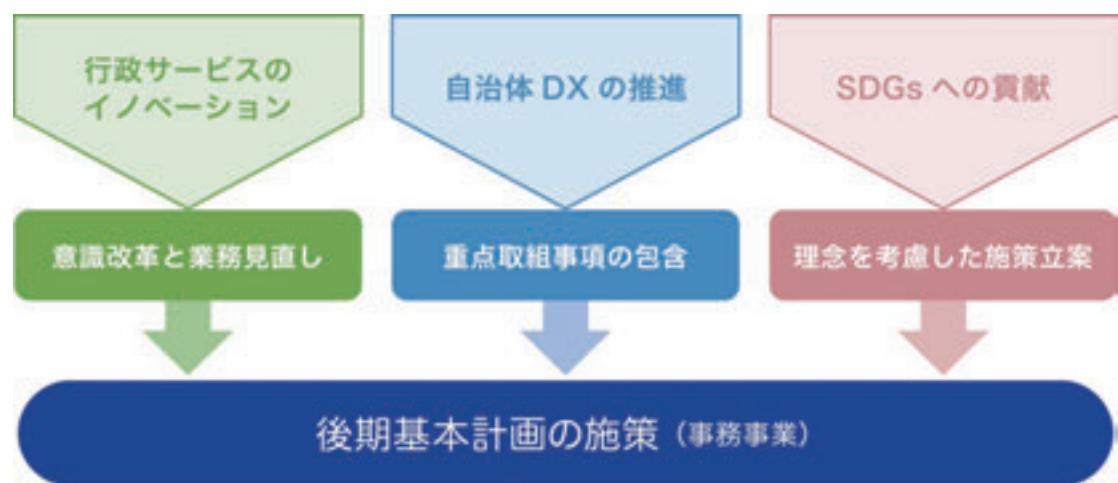
基本方針2

多様化社会に対応した行政サービスの向上

1. 行政サービスの向上への取組概要

社会情勢に順応できるイノベーションを推進するためには、様々な要素を網羅的に施策に反映していくことが必要です。そのため、新たに施策展開していくポイントを抽出し、特に積極的に取り組むこととする3項目を重点ポイントとして設定します。

■ 基本方針2における重点ポイントのイメージ



■ 社会情勢の状況 (VUCA時代の構図)



「VUCA (ブーカ)」は4つの単語の頭文字をとった造語

V olatility	変動性	「これからどのような変化が起こっていくのか」が予測不可能な、変動が激しい状態
U ncertainty	不確実性	不確実な事柄が多く、「この先、私たちを取り巻く環境がどう変化していくのか」がわからない状態
C omplexity	複雑性	さまざまな要素・要因が複雑に絡み合ってい、単純な解決策を導き出すのが難しい状態
A mbiguity	曖昧性	「どうしたら、問題を解決できるのか」「本当にこの方法で解決できるのか」のように、絶対的な解決方法が見つからない曖昧な状態

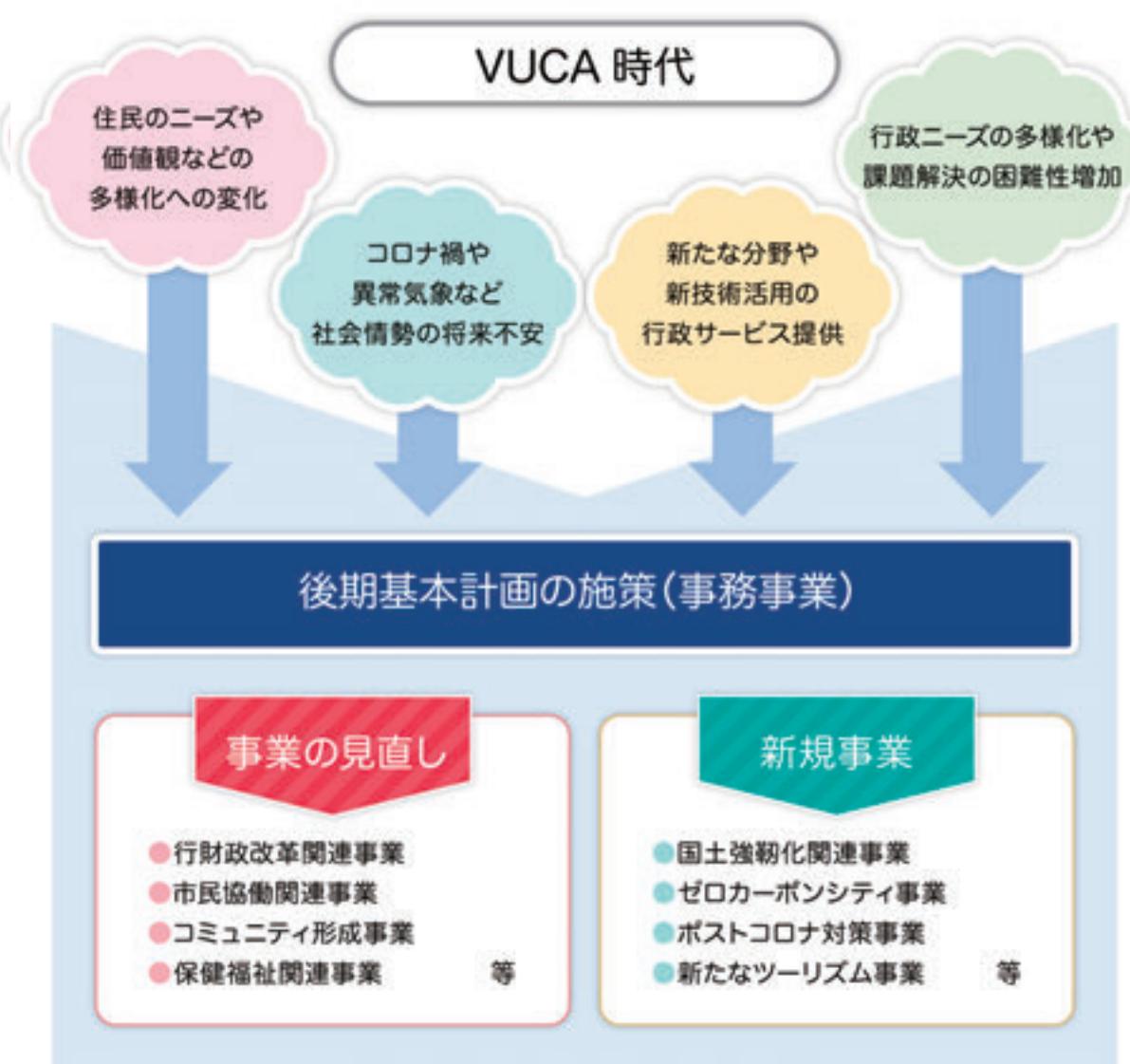
2. 重点ポイントの概要

重点ポイント① 行政サービスのイノベーション

■重点ポイントの内容

ポストコロナ社会における新たな生活様式や自然災害や環境意識の高まり等の多様化する社会情勢を鑑みて、新しい視点による既存事業のイノベーションの推進や新たな事業の創造による行政運営と施策展開を実施します。

■重点ポイントのイメージ



重点ポイント② 自治体 DX の推進

■重点ポイントの内容

目指すべきデジタル社会のビジョンを実現するため、先端デジタル技術を活用した住民の利便性向上と業務の効率化などに取り組みます。この取組では、自治体DX推進計画の重点取組として掲げられた8項目を中心とし、全庁的に着実に実行していくことで、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指します。

■重点ポイントのイメージ

自治体 DX の推進による効果



重点ポイント③ SDGsへの貢献

■重点ポイントの内容

SDGs の基本理念を踏まえて設定された 17 のゴールと 169 のターゲットが、各施策とどのように関連性を持つのか明確にします。この関係性を踏まえて施策展開を図ることとし、持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

■重点ポイントのイメージ



かすみがうら市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

基本方針3

持続可能で効率的な開かれた行政運営

1. 開かれた行政運営への取組概要

総合計画は、市が目指すべき将来目標の実現のため、具体的に施策をまとめたものです。目標達成のためには行政だけでなく、多様な主体が連携して地域全体で取り組むことが重要です。そのため、すべての人が当事者意識をもってもらえるように意識改革を図り、市政への参画機運を向上させなければなりません。

そして、持続可能で効率的な開かれた行政運営を実現するため、行政と市民が歩調を合わせて計画を推進していくために、3つのポイントを設定し取組を実行していきます。

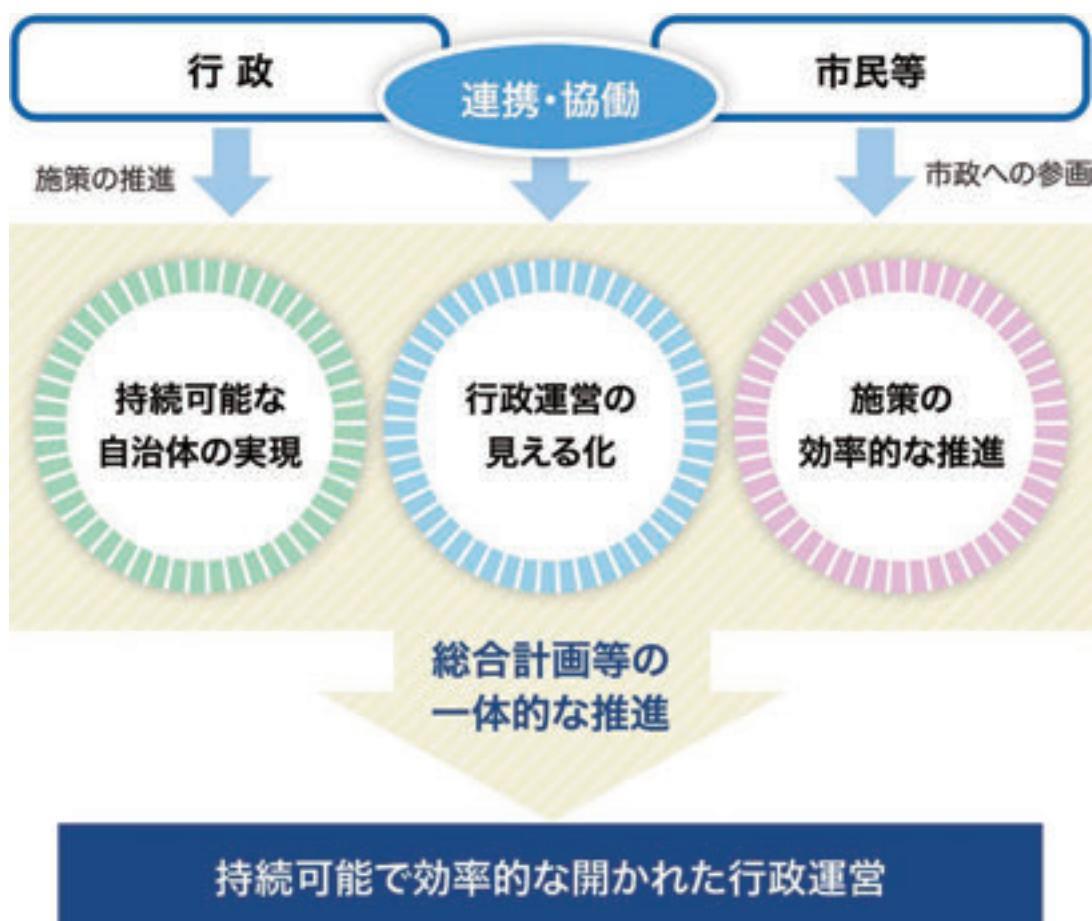
■基本方針3における重点ポイント

重点ポイント① 持続可能な自治体の実現

重点ポイント② 行政運営の見える化

重点ポイント③ 施策の効率的な推進

■行政運営のイメージ



2. 重点ポイントの概要

重点ポイント① 持続可能な自治体の実現

■重点ポイントの内容

持続可能な自治体を実現するには、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいる背景から、安定した財源の確保が求められています。そのため、これまでの財政運営を見直して将来負担を減らすため、公共施設の見直しや新たな財源の確保に取り組むほか、積極的に民間事業者との連携を図り、経費の削減や地域の活性化に取り組んでいきます。

また、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに至るライフステージごとに満足感を持てる環境を整えることで定住化の促進を図っていきます。さらに、安心して地域に暮らし続けられるため、若者から高齢者までのあらゆる世代がつながりを持って、相互に支えあう仕組みづくりに取り組んでいきます。

施策の具体的な取り組みにおいては、「人」の力が必要不可欠で市の職員だけでなく、多様に主体となりうる市民の協力と連携が重要となります。そのため、担い手の意識改革と育成を図ることで、市民の参画と協働を促進し安定的で持続的な地域社会の基盤を構築することができます。

そのため、人づくりへの注力や自分たちの安心な未来を望むことができる基盤を整え、安定的で持続的な地域経済や、新しい時代に対応した強固な自治体の構築を図ります。

■持続可能な自治体実現のイメージ



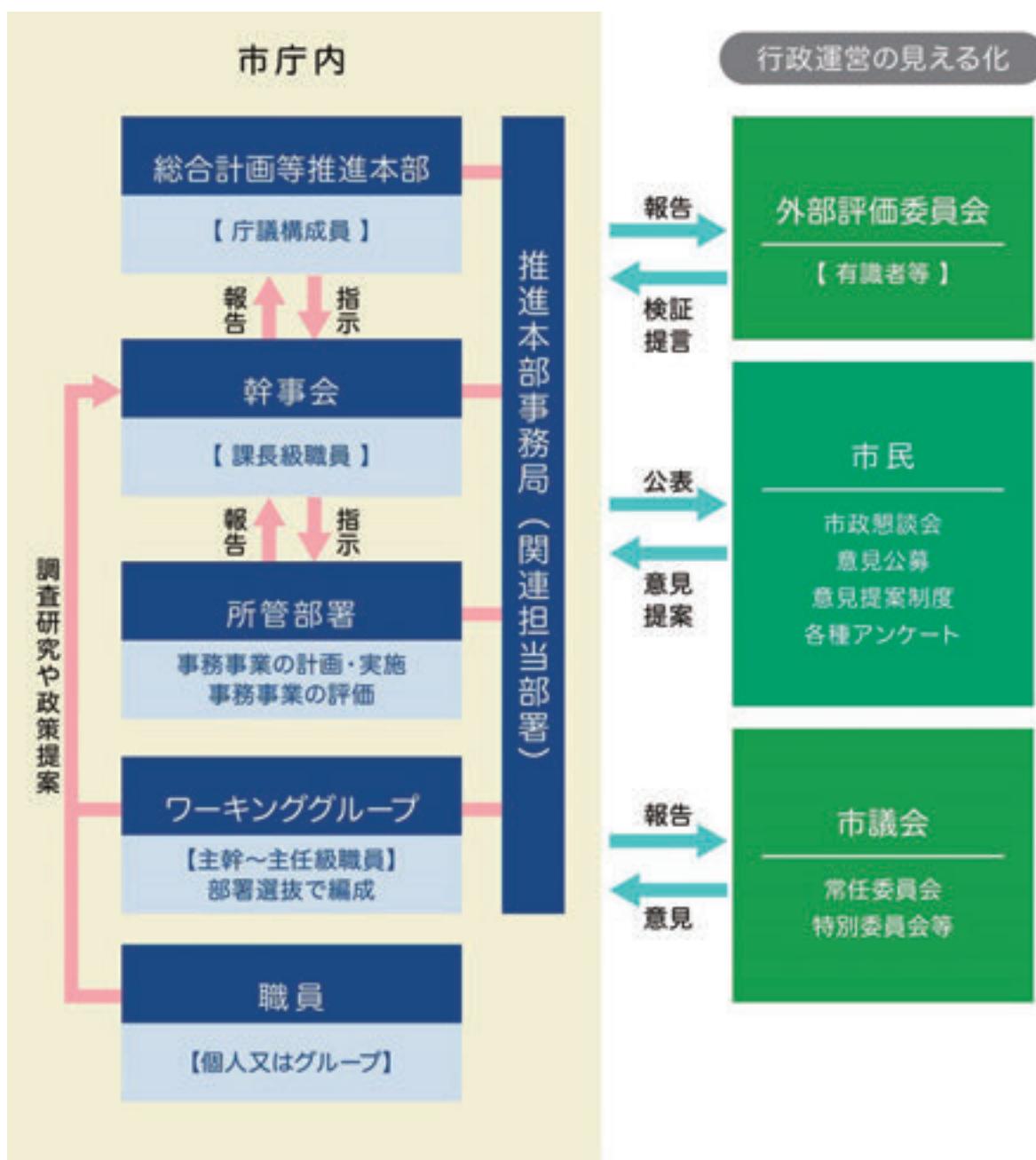
重点ポイント② 行政運営の見える化

■重点ポイントの内容

持続可能で市民と行政が協働したまちづくりを進めるには、市政情報が市民にわかりやすく伝わると同時に、市民の生の声を市政に的確に反映していく仕組みが必要です。

行政運営の「見える化」により、市政情報を広く公開すると同時により多角的な意見を聴取する機会を設け、開かれた行政運営を実行します。

■行政運営の見える化イメージ



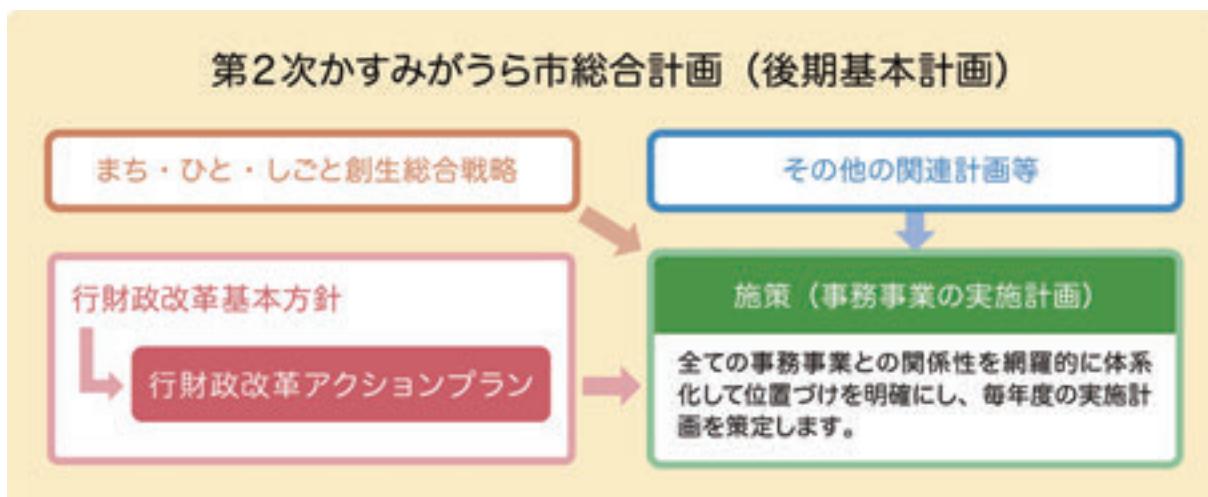
重点ポイント③ 施策の効率的な推進

■重点ポイントの内容

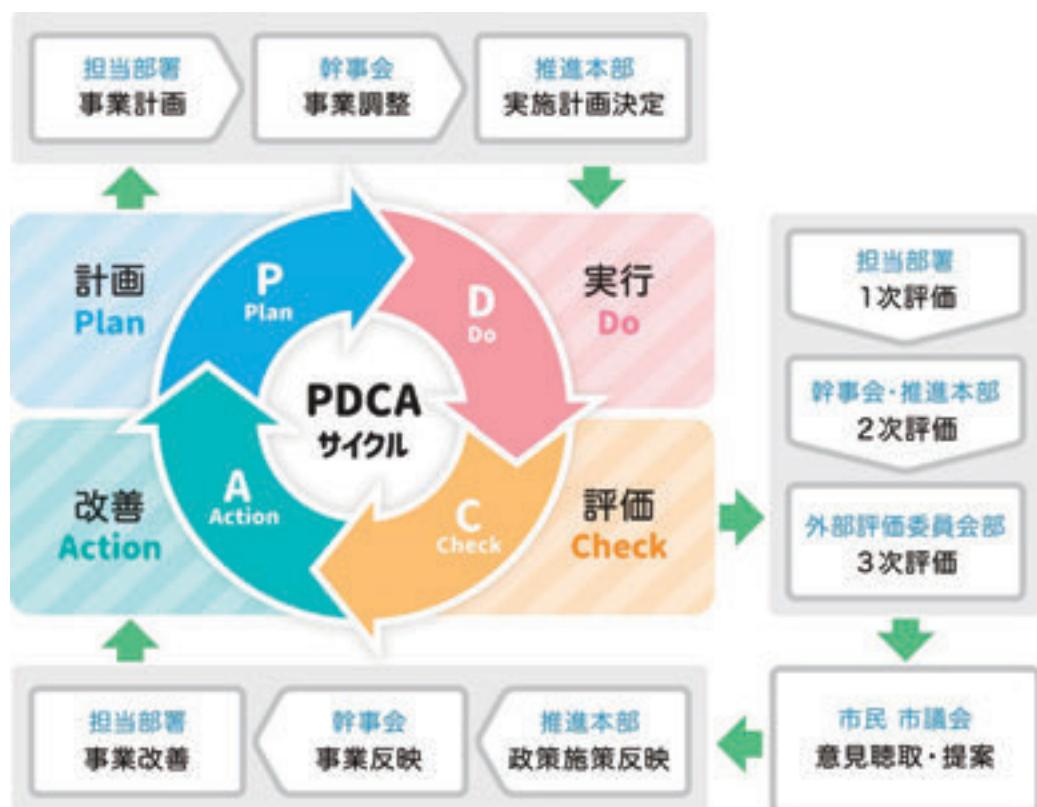
将来都市像を実現するため、総合計画の中にまち・ひと・しごと創生総合戦略や行財政改革基本方針などを包含した施策を掲げることで、一体的な計画推進を図ることとします。

一元管理のもと実施された事業は、総合計画等推進本部を中心にPDCAサイクルを踏まえたローリング式で評価を実施し、より実効性のある施策展開を推進することで、スピード感のある効果的な行政運営を図ります。

■総合計画における一元管理のイメージ



■事業評価と活用フローイメージ



第2章 体系的な基本施策

基本目標1：自然の恵みを享受できるまちづくり «居住環境»

基本施策	施策	取組
1-1 自然環境の保全と活用	1 環境保全・公害	①環境美化の推進 ②霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進 ③公害の防止 ④天然記念物の保護 ⑤不法投棄防止
		①筑波山地域ジオパークの普及事業 ②帆引き船を活用した自然環境の学習 ③自然資源を生かした体験型コンテンツ
		①安定した水の供給 ②下水道の整備 ③下水道の維持管理適正化 ④合併処理浄化槽の推進 ⑤雨水排水施設の計画的な整備
		①河川整備の促進 ②霞ヶ浦の治水対策
		①公園の保全 ②緑化の推進 ③公園・緑地の計画的な整備促進
	2 資源循環型社会の形成	①広域ごみ処理の推進 ②リサイクルの推進
		①ゼロカーボンシティの推進 ②分散型エネルギーの活用 ③温室効果ガスの排出制御 ④環境基本計画の策定と推進

基本目標2：産業の振興で活力あふれるまちづくり «産業»

基本施策	施策	取組
2-1 農林水産業の振興	1 農林水産業	<ul style="list-style-type: none">①農業経営基盤の強化②優良農地の確保と利用集積の推進③担い手の育成と後継者の確保④畜産業振興⑤林業振興⑥水産業振興
2-2 商工業の振興	1 商工業	<ul style="list-style-type: none">①商工業の活性化②新しい働き方の推進③商工業の経営支援④事業継続力の強化
	2 消費生活	<ul style="list-style-type: none">①相談体制の充実②消費者被害防止対策の推進
2-3 観光の振興	1 観光	<ul style="list-style-type: none">①観光の推進体制とPRの充実②観光サイクルサービスの推進③自然資源を生かした果樹観光④観光資源の活用⑤観光拠点の整備

基本目標3：安全で快適に暮らせるまちづくり «都市基盤»

基本施策	施策	取組
3-1 適正な土地利用の推進	1 土地利用	①民間活力を活用した土地利用の推進 ②中心市街地の都市機能及び居住誘導 ③自然環境との調和 ④低未利用地の有効活用 ⑤都市計画の推進
	2 住宅・住環境	①良好で快適な居住環境の維持・形成 ②調和のとれた集落環境の推進 ③地域の特性を生かした景観保全 ④空家等対策の強化 ⑤空家活用
3-2 都市基盤の整備	1 道路交通ネットワーク	①広域的な道路体系の確立 ②霞ヶ浦二橋の建設促進 ③公共交通の充実 ④幹線道路の整備 ⑤生活道路の整備 ⑥歩道等の整備
	2 公共施設	①公共施設の最適化 ②公共施設の利用促進、再編 ③公共施設の跡地活用 ④広域施設利用
3-3 安全な住環境の推進	1 消防・救急	①消防組織、施設の整備 ②消防の広域化 ③防火意識の啓発 ④消防団協力事業所表示制度の推進 ⑤救急体制の充実
	2 危機管理	①危機管理体制の構築 ②災害協定締結団体との連携強化 ③災害時相互援助協定の推進 ④総合防災マップの周知
	3 防災・減災	①防災減災対策・体制の充実 ②防災行政無線の充実 ③災害情報等の活用 ④避難者の受入支援
	4 交通安全・防犯	①交通安全対策の推進 ②防犯対策の充実

基本目標4：健康で思いやりをもつて暮らせるまちづくり «健康・福祉»

基本施策	施策	取組
4-1 健康づくりの推進	1 健康づくり	①健康増進計画の推進 ②健康意識の高揚 ③健康づくり事業の推進 ④食育の推進 ⑤サイクリングを通じた健康づくり ⑥健康寿命の延伸
	2 保健・医療	①健診、ドックの受診体制整備 ②予防接種の推進 ③妊娠・出産・育児への支援体制の強化 ④医療体制の強化
	3 保険・年金	①国民健康保険制度の周知 ②医療費の適正化と保険財政の健全化 ③後期高齢者医療制度の充実 ④医療福祉制度の充実 ⑤国民年金制度の周知啓発
	1 高齢者福祉	①福祉施設などとの連携体制の強化 ②高齢者の安全な環境の整備 ③社会参加活動の推進
	2 介護保険	①地域包括支援体制の充実 ②サービス提供体制の充実 ③質的向上の推進 ④相談・支援体制の充実
	1 障害者（児）福祉	①自立生活の支援 ②社会参加の促進
	1 地域福祉	①地域福祉意識の高揚 ②地域福祉施設の充実 ③関係機関・団体との連携の強化
	2 低所得者福祉	①生活の安定・自立への支援 ②生活保護制度の適切な運営

基本目標5：未来を担う若者を育むまちづくり «子育て・若者支援»

基本施策	施策	取組
5-1 次世代の育成支援	1 児童福祉	①保育サービスの充実 ②放課後児童クラブの充実 ③家庭児童相談 ④施設の適正管理と環境整備の充実 ⑤ひとり親家庭の支援 ⑥子どもの貧困対策の推進
	2 少子化対策	①安心して子育てできる環境づくり ②出産や子育てに関する情報発信の充実
5-2 社会性豊かな青少年の健全育成	1 青少年育成	①青少年の健全育成 ②地域人材の育成 ③学校・家庭・地域の連携協力
	1 起業・創業支援	①創業支援 ②新事業・新分野進出支援 ③第二創業支援 ④創業等に係る制度活用支援
5-4 就業機会の拡大	1 定住促進	①婚活サポート ②移住定住者人口増を目指した各種支援策の推進 ③関係人口増加に向けた情報発信 ④通学定期券補助
	2 就業促進	①UIJターン就職・インターーンシップの促進 ②就労相談等の充実 ③企業誘致

基本目標6：豊かな学びと創造のまちづくり «教育・文化»

基本施策	施策	取組
6-1 学校教育の充実	1 学校教育	①かすみがうら市の特色ある教育 ②確かな学力の定着 ③心と体の育成 ④時代の変化に対応した教育の推進 ⑤教育環境の整備 ⑥学校・家庭・地域の連携協力
6-2 生涯学習の充実	1 生涯学習	①生涯学習推進体制の確立 ②生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援 ③生涯学習施設の整備充実 ④生涯学習情報の提供
	2 スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②スポーツ・レクリエーション施設の利用促進 ③スポーツ・レクリエーション団体の育成
6-3 地域文化の継承と創造	1 地域文化	①文化財保存活用地域計画の策定 ②地域文化拠点の整備 ③芸術・文化活動の推進

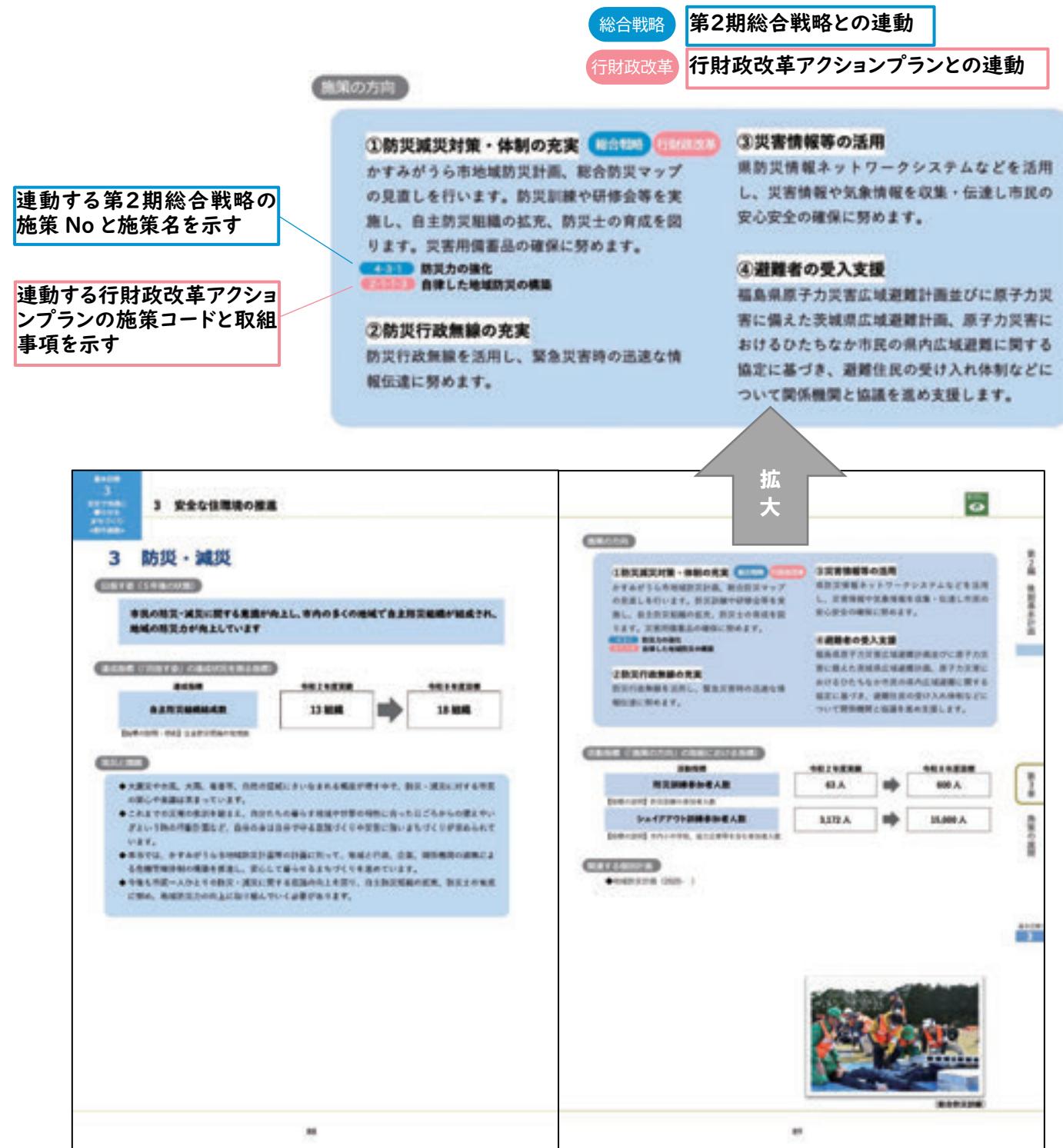
基本目標7：みんなでつくる連携と協働のまちづくり «協働・行財政»

基本施策	施策	取組
7-1 市民活動の支援	1 コミュニティづくり	①地域コミュニティの推進 ②目的別コミュニティの推進
	2 協働体制	①市民参画のまちづくり
7-2 男女共同参画の推進	1 男女共同参画	①意識啓発や参画機会の充実 ②仕事と生活の調和に向けた支援
	2 多様化、多文化共生	①市民協働型の多文化共生・国際交流の推進 ②外国人市民が日本語を学ぶ機会の提供 ③外国人市民との情報共有
7-3 産学官連携の推進	1 産学官連携	①産学官連携による商工業支援 ②地域活性化DMO推進事業
7-4 広報・広聴活動の充実	1 広報・広聴	①広報活動の充実 ②広聴活動の充実
7-5 行政サービスの向上	1 行政サービス	①情報システムの整備 ②窓口サービスの向上 ③マイナンバーカードの普及促進 ④電子申告の促進
	2 行財政運営	①広域行政の推進 ②職員の人材育成 ③行政評価 ④計画的・効率的な財政運営 ⑤財源の確保 ⑥経費の節減

第3章 施策の展開

〔施策の展開の見方〕

- 以降のページは施策ごとに見開きとなっています。
- 第2期総合戦略、行財政改革アクションプランと連動する取組をマークで示しています。



文中や指標の年次には基本的に元号表記を用いていますが、関連する各種計画については計画期間を把握しやすいように西暦で表示しています。

基本目標

1

自然の恵みを
享受できる
まちづくり
«居住環境»

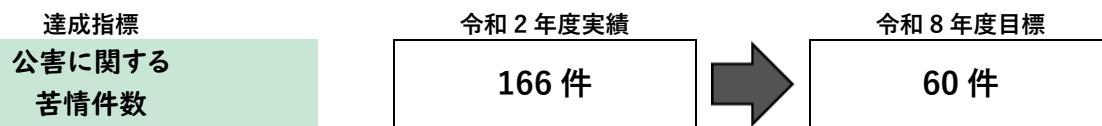
1 自然環境の保全と活用

1 環境保全・公害

目指す姿（5年後の状態）

市民の快適で良好な生活環境を維持し多様な環境問題に対応するために、
市民・事業者・行政が一丸となり環境保全への関心を高め、
公害のない環境にやさしいまちづくりを進めています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】公害に関する毎年の実績数（苦情数） 担当課調べ

現況と課題

- ◆ 近年、地球温暖化にかかる問題や廃棄物の不法投棄、建設残土の違法な埋立て、生活排水等に伴う霞ヶ浦及び流域河川の水質汚濁、野焼きに伴う大気汚染など、市民の日常生活に深く関わった問題が起きています。
- ◆ また、プラスチックの海洋汚染が、環境に与える影響が問題となっており、脱プラスチックへの関心が高まっています。本市としても、国や県とともに対策を検討していく必要があります。
- ◆ こうしたなか、市では温室効果ガス排出制御実行計画に基づき、温室効果ガスの削減やごみの減量化、不法投棄対策、公害対策などを進めるとともに、関係団体と連携した水質浄化の啓発など環境保全に取り組んでいます。
- ◆ 今後も市民の快適で良好な生活環境を維持することや環境負荷の少ない脱炭素社会を推進するため、環境基本計画を策定し、これら多様な環境問題に総合的・体系的に対応していくとともに、市民、事業者、行政が一丸となり、環境保全への関心を高め、公害などのない環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

データ

【公害など苦情状況】

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	その他
平成28年度	122	23	2	3	0	19	38	37
平成29年度	79	13	2	3	1	5	24	31
平成30年度	90	18	3	4	0	7	38	20
令和元年度	90	20	0	0	0	7	35	28
令和2年度	166	27	0	3	0	10	66	60

資料：環境保全課（各年度末現在）

施策の方向

①環境美化の推進

地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、県と連携した不法投棄対策に取り組むなど、環境美化の推進を図ります。

②霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進

水辺環境の基盤となる水質浄化を図るために、近隣市等と組織する霞ヶ浦問題協議会や市家庭排水浄化推進協議会と連携し、水質が改善するよう啓発活動を実施します。

③公害の防止

公害の発生を未然に防ぐための公害防止協定の締結、また苦情や基準値超過等の事業所へ立ち入り調査を実施し、適切な対策に努めます。

④天然記念物の保護

指定文化財の天然記念物などについて、適正な保護と管理に努めます。

⑤不法投棄防止

廃棄物不法投棄監視員、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

主要河川 BOD 値の改善達成割合

【指標の説明】主要河川の BOD（生物化学的酸素要求量）値が全て基準値（2mg 以下）になるようにする

立ち入り検査、指導件数

【指標の説明】苦情や基準値超過など問題のある事業所等へ立ち入りした件数

令和 2 年度実績

87.5%



令和 8 年度目標

100%

94 件



54 件



〔総合学習での環境教育〕

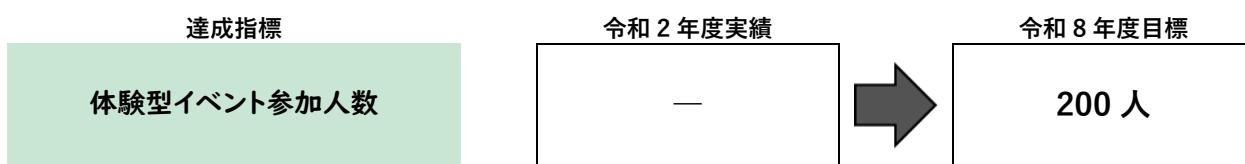
1 自然環境の保全と活用

2 自然資源の活用

目指す姿（5年後の状態）

**筑波山地域ジオパーク事業を活用するとともに
自然資源を生かした体験型イベントなどを推進し
市内外の方に本市の自然・産業・文化等の魅力を伝えています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】カヌー体験教室やサイクリングイベント等の参加人数 担当課調べ

現況と課題

- ◆ 本市の自然資源である市の北西部に位置する筑波山麓は、粘性質の高い土壌と温暖な気候に恵まれ、一年を通して果物狩りが盛んであり、豊かな自然と優れた眺望景観が多くの観光客を楽しませています。
- ◆ また、南東部に位置する霞ヶ浦では、ワカサギやシラウオなどの水産資源に恵まれ、古くから多種多様な漁業が行われています。
- ◆ 本市は水郷筑波国定公園内に位置するとともに、茨城百景「歩崎」と「閑居山」などの景観、市指定文化財として「出島の椎」や「ナギ」などの天然記念物があり、魅力的な自然資源に恵まれた地域であります。
- ◆ また、地形や地質に育まれる人間の営みを取り上げた筑波山地域ジオパーク協議会に本市も加わり、「歩崎の地層」や「崎浜の貝化石層」「雪入の鉱物」「権現山のチャート岩塊」などを新たな自然資源として保全し、教育普及のための講座やツアーなどを実施しています。今後もこのような豊かな自然環境や景観を生かした観光事業や文化活動を推進していく必要があります。

施策の方向

①筑波山地域ジオパークの普及事業

本市の魅力の一つである自然環境について、成り立ちや地形・地質を生かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する事業を展開します。

②帆引き船を活用した自然環境の学習

霞ヶ浦の自然を最大限生かした帆引き網漁法と捕獲される霞ヶ浦の豊かな生態系に属する魚類について、郷土の魚食文化を絡めて事業を展開していきます。

総合戦略

③自然資源を生かした体験型コンテンツ

霞ヶ浦周辺や筑波山系の里山等を活用し、サイクリング、ウォータースポーツ、アウトドアレジャーなどの体験型コンテンツの創出と定着に努めます。

2-1-1 自然環境を生かしたスポーツイベントの開催

2-1-2 フィールドスポーツの環境整備

2-2-2 観光企画・マーケティング力の強化

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

ジオパーク講座・ツアーの開催

【指標の説明】かすみがうら市の自然・文化・産業を学び、多くの方に本市の魅力を体感していただく

帆引き船に関わる講座・教室の実施

【指標の説明】自然、漁業、魚類等を学び、多くの方に帆引き船の魅力を体感していただく

体験型コンテンツ数

【指標の説明】湖や山の資源を楽しめる体験コンテンツ数を増やす

令和2年度実績

2回

※新型コロナウイルスの
関係で開催回数減少

令和8年度目標

5回

—

5回

7事業

14事業

関連する市の個別計画

- ◆歩崎地域観光振興アクションプラン（2019-2022）
- ◆自転車活用推進計画（2021-2025）
- ◆筑波山地域ジオパークアクションプラン（2021-2024）
- ◆生涯学習推進計画（2018-2022）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



[カヌー体験（歩崎公園前）]

2 快適な住環境の整備

1 上下水道

目指す姿（5年後の状態）

**水道施設の計画的な改修強化や下水道処理施設の統廃合が進み、
安定的な水源確保と維持管理、健全な財政運営が行われています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

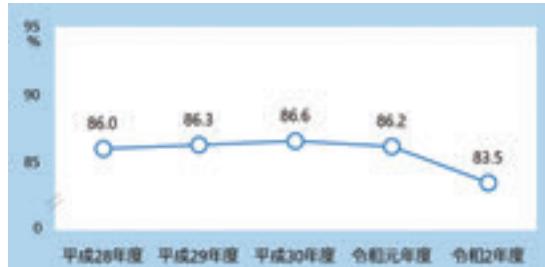
達成指標	令和2年度実績	令和8年度目標
有収率	83.5%	88.8%
【指標の説明・根拠】供給した配水量に対する料金徴収の対象になった水量の割合 担当課調べ		
農業集落排水処理施設数	8 施設	6 施設
【指標の説明・根拠】施設維持管理費削減のため、農集土田地区と上稻吉地区の処理施設を公共下水道に統合する 担当課調べ		

現況と課題

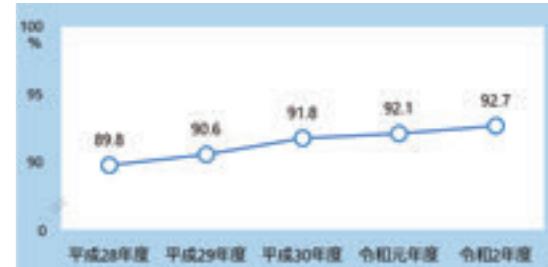
- ◆水道事業は、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要と維持管理費用の増大等、水道事業を取巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。こうしたなか、水道施設更新計画に基づき浄水場の廃止や更新を年次的に実施する予定です。
- ◆水道事業の安定的な経営継続のため、水道料金等徴収業務委託を2市1町での共同委託を実施し、業務コストの削減や健全化に努めていますが、将来にわたる住民サービスを確保するために、中長期的な課題や問題点、危機管理への対応等、将来推計を踏まえ、持続できる事業運営が必要となります。
- ◆下水道は、市民の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図っており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を整備しています。施設の老朽化による維持管理費用や更新費用の増大が見込まれるだけでなく、今後の人口減少に伴う経営環境の悪化が予想されます。
- ◆今後は、人口減少を見据えた下水道事業の効率的な運営を一層強化するとともに、異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風による大雨など、浸水被害が増加傾向にあることから、雨水幹線整備や調整池整備など、計画的な雨水排水対策を推進する必要があります。

データ

【上水道有収率の推移】



【下水道水洗化率の推移】



資料：上下水道課（各年度末現在）

施策の方向

①安定した水の供給

水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水をお届けします。

②下水道の整備

近年の社会情勢の変化や人口減少を踏まえ、費用対効果を分析した効率的な下水道整備を進めるとともに、一部下水道区域から高度処理型浄化槽区域への見直しを検討します。

③下水道の維持管理適正化

ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、施設の広域化・共同化を推進するとともに、施設の長寿命化を図るため計画的・効率的な維持管理及び改築を進めます。また、経営戦略を基に一層の下水道事業経営基盤の強化に努めます。

④合併処理浄化槽の推進

公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。

⑤雨水排水施設の計画的な整備

近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

有収率の向上

【指標の説明】供給した配水量に対する料金徴収の対象になった水量の割合向上

下水道普及率

【指標の説明】処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口

施設の広域化・共同化

【指標の説明】処理施設の統廃合により施設数の減

調整池の整備

【指標の説明】雨水排水対策の調整池整備

令和2年度実績

83.5%



令和8年度目標

88.8%

令和2年度実績

79.8%



令和8年度目標

80.7%

令和2年度実績

8 施設



6 施設

令和2年度実績

—



1 施設



〔漏水調査〕

関連する市の個別計画

- ◆水道事業ビジョン（2014-2029）
- ◆水道施設更新計画及び財政計画（2017-2026）
- ◆水道事業経営戦略（2017-2026）
- ◆公共施設等マネジメント計画（基本計画）（2015-2024）
- ◆下水道事業経営戦略（2020-2030）
- ◆下水道ストックマネジメント計画

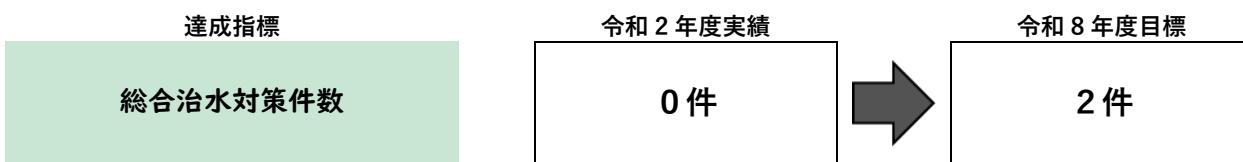
2 快適な住環境の整備

2 河川

目指す姿（5年後の状態）

河川の適正な維持管理により、治水や利水機能が保たれ、安全性も確保されています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】維持管理による治水機能の保全や河川改修等件数

現況と課題

- ◆本市には、一級河川として、一の瀬川・恋瀬川・天の川・雪入川・天王川・菱木川があり、そのほか準用河川があります。これらの河川は、洪水による浸水被害を防止する治水機能、農業用水を供給する利水機能だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした憩いの場、地域文化を営む場としての役割も果たしています。
- ◆一級河川及び準用河川については、一部の河川を除いて改修は完了しており、これまでに計画的な改修及び整備を進めてきました。現在では、恋瀬川の河川改修が進められており、治水能力の確保が期待されています。
- ◆都市化に伴い河川を取り巻く著しい環境変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いています。雨水の大部分は、農地や山林などへ自然浸透し、これらの河川を通じて霞ヶ浦へ流入しており、台風や豪雨による多量の雨水の影響により地盤が緩み、自然災害を引き起こす可能性が高くなっています。安全で快適なまちづくりをするためには、河川の整備を進めていくことが必要となるため、引き続き、防災機能の強化に向けた河川及び護岸の改修や整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全や活用を図っていく必要があります。

施策の方向

①河川整備の促進

地域開発における排水及び豪雨による河川水位の上昇に対応するため、河川の築堤や河川の浚渫などの治水事業を促進します。

②霞ヶ浦の治水対策

防災対策の強化及び波浪対策として、消波堤や離岸堤等の護岸整備を国県へ要望するなど、国土強靭化地域計画や霞ヶ浦流域治水プロジェクトを踏まえた霞ヶ浦の治水対策を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

河川整備箇所数

【指標の説明】河川整備に伴う浚渫箇所

堤防整備箇所数

【指標の説明】霞ヶ浦流域治水プロジェクトにおける堤防整備箇所

令和2年度実績

—

令和8年度目標

3箇所

—

1箇所

関連する市の個別計画

- ◆都市計画マスターplan (2021-2040)
- ◆地域防災計画 (2020-)
- ◆国土強靭化地域計画 (2021-2023)



〔浚渫工事（雪入川）〕

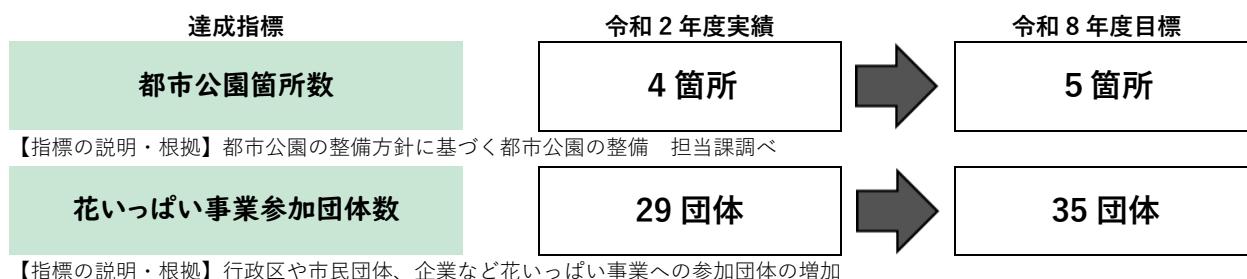
2 快適な住環境の整備

3 公園・緑地

目指す姿（5年後の状態）

公園・緑地の適正な維持や老朽化部分の修繕を進めることで、
市民が気軽にスポーツ等を楽しみ安心して利用しています
市民の自主的な花壇づくりによって、市内全域が花いっぱいになっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆公園や緑地は、市民に潤いと安らぎを与える場、スポーツ・レクリエーションの場でもあり、自然循環を支え生態系を保全する場であるとともに、快適な生活環境の形成に重要な役割を果たしています。さらに、災害時には都市空間における避難場所としての機能を果たしているほか環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。
- ◆本市の市街地においては、公園・緑地が不足しており、拠点性・生活利便性・防災性の向上に向けた公園・緑地の整備を進めていく必要があります。
- ◆今後も安全で快適な住環境を確保し、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図るために、公園や緑地を適正に配置し、市民の健康増進、交流空間、防災などに活用できる公園・緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。
- ◆緑化推進事業については、「環境美化」と「市民活動」の二つの目的を持って推進してきましたが、ボランティアの高齢化等が問題となっています。「身近な花壇」に各種団体が花を植栽・管理する市民活動「花いっぱい事業」への参加団体は年々増加していることから、これらを更に市内全域に広めていくよう、緑化推進事業全体としての事業の見直し、再構築に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

①公園の保全

健康づくりや交流の場、教育・学習活動の場、地域住民の安全確保につながる場など、公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、市民に潤いと安らぎを与える空間として、公園の適切な保全に努めます。

②緑化の推進

行政区や市民団体、企業など各種団体が市内の各所で管理する「身近な花壇」に花苗を植栽し年間管理する「花いっぱい事業」を推進し、参加団体を増やし、市内全域を花いっぱいにします。花のみち空き花壇に市民が育成・寄贈したあじさいの苗を順次植栽し、市民の目を楽しませてくれる「花の名所 あじさいロード」の整備を進めます。

③公園・緑地の計画的な整備促進

緑地の保全や緑化推進、都市公園の整備方針など、緑とオープンスペースに関する総合的な基本方針を定め、計画的な公園・緑地の整備に取り組み、子育て世代のニーズにも対応した、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

花いっぱい事業周知回数

【指標の説明】広報誌、チラシ、HP等による事業紹介と参加呼びかけ

あじさいロードの周知回数

【指標の説明】広報誌、チラシ、HP等によるあじさいロードの周知

都市公園の整備

【指標の説明】都市公園の整備方針に基づき都市公園を新たに1箇所整備する

令和2年度実績

2回／年



令和8年度目標

3回／年

2回／年



3回／年

0箇所



1箇所

関連する市の個別計画

- ◆都市計画マスターplan (2021-2040)
- ◆立地適正化計画 (2021-2040)
- ◆生涯学習推進計画 (2018-2022)
- ◆教育振興基本計画 (2022-2026)



〔あゆみ庵の桜とかすみがうにや〕

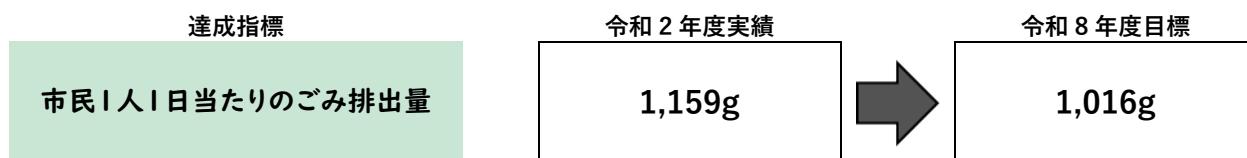
3 資源循環型社会の形成

1 廃棄物処理

目指す姿（5年後の状態）

**循環型社会の構築に向けた意識が醸成され、
市民、事業者、行政一体となったごみの減量化や再利用が進んでいます**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】市民1人ひとりが意識することにより全体の排出量を抑制する 一般廃棄物処理基本計画

現況と課題

- ◆本市のごみ処理については、新治地方広域事務組合において行っておりましたが、令和3年3月末で解散となり、令和3年4月からは、石岡市、小美玉市、茨城町及びかすみがうら市の構成4市町による霞台厚生施設組合での共同処理となりました。
- ◆ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるにあたり、一般廃棄物処理基本計画に基づき、長期的・総合的視点に立った循環型社会形成に向け、計画的な処理を推進していきます。ごみの減量化、資源化については、市民、事業者、行政が一体となって、さらなるリサイクルの推進が必要です。また、し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市とともに、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて共同処理を行っています。今後も引き続き、適正な運用に努め、適切な処理を実施していくことが必要です。
- ◆霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設については、負担金に搬入量割を導入しました。施設に持ち込むごみを減らすことにより負担金が減額となるため、ごみの発生抑制や資源ごみなどの分別を進める必要があります。また、燃やすごみの指定袋制度を導入することなどにより、さらなる減量化を目指します。

データ

【ごみ年間総排出量の推移】



資料：生活環境課（各年度末現在）

施策の方向

①広域ごみ処理の推進

安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築のため、霞台厚生施設組合のごみ処理施設による廃棄物処理を推進します。

②リサイクルの推進

リサイクルに対する市民意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。また、生ごみ処理容器（コンポストなど）による、ごみの減量化を促し、さらに資源ごみの分別を徹底するなど、リサイクルの推進を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

リサイクル講座の開催回数

【指標の説明】ごみ削減化及びリサイクルについての講座

ごみのリサイクル率

【指標の説明】資源化された量 ÷ 総排出量

令和2年度実績

2回

令和8年度目標

4回

18.1%

27.4%

関連する市の個別計画

◆一般廃棄物処理基本計画（2020-2029）



〔霞台クリーンセンターみらい〕

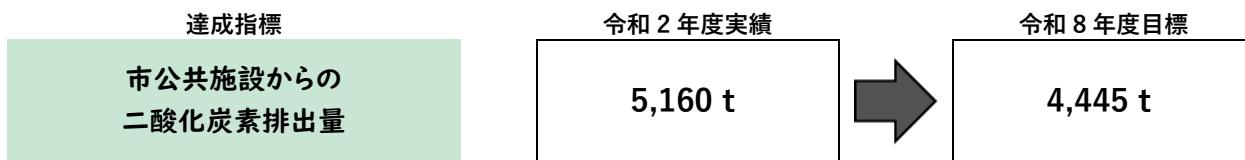
3 資源循環型社会の形成

2 脱炭素社会

目指す姿（5年後の状態）

**分散型エネルギーの活用や温室効果ガスの排出抑制などの取組によって、
市民、事業者、行政の協働のもと、脱炭素社会の実現を進めています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】市公共施設から排出される温室効果ガスを CO₂ 換算した数値

現況と課題

- ◆ 2015（平成 27）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2 年以降の新たな地球温暖化対策に関する法的枠組であるパリ協定が採択されました。国連の気候変動に関する政府間パネルは「人類の活動の影響が大気や海岸を温暖化させてきたことに疑いの余地はない」と指摘しています。国では、令和 3 年 6 月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正し、令和 32 年度までに温室効果ガス排出量をゼロとする、脱炭素社会を目指すこととしました。
- ◆ 地球温暖化の影響は、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性があるとされており、農業生産や水資源への影響、また熱帯性の感染症の発生などが懸念されています。
- ◆ こうしたことから、市では温室効果ガス排出制御実行計画に基づいた温室効果ガスの削減やごみの減量化、不法投棄対策、公害対策などについて、県や関係団体と連携し取り組んでいます。
- ◆ また、平成 29 年度以降、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助を実施しています。
- ◆ 環境負荷の少ない脱炭素社会を推進するため、市の環境基本計画を策定し、公共施設へ設備を導入することや市民に対する新たな補助制度などを今後検討していく必要があります。

施策の方向

①ゼロカーボンシティの推進

国の示す脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとともに、県下市町村でも広がりつつあるゼロカーボンシティ宣言についても検討を進めます。

②分散型エネルギーの活用

総合戦略

地球温暖化防止を推進するために、再生可能エネルギーの導入について、市民への新たな補助制度を検討します。

4-3-2 エネルギーの複線化

③温室効果ガスの排出制御

地球にやさしい脱炭素社会を目指し、公共施設における温室効果ガスの排出制御に努めます。

④環境基本計画の策定と推進

脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的に進めるため、環境基本計画を策定し、計画的に環境政策を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

新たな補助制度

【指標の説明】現在の自立・分散型エネルギー（定置用リチウムイオン蓄電システム）の補助以外の補助を検討

自立・分散型エネルギー設備**導入促進補助件数**

【指標の説明】現在の補助制度に対する補助件数の増加を図る 担当課調べ

令和2年度実績

—

令和8年度目標

新規1件

15件

30件

関連する市の個別計画

◆第5次温室効果ガス排出制御実行計画（2022-2026）



〔ソーラー発電事業〕

基本目標

2

基本目標

2

産業の振興で
活力あふれる
まちづくり

«産業»

1 農林水産業の振興

1 農林水産業

目指す姿（5年後の状態）

次世代の農業担い手が中心となり、遊休地を含めた農地活用の明確化や
地域を巻き込んだ農地の多面的機能の保全管理に努めることで、
本市が誇る地域農水産物の安定的供給と地域コミュニティの活性化が実現しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】実績は前年度の数値、農林水産統計

現況と課題

- ◆ 日本の農業は、農業就業人口の大幅な減少と併せ、担い手の高齢化が進行しています。国の統計では、基幹的農業従事者は、令和2年に136.3万人と5年前より約40万人減少、65歳以上は約7割となっています。併せて、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による作物被害、さらには法定伝染病の脅威や新型コロナウイルス感染症の影響による外食・観光需要の減少など、農水産業を営むうえで様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。
- ◆ 本市では、新規就農者の支援に力を入れてきましたが、今後は地域農業における中心経営体・農業の将来の在り方の明確化が必要となります。また、畜産業においては、イノシシによるCSFが蔓延していることから、これまで以上に家畜防疫対策の強化に努めるとともに、有害鳥獣駆除や施設整備による自衛対策を推進し、生産者にとって安心・安全な環境づくりが重要です。さらに、霞ヶ浦の水産業を活性化するには、消費者ニーズに合った新たな水産加工商品等の開発が求められるほか、森林については、林業振興のほか、引き続き水源涵養や災害防止の観点から適正な管理が重要となります。



施策の方向

総合戦略

総合戦略 行財政改革

①農業経営基盤の強化

安定した農業経営に向けた生産活動を支援し、担い手の育成や経営規模の拡大を図るとともに、水田利活用の推進に努めます。また、消費者の求める安全で付加価値の高い農産物の生産に取り組み、本市の農産物のイメージアップとブランド化を図り、消費の拡大につなげていきます。

1-2-2 地域ブランドの推奨と地域産品の消費拡大

②優良農地の確保と利用集積の推進

農地のもつ多面的な機能を保全しつつ、効率的に生産性の高い農地の確保や、規模拡大を目的とした担い手への集積を進めます。また、農地の違反転用を防止するとともに、遊休農地の再生利用を推進することで、生産性の維持・向上につなげます。

③担い手の育成と後継者の確保

経営改善へ取り組む意欲のある生産者に対し支援を行い、担い手の育成に努めます。

- 1-1-1 新規就農・就漁者への支援
- 1-1-2 果樹等の農業継承の推進
- 2-1-1-2 農業後継者の育成

④畜産業振興

安全で高品質な畜産物の産出と生産性の向上を図るために、家畜防疫や衛生環境の改善に努力するとともに、環境保全を重視した畜産経営を支援します。

⑤林業振興

林業の活性化及び森林の多面的機能を促進するため、計画的な造林・間伐などによる森林機能の維持確保に努めます。

⑥水産業振興

水産業の経営安定化を図るため、国・県及び漁業関係団体等と連携しながら、水産資源の増大とともに、水産加工品の普及・消費拡大に努めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

地産品の消費拡大

【指標の説明】市内学校給食や市内飲食店等へ地産食材を提供する回数

民間企業による農業参入の誘致

【指標の説明】農地中間管理機構等の関係機関と連携し、民間企業による農業参入を誘致した件数

遊休農地対策事業の推進

【指標の説明】農地の活性化を図るために、耕作放棄地を再生した面積

令和2年度実績

7回／年

令和8年度目標

17回／年

0件

1件

960a／年

1000a／年

関連する市の個別計画

- ◆農業再生協議会水田フル活用ビジョン（2021-2023）
- ◆農業振興地域整備計画（2019-2023）
- ◆森林整備計画（2022-2031）
- ◆農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2021-2025）
- ◆鳥獣被害防止計画（2022-2024）
- ◆果樹産地構造改革計画（2020-2024）

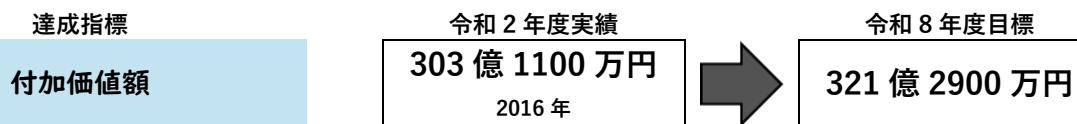
2 商工業の振興

1 商工業

目指す姿（5年後の状態）

環境に配慮した取組を通じた生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の創出等、
ものづくりや人づくりを支援することで産業が活性化し、
かすみがうらのまちに賑わいが生まれています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】 経済センサスにおける過去の推移から6%増加と設定

現況と課題

- ◆ 人口減少、高齢化、国外との競争の激化、キャッシュレス社会の伸展、後継者不足など、事業者を取り巻く環境は大きく変化しているため、AIやIoTをはじめとしたデジタル化や地域バイオマス資源を活用した脱炭素など成長分野への事業展開や消費者ニーズに対応した商品・サービスの提供を図っていくことが求められています。
- ◆ 本市には地場産品である豊富な農水産資源や果樹など、全国的にも付加価値の高い優れた特産品が多く存在しますが、市内事業者の多くが中小零細企業であり、人材、資金、技術力など経営資源の確保に関して大きな課題を抱えているため、人材育成や生産性の向上に向けた経営への支援が必要となっています。また農商工連携の更なる強化など、国内外を問わず、販路拡大を強力に推し進め同業他社との差別化を図る商品やサービスの提供も重要な振興策となります。
- ◆ さらには商工業の持続的な発展を図るために、SDGsに向けた取組や、場所にとらわれない柔軟な働き方などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり等、市が旗振り役となり推進することが求められています。

データ

【工業の推移】

年次	事業所数 (所)	従業者計 (人)	製造品出荷額等 (千万円)	1事業所当たり (千万円)
平成28年	93	3,894	16,413	176
平成29年	77	4,791	21,049	273
平成30年	77	5,009	24,033	312
令和元年	73	4,807	25,934	355
令和2年	68	4,817	22,511	331

資料：茨城の工業（各年6月1日現在）



施策の方向

①商工業の活性化 総合戦略

市内事業所の人材確保の支援を行うとともに、消費者ニーズの明確化や既存商品の分析、ECをはじめとした新しい販売方式の導入や新商品開発等「稼ぐ力」の強化を推進します。さらには脱炭素化に向けた取組支援、デジタル化による業務効率化、キャッシュレス化の普及促進による生産性向上を支援します。

1-2-1 販路の拡大

1-3-1 企業誘致と連携体制の強化

②新しい働き方の推進 総合戦略 行財政改革

かすみがうら版ワーケーションプランをはじめ、場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。

1-5-1 新しい働き方ができる環境づくり
3-1-4-3 官民連携による地域活性化

③商工業の経営支援

茨城県や商工会、茨城県よろず支援拠点等関係機関との連携によるワンストップかつスマートな経営サポートを行うため相談受入体制の充実度向上を図ります。

④事業継続力の強化

防災や減災、感染症等様々なリスクを想定した事前対策の推進を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

商工業支援策活用件数

【指標の説明】事業者に対する市の支援制度活用件数

ワーケーションによる宿泊者数

【指標の説明】ワーケーションプログラムを活用した宿泊者数

事業者の相談件数

【指標の説明】商工会を窓口とした相談件数

国の「事業継続力強化計画」認定件数

【指標の説明】防災・減災、感染症に係る対策を盛り込んだ事業継続力強化計画の認定を受けた件数

令和2年度実績

145 件

令和8年度目標

500 件

—

250 人

1,052 件

5,000 件

—

150 件

関連する市の個別計画

- ◆地域未来投資促進法に基づく基本計画（2017-2023）
- ◆歩崎地域観光振興アクションプラン（2019-2022）
- ◆自転車活用推進計画（2021-2025）



〔ワーケーション実証プロジェクト（古民家 江口屋）〕

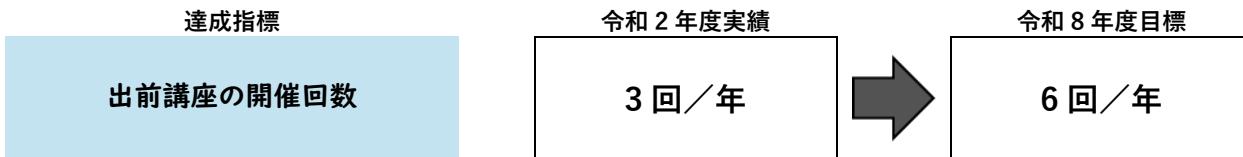
2 商工業の振興

2 消費生活

目指す姿（5年後の状態）

NPO法人等への委託により消費生活相談員の安定確保に努めるなど、
市民が安心して消費生活を送ることができる相談支援体制が整っています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】小中学校の児童・生徒や市民団体等に対して消費トラブルに関する知識の普及・啓発を行う

現況と課題

- ◆ 市では市民からの消費生活に関する相談及び苦情に適正かつ迅速に対応するため、消費生活相談員の雇用や消費生活センターの開設などを進めてきました。また、相談体制の充実とレベルアップ、市HPや広報誌等による情報提供、消費者団体との連携による普及啓発活動、市内小中学生や市民団体等を対象にした消費者出前講座の開講、放射性物質検査や店舗立ち入り等による食や製品の安心安全のための業務などに取り組んでいます。
- ◆ そのような中、消費生活相談員に寄せられる相談件数は年々増加し、その相談内容も高度化、専門化しています。また、相談者の苦情が相談員個人にぶつけられるケースが多く、相談員を取り巻く環境は厳しくなっていることから、全国的に消費生活相談員が不足し安定雇用が困難な状況となっており、市民サービスの低下が懸念されています。
- ◆ このため、今後はNPO法人等へ消費生活相談業務を委託し運営を移行するなど、相談体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

①相談体制の充実 総合戦略

消費生活相談業務を委託することで、相談員の安定雇用を確保し、住民がいつでも気軽に安心して相談できる体制づくりを構築します。

1-4-1 市内事業者に対する支援体制の充実
②消費者被害防止対策の推進

国、県、他市町村との情報交換を密にし、架空請求や悪質商法等の日々変化していく情報を掌握し、HP、広報誌、チラシなどを活用して、いち早く市民に周知し、被害を事前に防ぎます。また、求めに応じ、学校や市民団体等に直接出向き、最近の相談事例などを紹介しながら、架空請求や悪質商法など、最新の手口やその対象法などを指導するなど、消費者教育を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標
消費生活センター業務の体制協議

【指標の説明】雇用形態や業務委託等の導入、導入後の体制の見直しを定期的に協議

出前講座の周知回数

【指標の説明】チラシの作成配布 1回、広報誌の記事掲載 1回、学校等団体訪問 5回

令和2年度実績

—

令和8年度目標

1回／年

7回／年

7回／年



(消費者出前講座)

3 観光の振興

1 観光

目指す姿（5年後の状態）

**本市特有の観光資源を磨き上げ、観光拠点を整備するとともに
新たな観光 PR ツールを有効に活用することで地域に活気があふれています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



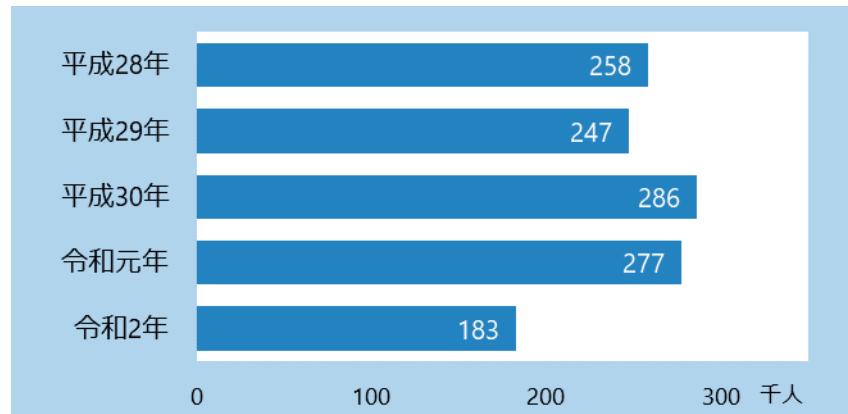
【指標の説明・根拠】各指定管理者等から提出される月報等

現況と課題

- ◆ 本市は、北西部と南東部に水郷筑波国定公園があり、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しております。地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力を PR してきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により従来型の大規模イベント開催による誘客のあり方は見直しを迫られています。
- ◆ 今後も果物狩りや帆引き船操業、サイクリル事業等の本市特有の観光資源を活用しつつ、コロナ禍を前提としてイベントを個別型・分散型・小規模イベントの観光形態で展開していくとともに、滞在時間を作り市内消費につなげていくことが重要となっています。
- ◆ また、急速な IT 化に対応した新たなツールを積極的に活用した観光需要の喚起も求められています。歩崎公園・雪入ふれあいの里公園などの観光拠点では老朽化した施設機能の改善を図りながら、より一層魅力ある施設として整備していく必要があります。

データ

【本市への入込観光客数の推移】



資料：茨城の観光レクリエーション現況（各年1月から12月の合計）



施策の方向

①観光の推進体制と PR の充実 総合戦略

関係機関等との広域連携を維持しつつ、新たなソーシャルネットワークサービス等に柔軟に対応していくことで本市観光 PR につなげていきます。

また、市内の観光施設等において観光情報が得やすい環境を整備し、受け入れ態勢の強化を図ります。

2-2-1 地域資源を生かした体験交流型観光の受け入れ態勢強化**②観光サイクリルサービスの推進**

霞ヶ浦周辺や筑波山系の里山でのサイクリングの PR と併せ、自転車利活用の動機付けるとなる観光サイクリルサービスを推進します。

③自然資源を生かした果樹観光

豊かな自然環境からもたらされる果樹などの恵みを観光資源として活用します。

④観光資源の活用

果物狩り、帆引き船操業、サイクル事業等本市特有の観光資源の活用をコロナ禍に対応した形態で行っています。また、滞在時間の延長やリピート化を図るためにイベント等を造成するなど「稼げる地域づくり」を推進します。

⑤観光拠点の整備

老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

湖山の宝フェイスブックページの投稿件数

【指標の説明】集計データ

観光果樹園入込人数

【指標の説明】観光果樹園への来園者を増加する

観光資源を活用したイベント数

【指標の説明】集計データ

観光拠点の自主事業・企画事業

【指標の説明】指定管理者（交流センター、雪入ふれあいの里公園、三ツ石森林公園、水族館）から提出される年報

令和2年度実績

51 件

令和8年度目標

60 件

99,600 人

150,000 人

18 件

20 件

42 件

50 件

関連する市の個別計画

- ◆歩崎地域観光振興アクションプラン（2019-2022）
- ◆自転車活用推進計画（2021-2025）



〔つくば霞ヶ浦りんりんロード（歩崎公園前）〕

基本目標

3

安全で快適に
暮らせる
まちづくり
«都市基盤»

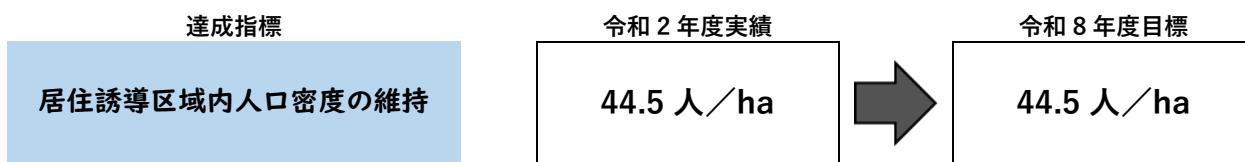
1 適正な土地利用の推進

1 土地利用

目指す姿（5年後の状態）

JR 神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と周辺地域の連携により、安心して住み続けることができるまちづくりが進んでいます

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆ 日本全国が人口の急激な減少と少子高齢化に危機感を持つ中で、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、まちづくりにおける大きな課題となっています。
- ◆ 本市の玄関口である JR 神立駅周辺においては、橋上駅舎の完成をはじめ、周辺エリアの区画整理事業の進展、都市計画道路神立停車場線の供用開始など、社会インフラ整備が進められています。
- ◆ 今後もかすみがうら市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき土地利用を促進しながら、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能等を市街地の一定の区域に集約することにより生活の質を維持し、JR 神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と千代田・霞ヶ浦両地区との連携・波及効果により、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めていく必要があります。
- ◆ JR 神立駅の土地区画整理事業の進展、圏央道をはじめとした広域幹線道路の整備によるアクセス向上など、市の都市計画を取り巻く環境は大きく変化しており、立地適正化計画に基づき引き続き土地利用の促進を図る必要があります。また、常磐自動車道においては（仮称）千代田 PA スマート IC が準備段階調査箇所に採択されたことを受け、その効果が市内に波及できるよう産業用地造成の可能性などの土地利用の推進も検討する必要があります。
- ◆ さらには人口減少の中でコンパクトなまちづくりへの転換も求められていることから、コワーキングスペースの設置など、JR 神立駅周辺における拠点形成についても検討する必要があります。



施策の方向

①民間活力を活用した土地利用の推進 総合戦略

市民、市民活動団体、事業者それぞれが今後の都市づくりへの理解を深め、都市づくりに参加することや、市民や企業などが行政と連携し、民間活力を導入した都市づくりを推進します。

1-3-2 産業・交流を創出する土地利用の推進

②中心市街地の都市機能及び居住誘導

中心拠点における子育て世代や若者等の生活に必要な都市機能の維持・誘導を図り、利便性が高く、安全で良好な住環境を有する地域への居住の誘導を図ります。

③自然環境との調和

周辺の自然環境や都市環境との調和を図りつつ、機能的で秩序ある土地利用を推進します。

④低未利用地の有効活用

市街化区域の低未利用地の有効活用を図り、生活利便施設の集積や、良好な住宅の立地誘導により、地域産業の活性化、定住人口の増加を図ります。

⑤都市計画の推進 総合戦略

かすみがうら市都市計画マスターplan及びかすみがうら市立地適正化計画に基づき、計画的なまちづくりを推進します。

1-3-3 都市基盤の整備（産業基盤、居住基盤、都市内ネットワーク）

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

誘導施設の立地数

【指標の説明】立地適正化計画における誘導施設の立地数（令和22年目標44施設）を踏まえて設定

助成金を活用した企業件数

【指標の説明】企業立地促進助成金を活用した企業件数

令和2年度実績

36 施設

令和8年度目標

38 施設

0 件

3 件

関連する市の個別計画

◆都市計画マスターplan（2021-2040）

◆立地適正化計画（2021-2040）



〔かすみがうら市遠景〕

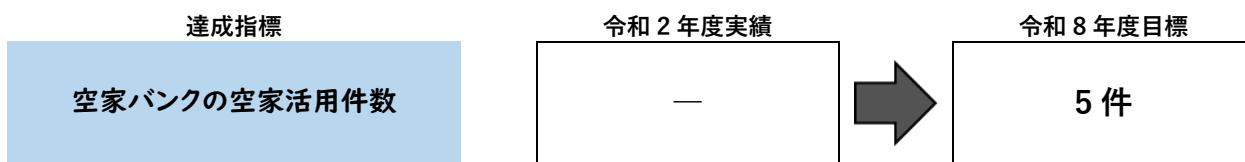
1 適正な土地利用の推進

2 住宅・住環境

目指す姿（5年後の状態）

豊かな自然と景観のなかで暮らしたい人たちが選択できる
良質な住宅と住環境が提供されています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】空家情報登録奨励金を活用しながら、放置されている家屋の空家バンク登録を促し、売却・賃貸が可能となるよう市場への流通を促進する

現況と課題

- ◆ 本市の北部は四季彩豊かな里山を有し、南部は霞ヶ浦などの自然環境に恵まれ、豊かな自然や景観に囲まれたゆとりある住宅、住環境が広がっています。また、近年はJR神立駅周辺やJR神立駅西側の市街化区域での人口集積が進みつつあります。
- ◆ 一方で、全国的に高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しています。本市においては高齢化の割合が高いことから、より急速に増加傾向にあり、空家の管理についての苦情や空家の相談等についても年々増加しています。
- ◆ 市ではパンフレットの作成や行政区への出前講座、相談会の実施等の広報活動を強化することで、空家問題を住民に提起し周知と抑制に努めてきました。
- ◆ 今後も更なる空家の増加が懸念される中で、管理不全空家が及ぼす地域生活環境への悪影響やグリーン社会の実現に向けた空家利活用など、市として空家等対策計画に基づき、市民に対し所有者責任を原則とした空家の適正な維持管理や、発生抑制も含めた問題意識・当事者意識の醸成を図るとともに、利活用推進を支援するための制度の充実等、実効性のある空家対策について総合的かつ計画的に実施していきます。

施策の方向

①良好で快適な居住環境の維持・形成

住宅地については、かすみがうら市都市計画マスター プランやかすみがうら市土地開発事業の適正化に関する指導要綱などに基づき、良好で快適な居住環境の維持、形成を誘導します。

②調和のとれた集落環境の推進 総合戦略

市街化調整区域においては、区域指定制度を活用しながら、居住環境・生活環境を維持します。

4-2-1 集落部の暮らしの拠点づくり

③地域特性を生かした景観保全

筑波山系の山並みや霞ヶ浦など美しい郷土景観の保全を推進します。

④空家等対策の強化

空家等対策計画に基づき空家対策協議会委員と連携を図りながら、継続して対策案の協議と効果的な対策を実施していきます。

⑤空家活用

空家の効果的な活用方法の提案と問題を提起、周知していくことで、防犯面の強化にも繋げていきます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

住まいのマイホーム応援補助件数

【指標の説明】制度期間中 150 件補助することによる定住人口の増加

危険ブロック塀等撤去費補助金

【指標の説明】ブロック塀等の倒壊による被害の軽減

市民向け空家対策の周知回数

【指標の説明】市民へ自己が所有する持ち家について適正な管理や将来的な利活用の検討を意識づけるべく広報活動(広報誌、ホームページ、チラシ等)を行っていく

令和 2 年度実績

—

令和 8 年度目標

150 件

—

危険ブロック塀等を概ね解消

2 回／年

4 回／年

関連する市の個別計画

- ◆都市計画マスター プラン (2021-2040)
- ◆空家等対策計画 (2019-2023)
- ◆耐震改修促進計画 (2022-)



〔神立駅周辺〕

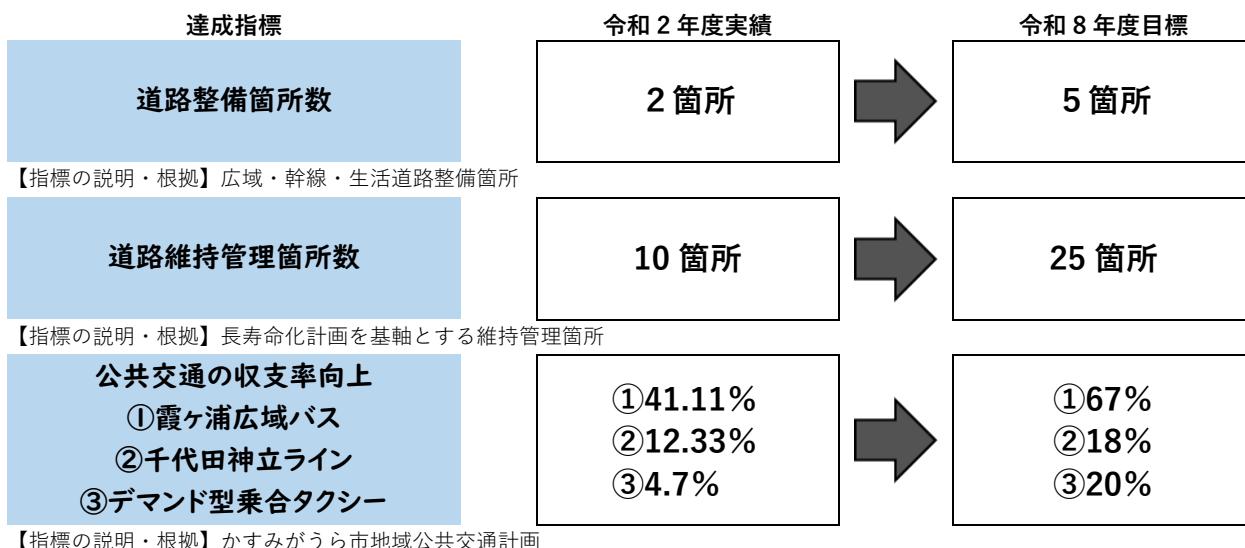
2 都市基盤の整備

1 道路交通ネットワーク

目指す姿（5年後の状態）

広域的な道路体系に沿った道路の整備と維持管理が進み、
市の中心拠点と市内各所を結ぶ公共交通が整備されることで、
安全安心で快適に利用できる道路交通ネットワークが整っています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆ 広域的な道路整備として、常磐自動車道の土浦北 IC と千代田石岡 IC の中間に位置する千代田 PA にスマート IC の設置に向けた準備が進められています。
- ◆ スマート IC の運用開始後はスマート IC 周辺の土地の利活用をはじめ、恒久的な国道 6 号の渋滞緩和、市民生活の利便性向上や観光振興などの恩恵が期待される一方で、接続道路である土浦笠間線の交通量の増加も予想されることから、国道 6 号バイパスの早期完成や県道の危険箇所解消に向けて関係機関に要望していく必要があります。
- ◆ 市道については、日常の安全性や利便性の向上を確保するため、道路の拡幅及び歩道整備による生活道路としての機能向上が求められており、舗装維持修繕計画に基づく道路舗装の長寿命化や維持修繕費のライフサイクルコスト削減に努めていくことが重要な課題です。
- ◆ また、老朽化が進む橋梁の計画的な維持管理に取り組む必要があるほか、安全で快適な自転車の通行空間の確保やそのネットワーク化への要望も挙がっており、日常生活における利便性の向上と経済的な負担軽減、交通事故の減少を図るために対策を実施していくことが求められています。
- ◆ 公共交通に関しては、千代田神立ラインや行方市から市内を通り土浦駅を繋ぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。



施策の方向

①広域的な道路体系の確立

広域化する市民の生活圏への対応や土浦協同病院へのアクセスや千代田大橋延伸など、近隣市との連携や役割分担のもと、広域的な視点での道路体系の確立を図ります。また、狭隘や屈曲した県道については、道路改良及び道路側溝や交通安全施設整備について県へ要望します。

②霞ヶ浦二橋の建設促進

霞ヶ浦によって分断されている交通アクセス改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺自治体との連携強化を図り関係機関へ要望していきます。

③公共交通の充実

総合戦略

既存の公共交通の維持とともに新たな交通のあり方について工夫し、市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網と、鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化を両立する公共交通体系を構築します。

4-4-1 公共交通による広域アクセスの向上と移動円滑化の確保

④幹線道路の整備

常磐自動車千代田石岡 IC、国道 6 号、国道 354 号及び県道など広域幹線道路網と連携した、市内幹線道路の整備を促進します。また、主要施設や地域間の連絡を円滑にする幹線道路や物流の効率化に資するスマート IC については、補助制度などを活用しながら計画的な整備を進めます。

⑤生活道路の整備

地域間の平準化を図りながら危険性、緊急性、費用対効果など多方面から優先度を判断し、順次解消していきます。また、定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見・補修など適切な道路の維持管理を図ります。さらには、インフラ長寿命化計画を核として、計画的な点検や修繕等の取組を実施します。

⑥歩道等の整備

歩行者等が安心で安全な通行ができる道路環境を確保するため、段差の解消や充分な幅員のある歩道の整備など、地域の実情に合った整備に努めます。また、道路や歩道の整備と合わせて安全快適に走れる自転車の通行空間の確保、環境整備を進めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

霞ヶ浦広域バスの1日あたりの利用者数

【指標の説明】かすみがうら市地域公共交通計画

生活道路の改良延長

【指標の説明】生活道路の整備による成果を示す指標

歩道の整備延長

【指標の説明】歩行者道路等の整備状況を示す指標

令和2年度実績

57人



令和8年度目標

92人

376,420m



384,000m

23,813m



24,300m

関連する市の個別計画

- ◆都市計画マスタートップラン（2021-2040）
- ◆自転車活用推進計画（2021-2025）
- ◆立地適正化計画（2021-2040）
- ◆第2期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（2020-2024）
- ◆地域福祉計画（第3期）（2018-2022）
- ◆地域公共交通計画（2021-2025）
- ◆国土強靭化地域計画（2021-2023）

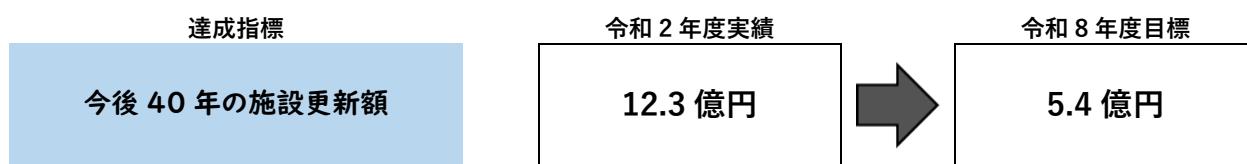
2 都市基盤の整備

2 公共施設

目指す姿（5年後の状態）

公共施設の統廃合、複合施設等の整備を進め、
機能を廃止した既存施設の転用・活用や解体、民間への賃借・売却等により、
公共施設の適正な管理が行われています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】総量縮減・長寿命化・小中学校適正規模化による施設更新額の縮減

現況と課題

- ◆ 本市において、厳しい財政状況の中での公共施設等の老朽化対策や人口減少等による公共施設等の利用需要の変化などを踏まえ、長期的な計画に基づき更新・統廃合・長寿命化などを実施することで、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の適正配置が必要です。
- ◆ そこで、市公共施設等マネジメント計画に基づき、基本方針として、総量縮減と機能複合化、まちづくりとの連動、施設保全の適正化、効率的・効果的な管理運営を掲げ、より多くの市民が快適に利用できる施設、適正な規模と配置で整備されている施設、効率的・効果的に管理運営されている施設を目指した取組を進めています。
- ◆ また、公共施設の適正配置にあたっては、市内に必要な施設を設置するとともに、市域を越えた広域的な連携も視野に、生活圏の広域化に対応した検討を進めることも有効と考えられます。
- ◆ 市に必要な施設の設置にあたっては、公民連携等も検討し、財政負担の軽減を図っていきます。

施策の方向

①公共施設の最適化

行政改革

厳しい財政状況の中、すべての公共施設を維持していくことは困難なことから、公共施設の機能複合化や総量縮減、広域連携も視野に入れた施設の適正配置を目指します。

3-1-4-2 民間事業者の連携

3-2-1-1 公共施設の総量削減

3-2-1-2 公共施設最適化の加速

②公共施設の利用促進、再編

現施設の利用を促進し、施設の機能の多様化及び施設の老朽化の状況を踏まえ、建て替えや施設の複合交流施設等を整備し、利用しやすい施設を目指します。

③公共施設の跡地活用

総合戦略

廃止した施設は、公の施設としての転用または民間への売却等により、施設を生かした有効利用を最優先に検討します。施設の適当な利用方法がない場合は、施設の解体と土地の利用または売却を検討します。

4-2-2 廃校の活用

④広域施設利用

住民ニーズの多様化への対応や、効果的な住民サービスの提供を目指し、住民の利便性の向上と、地域間の交流の促進を図るため、公の施設の広域利用を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

第2期基本計画の策定

【指標の説明】令和7年度までに第2期基本計画を策定し、その内容について広報する

利用促進に向けた複合施設への再編

【指標の説明】複合施設として再編された施設数

令和2年度実績

—

令和8年度目標

策定・広報2回

1個

3個

関連する市の個別計画

- ◆公共施設等マネジメント計画（基本計画）（2015-2024）
- ◆個別施設計画（2015-2024）



〔かすみがうらウェルネスプラザ〕

3 安全な住環境の推進

1 消防・救急

目指す姿（5年後の状態）

**市民の防災意識高揚を目的とした防災指導や応急手当講習の推進、
消防団活動の充実強化、民間防火組織の育成指導を実施することで、
地域ぐるみで防災力が向上しています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】目撃のある心肺停止（心臓に原因があるもの）となった傷病者に対して近くに居合わせた人が心肺蘇生を実施した割合

現況と課題

- ◆近年、大規模な自然災害により、各地で大雨による河川の氾濫・浸水や土砂崩れ等が発生し、甚大な被害が発生しています。本市についても、台風や大雨による霞ヶ浦、恋瀬川の増水及び氾濫も危惧しなければならず、また、新型コロナウイルス感染者数も増加しており対応が求められています。
- ◆多種多様化する災害に備え、常備消防車両及び資器材の更新整備、また、消防団車両及び資器材の更新整備を実施し、消防・救急体制の充実強化を図りました。今後、災害に備え、高度で専門的な知識・技術の習得のための職員教育を実施し、引き続き救急救命士数を確保し、救急業務の質の向上を目的とした指導救命士の育成を実施します。また、国が示す消防広域化に関する基本方針を参考に消防体制の充実化の為、広域化を視野に入れながら、老朽化する消防施設の方向性についても検討を進め、地域住民の安全安心の確立の為、応急手当講習を推進すると共に、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。

データ

【市内の火災件数の推移】



資料：消防本部（各年 12月 31日現在）

施策の方向

①消防組織、施設の整備

消防力の基盤となる消防活動拠点の方向性の検討、消防団詰所の維持管理を図り、消防水利の計画的な整備を進め、多種多様化する災害に対応できるよう消防施設、車両、資器材の整備更新及び組織の活性化を図ります。

②消防の広域化

茨城県消防広域化推進計画による消防の広域化を推進し、消防体制の強化を図ります。

③防火意識の啓発

市民や事業所に防災指導を実施し、防火意識の高揚を図ります。また、消防団、民間防火組織と連携し、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理を推進します。

④消防団協力事業所表示制度の推進

消防団員に対する事業所の理解と協力を得るため消防団協力事業所表示制度の普及を促進し、地域防災体制の強化を図ります。

⑤救急体制の充実

救急救命士数を維持するとともに救急業務の質の向上を目的とした指導救命士を育成します。また、市民を対象に応急手当講習を推進し、知識と技術を広め、救命率の向上を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

消防水利の年間設置数

【指標の説明】年間 6 基（防火水槽 2 基・消火栓 4 基）を整備目標とする

消防団協力事業所表示制度累計事業所数

【指標の説明】年間 1 事業所を消防団協力事業所として申請していただくよう推進する

応急手当講習累計受講者数

【指標の説明】年間 500 名を目標に応急手当講習を実施する

令和 2 年度実績

—

令和 8 年度目標

6 基／年

18 事業所

24 事業所

8,634 人

11,634 人

関連する市の個別計画

- ◆国土強靭化地域計画（2021-2023）
- ◆地域防災計画（2020- ）
- ◆国民保護計画（2018- ）
- ◆避難所運営マニュアル
- ◆公共施設等マネジメント計画（基本計画）（2015-2024）



〔防災ヘリ合同訓練〕

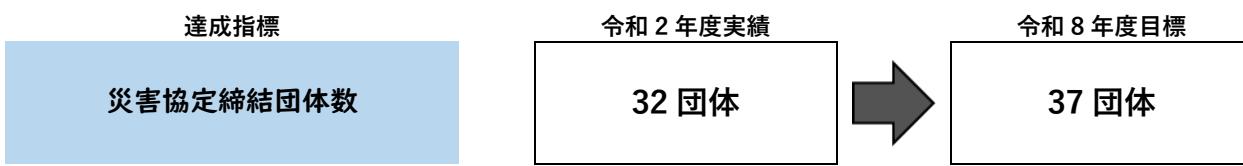
3 安全な住環境の推進

2 危機管理

目指す姿（5年後の状態）

平時から大規模災害等に備えたまちづくりを推進し危機管理体制を充実することで
市民の生命と財産と安心安全な暮らしが守られています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】災害協定を締結した団体数

現況と課題

- ◆毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。近年では、地球温暖化の影響に伴う集中豪雨が年々増加する傾向にあり、全国のいつどこで大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況です。
- ◆本市では、かすみがうら市地域防災計画やかすみがうら市国民保護計画等を策定し、地域と行政、企業、関係機関の連携による危機管理体制の構築を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- ◆さらに、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国では国土強靭化基本計画、茨城県では茨城県国土強靭化計画が策定されたことを受け、令和3年3月にかすみがうら市国土強靭化地域計画を策定しました。
- ◆今後も計画の着実な推進や適宜見直しを進め、関係機関との連携を密にし、市民の生命と財産を守るために危機管理体制を充実していく必要があります。

施策の方向

①危機管理体制の構築

かすみがうら市国民保護計画、かすみがうら市地域防災計画、かすみがうら市国土強靭化地域計画に基づき、災害への対処を速やかに実施できる体制づくりを進めます。

②災害協定締結団体との連携強化

災害協定締結団体との連携を強化し、災害時の応援援助の充実と新たな協力団体との協定締結を推進します。

③災害時相互援助協定の推進

東京都板橋区を中心とした 14 市区町や県内外の自治体などと災害時相互援助協定を維持し、大規模災害時の支援体制を引き続き進めます。

④総合防災マップの周知

総合防災マップにより、土砂災害警戒区域などを周知し、災害への理解と意識の高揚を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標
危機管理研修会の開催

【指標の説明】危機管理に関する出前講座等の開催

令和2年度実績

0回

令和8年度目標

8回

関連する市の個別計画

- ◆国土強靭化地域計画（2021-2023）
- ◆地域防災計画（2020-）



(総合防災マップ)

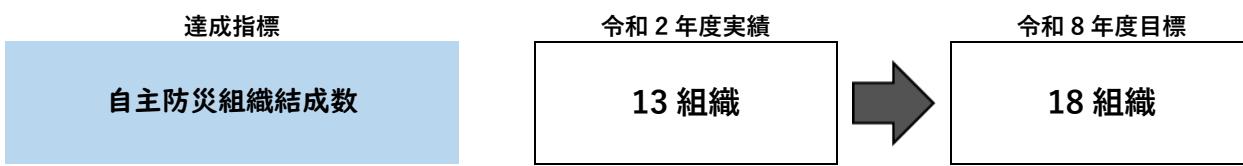
3 安全な住環境の推進

3 防災・減災

目指す姿（5年後の状態）

市民の防災・減災に関する意識が向上し、市内の多くの地域で自主防災組織が結成され、地域の防災力が向上しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】自主防災組織の結成数

現況と課題

- ◆ 大震災や台風、大雨、竜巻等、自然の猛威にさいなまれる頻度が増す中で、防災・減災に対する市民の関心や意識は高まっています。
- ◆ これまでの災害の教訓を踏まえ、自分たちの暮らす地域や世帯の特性に合った日ごろからの備えやいざという時の行動計画など、自分の身は自分で守る意識づくりや災害に強いまちづくりが求められています。
- ◆ 本市では、かすみがうら市地域防災計画等の計画に則って、地域と行政、企業、関係機関の連携による危機管理体制の構築を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- ◆ 今後も市民一人ひとりの防災・減災に関する意識の向上を図り、自主防災組織の拡充、防災士の育成に努め、地域防災力の向上に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

①防災減災対策・体制の充実

総合戦略 行財政改革

かすみがうら市地域防災計画、総合防災マップの見直しを行います。防災訓練や研修会等を実施し、自主防災組織の拡充、防災士の育成を図ります。災害用備蓄品の確保に努めます。

4-3-1 防災力の強化

2-1-1-3 自律した地域防災の構築

②防災行政無線の充実

防災行政無線を活用し、緊急災害時の迅速な情報伝達に努めます。

③災害情報等の活用

県防災情報ネットワークシステムなどを活用し、災害情報や気象情報を収集・伝達し市民の安心安全の確保に努めます。

④避難者の受け入れ支援

福島県原子力災害広域避難計画並びに原子力災害に備えた茨城県広域避難計画、原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定に基づき、避難住民の受け入れ体制などについて関係機関と協議を進め支援します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標
防災訓練参加者人数

【指標の説明】防災訓練の参加者人数

令和2年度実績

63人

令和8年度目標

600人

シェイクアウト訓練参加者人数

【指標の説明】市内小中学校、協力企業等を含む参加者人数

3,172人

15,000人

関連する市の個別計画

◆地域防災計画（2020- ）



[総合防災訓練]

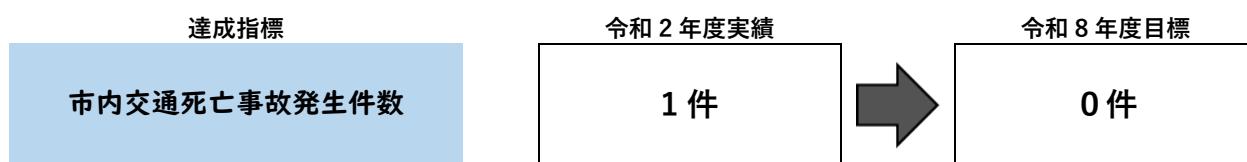
3 安全な住環境の推進

4 交通安全・防犯

目指す姿（5年後の状態）

交通安全意識の啓発や事故や犯罪からの安全対策を継続的に実施していくことで、
市民一人ひとりの安全意識を醸成し、
地域全体で安全と防犯対策が行える体制ができています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



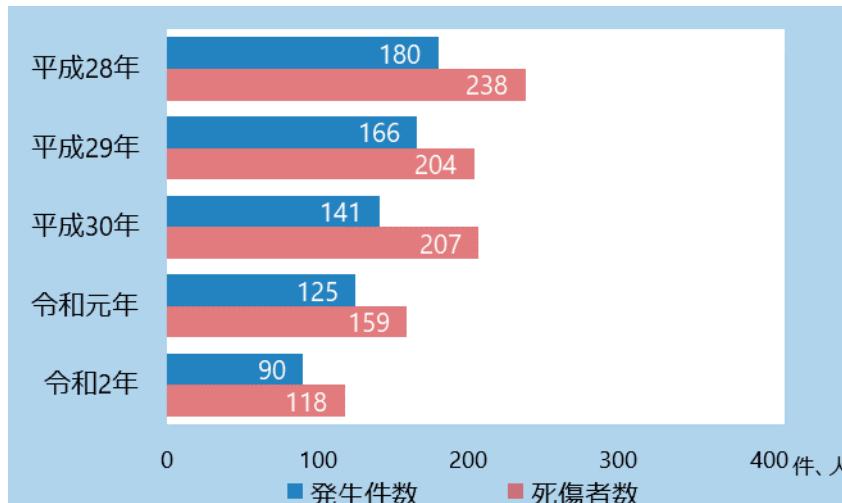
【指標の説明・根拠】市内交通死亡事故件数0件を目指す

現況と課題

- ◆ 令和2年茨城県内の交通事故による死者者数は84名で、全国ではワースト11位、また、本市でも1名の尊い命が失われています。犯罪については、ニセ電話詐欺・自動車盗難・住宅侵入窃盗が多発するなど、市民に身近な場所で犯罪が発生しています。
- ◆ 多発する交通事故に対し、警察及び交通関係団体と連携した事故防止の啓発活動や交通安全施設の充実が求められています。また、令和2年県内交通事故死者者の半数以上が高齢者であることも踏まえ、児童・生徒のみならず高齢者に対する交通安全意識の向上に資する取組が重要であり課題となっています。
- ◆ 防犯については、警察及び防犯関係団体との連携・犯罪抑制設備の拡充など、市民の防犯意識の向上に資する取組を継続して実施し、安全安心なまちづくりを目指していきます。

データ

【市内の交通事故発生状況】



資料：茨城県県警 交通事故関係 署・市町村別基礎資料（各年12月31日現在）

施策の方向

①交通安全対策の推進

警察及び交通関係団体と連携し、市民一人ひとりが自ら安全で安心な交通社会を構築していくための意識醸成を図ります。

②防犯対策の充実

警察及び防犯関係団体と連携し、市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する社会を構築していくための意識醸成及び防犯灯など防犯設備の適正管理を図り犯罪抑止を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

交通安全運動実施回数

【指標の説明】警察及び交通関係団体と連携した交通安全運動の回数

ジョギングパトロール加入者数

【指標の説明】ジョギング等を通じて地域のパトロールを行うボランティアの加入促進

令和2年度実績

4回

令和8年度目標

5回

74人

150人



〔交通安全教室〕

基本目標

4

健康で思いやりを
もって暮らせる
まちづくり
«健康・福祉»

基本目標

4

1 健康づくりの推進

1 健康づくり

目指す姿（5年後の状態）

市民一人ひとりが身体的・精神的な健康を維持できるような取組を進めることで、みんなが健康的で幸せな生活を送っています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】茨城県で算出する県民の健康寿命を延伸させる

現況と課題

- ◆ 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、健康寿命延伸や介護予防のための取組を行ってきた事業にも影響が及ぼされています。
- ◆ 感染拡大の防止のために緊急事態宣言等がたびたび発令され、不要不急の外出自粛やソーシャルディスタンスの確保が求められるなか、健康・予防を目的とした教室等の事業を従前のように行うことが難しくなっています。
- ◆ 高齢者の増加による個々の健康寿命の延伸と、若年層の健康意識づくりを図るため、かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら21）に基づき、多分野の団体との連携による健康づくりの体制を進め、保健センターを拠点とした健康相談や健康教室・疾病予防の講演会、健康まつり等を実施してきました。
- ◆ 感染症や高齢による影響での外出控えが、結果として自宅に閉じこもりがちになることで、身体活動や社会的交流の減少をもたらし、身体機能の衰えや気分の落ち込み等を招くことが懸念され、健康維持を意識した取組の必要性はより大きくなっています。
- ◆ 自動車の普及や公共交通機関の発達により近距離でも歩くことが少なくなったことで運動不足となるケースも増えており、楽しみや趣味活動などと結びつけた運動の機会を増やしていく必要があります。



【各種検診の状況】

年度	合計	結核 健康診断	成人検診	肝炎ウィルス 検診	肺がん 検診	胃がん 検診	大腸がん 検診	乳がん検診 (X線)	乳がん検診 (超音波)	子宮がん 検診	腹部超音波 検診	前立腺がん 検診	骨粗鬆症 検診	歯周疾患 検診
平成28年度	17,858	2,782	3,772	97	3,864	1,048	1,833	581	583	936	1,070	968	238	86
平成29年度	17,102	2,593	3,772	168	3,553	835	1,666	641	596	1,026	1,015	837	300	100
平成30年度	17,278	3,091	3,768	57	3,486	838	1,719	587	596	944	1,057	836	205	94
令和元年度	17,618	2,788	3,973	97	3,692	771	1,821	507	702	924	1,055	941	238	109
令和2年度	10,052	1,327	2,767	90	1,760	399	1,287	296	541	598	424	528	32	3

資料：健康づくり増進課（各年度末現在）

施策の方向

①健康増進計画の推進

かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら 21）に基づき、心身ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。

②健康意識の高揚

ウェルネスプラザを主体として、医療機関や指定管理者と連携し、トレーニングルームの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取組を支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。

③健康づくり事業の推進

健康増進、疾病予防・早期発見及び早期治療の啓発等各種健康づくり事業を推進します。

④食育の推進

家庭、地域、学校、保育所などが食育に対する役割を認識し、それぞれの連携協力による食育の普及を推進する。食育による健全な食生活の実現により、市民の心身の健康増進を目指します。

⑤サイクリングを通じた健康づくり

かすみがうら市の地形と特色を生かしたコースを使用したサイクリングを推奨することにより、生活の一部としての自転車利用を習慣づけ健康増進を図ります。

⑥健康寿命の延伸

健康寿命と平均寿命の差を少なくし、日常生活に制限のある期間をなるべく少なくすることで、生活の質の向上と介護負担の減少を目指します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

健康教室等の参加者数

【指標の説明】思春期教室、健康教室、心の教室等の参加者数

令和2年度実績

194人

令和8年度目標

400人

関連する市の個別計画

- ◆健康かすみがうら 21 計画書（2017-2026）
- ◆かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（2021-2023）
- ◆障害者計画第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画（2021-2023）



〔生活習慣病予防改善教室〕

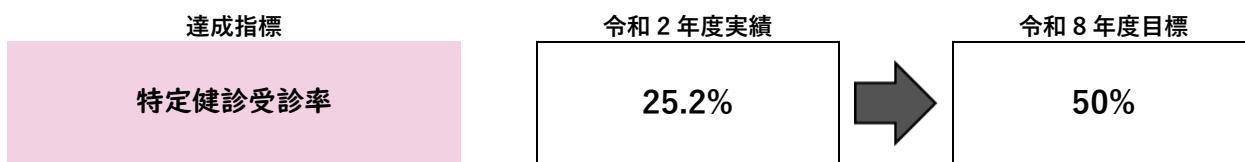
1 健康づくりの推進

2 保健・医療

目指す姿（5年後の状態）

**一人ひとりの健康を守り、疾病の早期発見と治療が行われる体制が整い、
市民が健康で幸せな生活を送っています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】特定健康診査の受診率

現況と課題

- ◆ 健康的で幸せな生活を送っていくためには、疾病の早期発見と治療、予防における健康寿命の延伸により、身体的・精神的な健康を維持していくことが重要となっています。
- ◆ 本市ではこれまで生活習慣病予防に重点を置き、人間ドックや各種健康診査等の受診費一部負担などにより、疾病の早期発見、発症の低下を目指してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などもあり健康診査や病院診療の受診率が低迷しており、未受診者や要治療者に受診を勧めるなどの対策が課題となっています。
- ◆ 今後は、生活習慣病の予防や母子保健対策などの取組を推進するとともに、新たな感染症の感染拡大にも対応できる地域医療体制の構築に向けた医療機関との連携強化など、市民が安心して健康に暮らせる保健・医療体制を構築していく必要があります。
- ◆ 新たな感染症が発生した場合に備え、マスクや消毒液等の感染予防物品を備蓄し売り控えや価格高騰の際に市民へ供給できる体制づくりも必要です。

施策の方向

①健診、ドックの受診体制整備

総合戦略

各種健診（検診）、人間ドック・脳ドックの受診体制の整備により受診率の向上を図ります。また、健康教育、健康相談及び歯科事業などを推進します。

4-4-2 人生100年時代に向けた健康寿命の増進

②予防接種の推進

医療機関と連携し、適正かつ安全な予防接種実施の体制を整備し推進を図ります。

③妊娠・出産・育児への支援体制の強化

母親学級・両親学級の開催や不妊治療支援、母子健康指導の充実を図ります。また、乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、子育て世代包括支援センターにおける相談窓口により母子の健康と乳幼児の健全な発育を支援します。

④医療体制の強化

休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。新型コロナウイルス感染症等に迅速に対応できる地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。また、県や関係機関と協力し、献血の推進に取り組み、血液の安定確保に努めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

子どもインフルエンザ接種者数

【指標の説明】子どものインフルエンザワクチンの接種者数

子育て世代包括支援センターへの電話相談件数

【指標の説明】育児に不安を持つ母親などからの相談件数

献血会場実施回数

【指標の説明】年間における献血会場確保数

令和2年度実績

2,937人

令和8年度目標

3,300人

363件

500件

19箇所

25箇所

関連する市の個別計画

- ◆健康かすみがうら21計画書（2017-2026）
- ◆かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（2021-2023）
- ◆障害者計画第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画（2021-2023）



〔新型コロナウイルスワクチン接種〕

1 健康づくりの推進

3 保険・年金

目指す姿（5年後の状態）

**健康保険や年金制度の趣旨や重要性について市民の正しい理解が進み、
健康増進事業や予防事業と連動することによって、
医療費水準の適正化と健康寿命の延伸が図られています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

達成指標

**国民健康保険被保険者
一人当たりの医療費**

【指標の説明・根拠】医療費水準の適正化

令和2年度実績

332,186 円

令和8年度目標

420,000 円

現況と課題

- ◆ 国民健康保険は国民皆保険を支える医療保険制度として重要な役割を担っていますが、被保険者の年齢構成が高いことから医療費水準も高く、所得の低い世帯が多いという構造的な課題があります。
- ◆ このことから、安定的な制度運営を行うため、国民健康保険制度改革により平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市は地域住民に一番身近な行政機関として被保険者の実情を把握した上で地域におけるきめ細かい事業を行っています。
- ◆ 今後も高齢化の進展などに伴い医療費の伸びが見込まれるなか、後期高齢者医療制度、医療福祉制度とのバランスを保つつつ、健康寿命の延伸により医療費抑制を図るなど、医療費の適正化に向けた取組が求められています。
- ◆ 国民年金制度は、少子・高齢化がますます進行し社会環境も著しい変動を遂げるなかで、健全な国民生活の維持・向上を図るためその重要性は依然にも増しています。
- ◆ 市では資格の取得・喪失や保険料の免除・納付猶予、年金受給の請求等の届出に係る基本的な窓口業務や電話による相談業務に加え、広報誌やホームページにより制度の周知を図っていますが、引き続き関係機関と連携し、加入促進及び保険料の適正な納付に向けて正しい理解を広めるため、制度詳細や手続きの周知を図り、老後や障害などの安定的な生計確立を支援します。

データ

【国民年金被保険者数の推移】

年度	第1号 被保険者 強制加入	第1号 被保険者 任意加入	第3号 被保険者	被保険者 合計
平成28年度	5,300	46	2,666	8,012
平成29年度	4,968	40	2,516	7,524
平成30年度	4,783	41	2,472	7,296
令和元年度	4,601	60	2,352	7,013
令和2年度	4,519	52	2,189	6,760

【国民健康保険被保険者数と収納率の推移】



資料：国保年金課（各年度末現在）

施策の方向

①国民健康保険制度の周知

被保険者が安心して医療費の給付を受けられるよう、被保険者へ制度に対する理解促進のため、パンフレットの配布、広報誌、ホームページによる周知を行います。

②医療費の適正化と保険財政の健全化

増加傾向にある医療費の伸びを抑制するため、医療費適正化対策として重複・多剤投与者への通知やジェネリック医薬品の差額通知を行います。また、国民健康保険の適用適正化及び財政健全化を図るため、レセプト点検の充実及び国民健康保険税の収納率向上に努めます。

③後期高齢者医療制度の充実

被保険者の増加に比例し医療費が増加していることから、県後期高齢者医療広域連合と連携し、訪問による健康相談やレセプト点検の強化により、医療費抑制を図ります。また、広報誌による周知や、健康カレンダーの配布により、病気の早期発見や治療につながる健康診査の受診率向上に努めます。

④医療福祉制度の充実

医療福祉制度は自治体ごとに内容が異なることから、近隣自治体の動向を注視しつつ、地域の実情に見合った制度の充実に努めます。また、制度の適正運用を図るため、広報誌による周知や対象者への通知を行うとともに、レセプトの過誤調整による返戻軽減に努めます。

⑤国民年金制度の周知啓発

国民年金制度について、正しい理解を一層深めていただくため、基本的な事務である資格の取得・喪失などの各種届出に係る窓口業務の他にも相談業務などを充実化し、安心して老後の生活が迎えられるよう、制度について周知を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

国保税収納率（現年度分）

【指標の説明】保険財政の健全化

後期高齢者健康診査の受診率

【指標の説明】健康寿命の延伸に係る取組

令和2年度実績

92%

令和8年度目標

93%

23%

26%

関連する市の個別計画

◆国民健康保険保健事業総合計画（2018-2023）

◆かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（2021-2023）

2 高齢者福祉の向上

1 高齢者福祉

目指す姿（5年後の状態）

すべての高齢者が心身ともに健やかに生活を送り、
いつまでもこのまちで暮らし続けたいと思えるようなまちになっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者以外の高齢者の割合

現況と課題

- ◆ 高齢化の進展にともない、援護を必要とする高齢者にあっては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、様々な生活支援サービスを推進していく必要があります。
- ◆ また、平均寿命の伸長もあって、元気で活動的な高齢者が増えていることから、社会教育（高齢者大学や文化団体の活動支援など）、スポーツ振興（体育協会や総合型スポーツ活動の支援など）、文化振興（各種ふるさと教育）、公民館活動（公民館講座やコミュニティ活動）などの生涯学習事業の推進やシルバー人材センター、老人クラブ活動などの支援も重要となっています。
- ◆ 高齢者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実とともに、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりの施策を推進し、経験豊富な人材が「生涯現役」で活躍できる地域社会を目指した積極的な取組が求められています。

データ

【高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

施策の方向

①福祉施設などとの連携体制の強化

市地域包括支援センターを中心として、霞ヶ浦地区地域包括支援センターや地域ケアシステム、在宅介護支援センターを運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。

②高齢者の安全な環境の整備

要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図ります。また、ひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応を図ります。

③社会参加活動の推進

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

各種生活支援サービスの利用者数

【指標の説明】食の自立支援事業、軽度生活支援事業の利用者数

緊急通報システム設置数

【指標の説明】申請に基づき、緊急通報装置を設置した件数

令和2年度実績

167人

令和8年度目標

200人

11件

15件

関連する市の個別計画

- ◆かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（2021-2023）
- ◆地域福祉計画（第3期）（2018-2022）
- ◆生涯学習推進計画（2018-2022）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



〔社会参加活動（ターゲット バード ゴルフ）〕

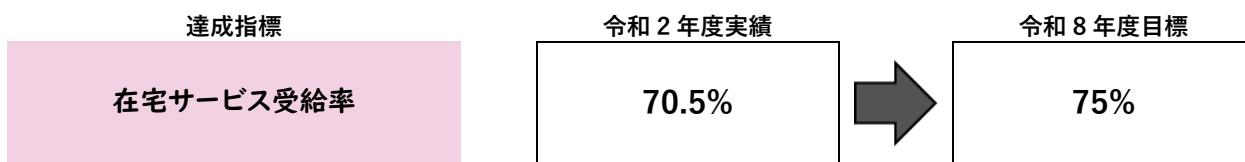
2 高齢者福祉の向上

2 介護保険

目指す姿（5年後の状態）

質の高い介護（予防）サービスが過不足なく提供され、介護予防や重度化を防ぎ、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるまちとなっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



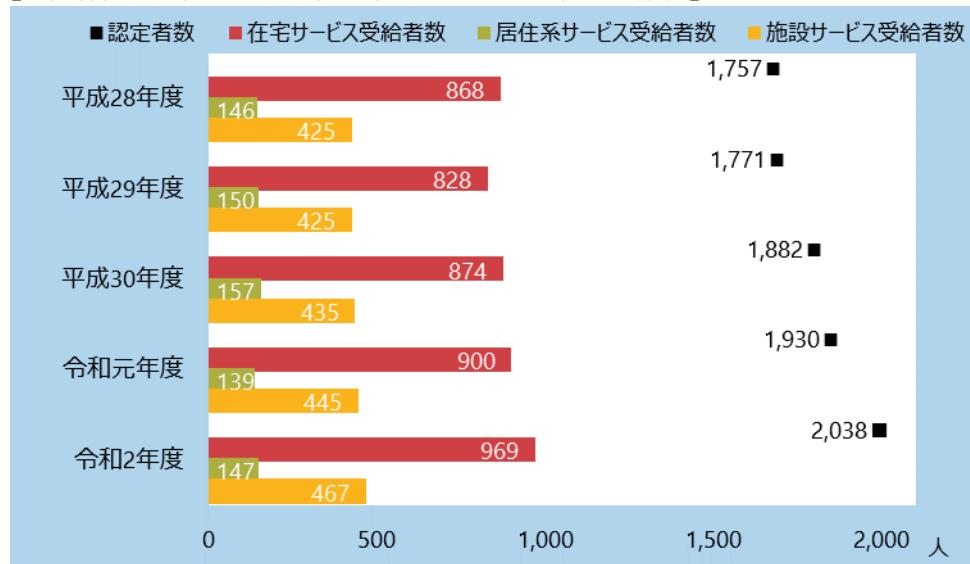
【指標の説明・根拠】介護保険サービス受給者に占める在宅サービスの割合

現況と課題

- ◆ 本市の要介護・要支援認定者数は令和2年度末には1,977人（第2号被保険者を含む）で、今後も増加が見込まれています。特に令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、サービス供給量の確保はもとより、多様化するニーズに応えていくために、介護サービス基盤の整備とともに、質の高いサービスを総合的かつ継続的に提供できる体制を維持していくことが重要となっています。
- ◆ このため、かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、地域包括ケアシステムを更に深化させ、保健・医療・福祉を一体的に推進し介護予防や重度化防止に取り組むこととし、また、介護給付適正化事業を通じて、質の高い介護サービスを一人ひとりの状況に応じて適切に提供することで、介護保険制度の維持及び健全な運営を図っていきます。

データ

【介護保険要介護・要支援認定者数とサービス状況の推移】



資料：見える化システム（各年度末現在）※2号被保険者を含む

施策の方向

①地域包括支援体制の充実

介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。また、ウエルネスプラザ等において介護予防教室等の開催、介護予防に関する知識の普及啓発、通いの場での専門職による助言、地域活動組織やボランティアの育成支援と連携を推進します。

介護や認知症・権利擁護等の制度や相談窓口の周知を図り、関係機関との連携強化を図り包括的・総合的な支援に努めます。

地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの連携や地域支援事業の充実、多職種協働によるネットワークの構築を推進します。また、権利擁護や認知症の普及啓発、施策を推進し高齢者やその家族を支援します。

②サービス提供体制の充実

多様化する支援ニーズに対応するため、地域支援事業や市特別給付等を推進し介護保険制度の健全な運営を図っていきます。

③質的向上の推進

介護給付適正化事業を推進し、利用者の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。また、地域包括支援センターを中心とした指導、ケアプラン点検等により介護支援専門員の更なる技術向上を図ります。

④相談・支援体制の充実

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護や認知症、権利擁護等の様々な相談を受け、必要な支援を把握し、地域におけるサービス機関または制度の利用につなげるなど相談支援体制の充実を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

介護予防教室参加者数

【指標の説明】「介護予防教室」「からだ改善教室」「いきいき健康教室」の参加者数

介護予防サービス利用件数

【指標の説明】要支援認定者及び総合事業対象者のサービス計画書の作成件数

認知症サポーター養成講座受講者数

【指標の説明】認知症サポーター養成講座を開設し、講座を受講した人数

介護保険サービスの利用率

【指標の説明】第1号要支援・要介護認定者に占める介護サービス利用率（各年度末の介護保険事業状況報告から）

ケアプラン点検件数

【指標の説明】市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランの点検

在宅介護の相談件数

【指標の説明】在宅介護支援センターで受けた相談件数

令和2年度実績

257 件



令和8年度目標

1,100 件

令和2年度実績

1,027 件



令和8年度目標

1,080 件

令和2年度実績

348 人



440 人

令和2年度実績

84.6%



86%

令和2年度実績

20 件



40 件

令和2年度実績

816 件



900 件

関連する市の個別計画

- ◆かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（2021-2023）
- ◆地域福祉計画（第3期）（2018-2022）

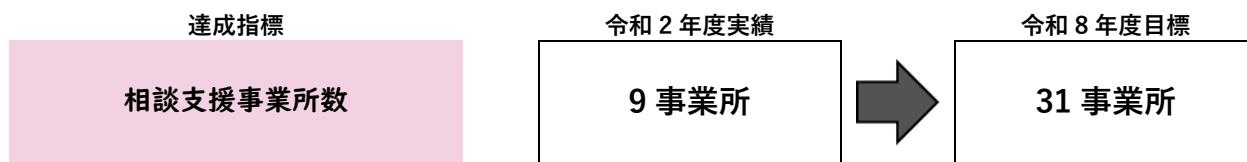
3 障害者福祉の向上

1 障害者(児)福祉

目指す姿（5年後の状態）

各種関係機関と連携した切れ目のない支援や社会参加の促進により、
障害のある人も地域のなかで安心して生活しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】障害のある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業所

現況と課題

- ◆近年の障害福祉に関しては、平成26年に批准した障害者権利条約を踏まえ、平成28年に障害者差別解消法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化に対応するための支援充実を図るなど、障害者に関する法的整備が進められています。
- ◆本市では、令和3年3月にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、こうした法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。
- ◆近年は、障害のある人を取り巻く環境が日々多様化しており、日常生活及び社会生活を支援するため、各種手当、各種助成、各支援事業等、障害者などのニーズを把握した上で的確な支給決定が求められています。また、障害福祉サービスなどの需要増加や提供体制の整備に対応するため、専門的な知識を持った人材の確保も求められています。
- ◆障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化、法令改正への対応などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備など障害者福祉の充実を推進していきます。

データ

【障害手帳所持者数の推移】

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
平成28年度	1,254	344	191	1,789
平成29年度	1,313	351	203	1,867
平成30年度	1,249	388	204	1,841
令和元年度	1,193	400	236	1,829
令和2年度	1,240	417	259	1,916

資料：かすみがうら市障害者計画第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画（各年度末現在）

施策の方向

①自立生活の支援

障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の計画的充実を図ります。また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業などを含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

②社会参加の促進

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。また、障害のある人の地域社会への参加を促進するため、就職支援などによる雇用機会の拡充を進めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

障害福祉サービスの利用人数

【指標の説明】令和2年度実績を踏まえ目標設定

就労支援の利用人数

【指標の説明】令和2年度実績を踏まえ目標設定

令和2年度実績

273人

令和8年度目標

380人

152人

220人

関連する市の個別計画

◆障害者計画第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画（2021-2023）



【かすみがうら市福祉事務所（かすみがうらウエルネスプラザ）】

4 地域福祉の向上

1 地域福祉

目指す姿（5年後の状態）

多くの人が地域福祉活動に参加し、多様な生活課題を地域全体で解決することで、誰もが安心した生活がつくられています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆本市では、住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、各種福祉サービスの提供や地域に関わる住民・関係団体・事業者・行政などが連携してボランティア活動によるサービスの提供体制の充実に向けた取組に努めています。
- ◆近年、少子高齢化が進展するなかで核家族化を背景にひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。さらには多様化する社会環境の変化などにより地域でのつながりが希薄化しており、行政に対するニーズは多様化・複雑化しています。
- ◆本市においても、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や子育てに不安を抱える家庭の増加、また、近年頻発する自然災害時における要配慮者への支援などのニーズが高まっており、地域課題の解決に向けた取組を進めています。
- ◆今後は、地域課題の解決に向け、市及び社会福祉協議会を中心とした福祉体制の充実と併せ、地域住民・関係機関・各種福祉団体と連携を図りながら地域福祉活動の充実に努めます。また、地域福祉活動の交流拠点となる福祉施設サービスの充実を図るとともに、子どもから高齢者まであらゆる人々が利用しやすいサービスの提供と互いに地域を支え合いによる共生社会を築くことが望まれます。

施策の方向

①地域福祉意識の高揚

各種福祉関係団体や関係機関との協力により、効果的な広報活動や啓発活動を実施し、地域福祉活動の充実を図ります。また、地域福祉活動の担い手となるよう市民参加による福祉ボランティア活動や福祉に関する講座等の学習機会の提供や受講者の活動支援等、福祉教育体制を整備します。

②地域福祉施設の充実

多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域福祉活動拠点であるあじさい館ややまゆり館において、利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう地域福祉施設の充実、各種サービスの提供体制を図るとともに、市民の活動や交流の場の拡充を図ります。

③関係機関・団体との連携の強化

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティアや関係機関などと連携して、それぞれの活動内容の把握と役割分担を明確にし、地域福祉活動を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

民生委員・児童委員の確保

【指標の説明】地域福祉の推進に必要な民生委員・児童委員の定員を確保する

令和2年度実績

87人

令和8年度目標

87人

関連する市の個別計画

- ◆地域福祉計画（第3期）（2018-2022）
- ◆協働のまちづくり指針（2010-）
- ◆自殺対策計画



[ベビーマッサージ（やまゆり館）]

4 地域福祉の向上

2 低所得者福祉

目指す姿（5年後の状態）

地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

達成指標

**生活保護申請対応の迅速化
(14日以内に決定する割合)**

令和2年度実績

90.6%

令和8年度目標

94.0%

【指標の説明・根拠】申請処理の迅速かつ的確な実施により、保護の要否等の決定内容を14日以内に書面通知した割合

現況と課題

- ◆生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
- ◆本市で生活保護を受けている世帯は、令和2年度末で196世帯となっており、平成30年度から微増傾向にあります。
- ◆今般の社会情勢の影響もあり、生活保護世帯の増加が予想されますが、生活保護制度を活用し、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ることで、安心した暮らしができるよう支援していく必要があります。また、低所得者に対しても関係機関と連携を図りながら相談支援体制を充実し、実状に即した対応が求められています。

データ

【生活保護被保護世帯・人員数の推移】

年度	被保護世帯	被保護人員
平成28年度	187	227
平成29年度	184	229
平成30年度	179	224
令和元年度	180	216
令和2年度	196	231

資料：社会福祉課（各年度末現在）

施策の方向

①生活の安定・自立への支援

生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援を行うとともに、地域における関係機関と連携を図り、貧困の連鎖防止に努めます。

②生活保護制度の適切な運営

生活保護制度の適正運営に努め最低限度の生活を保障するとともに、就労支援・各種社会保障制度の活用により、生活の安定や経済的自立を支援します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

自立相談受付件数

【指標の説明】生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援

※令和2年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響による（平時における件数：平均68件）

令和2年度実績

238件※

令和8年度目標

102件

関連する市の個別計画

◆地域福祉計画（第3期）（2018-2022）



〔生活困窮者就労準備支援〕

基本目標

5

未来を担う
若者を育む
まちづくり

«子育て・若者支援»

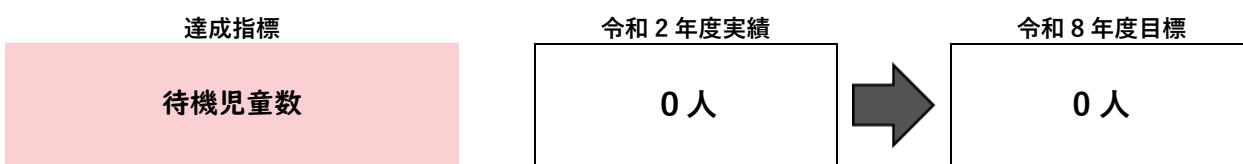
1 次世代の育成支援

1 児童福祉

目指す姿（5年後の状態）

**保育を必要とする家庭の保護者が安心して子どもを預けることができる環境があり、
仕事と子育ての両立した生活が送られています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

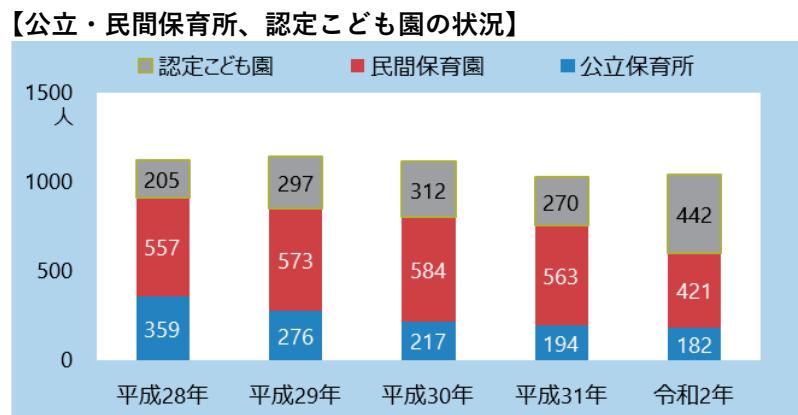


【指標の説明・根拠】待機児童が発生することの無いように保育施設を維持していく

現況と課題

- ◆ 女性の社会進出などを背景に、共働きの子育て世帯が増加するなど、就労形態や生活スタイルが多様化しています。
- ◆ このため、延長保育や一時預かり保育など保護者の多様な保育ニーズに合った保育サービスを提供する市内の民間保育所や認定こども園その他保育事業者を引き続き支援し、幼児教育・保育の質の向上とともに、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供できるよう、多様な事業者の新規参入を支援し、教育・保育の更なる充実に取り組む必要があります。
- ◆ また、経済的な困窮などにより、子どもの貧困問題が深刻な社会問題となっているほか、児童虐待の早期発見と迅速な対応が求められています。
- ◆ こうした中、市では、第1期計画（平成27年3月策定）で取り組んできた施策や事業を検証し、次代の社会を担うすべての子どもの健やかな成長と地域で子育てを温かく見守り、支えあっていく環境の整備を目指し、令和2年3月に第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。

データ



資料：子ども家庭課（各年4月1日現在）



施策の方向

①保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じて、延長保育や一時預かり保育などの保育サービスの提供とともに、安定した保育サービスを継続して提供するため、多様な事業主体の参画を促進します。

②放課後児童クラブの充実

放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいらない小学校児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、引き続き、児童の健全育成を図ります。

③家庭児童相談

子どものすこやかな成長のための相談、児童虐待、生活困窮、DVなど子どもに関わる各種相談に応じ、関係機関との連携・協力のもと、児童福祉の健全化を図ります。

④施設の適正管理と環境整備の充実

安定して保育の提供ができるよう民間保育園等を支援し保育環境の維持と向上を図ります。

⑤ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の自立に向けた支援や相談体制の充実を図り、生活の安定、自立に向けた経済的な支援を推進します。

⑥子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境整備を進めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

放課後児童クラブ入会児童数

【指標の説明】放課後児童クラブに入会する年度末現在の入会児童数

家庭児童相談数

【指標の説明】各種相談に応じた人数

市内民間保育施設等の施設数

【指標の説明】市内における民間の保育施設等の施設数を維持する

児童扶養手当の受給者数

【指標の説明】市から児童扶養手当の支給を受けている人数

ひとり親家庭の就業率

【指標の説明】母子家庭の母、又は父子家庭の父の就業率

令和2年度実績

593人

令和8年度目標

600人

117人

111人

8箇所

8箇所

301人

295人

91%

93%以上

関連する市の個別計画

◆第2期子ども・子育て支援事業計画（2020-2024）

1 次世代の育成支援

2 少子化対策

目指す姿（5年後の状態）

子育て家庭が多くのに支えられながら子育ての楽しさと喜びを感じ、
次代を担う子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

達成指標

子育ての環境や支援の満足度

令和2年度実績

未就学児	2.83
就学児	2.65

令和8年度目標

未就学児	3.20 以上
就学児	3.00 以上

【指標の説明・根拠】子育ての環境や支援について満足している者の割合（5段階評価）

現況と課題

- ◆ 核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、子育てに不安や負担を抱える親（保護者）が増えており、安心して子育てできる環境づくりが求められています。
- ◆ このため、市では、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をより一層進め、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりとともに、子どもや子育て家庭への支援を総合的に進めていく必要があります。



施策の方向

①安心して子育てできる環境づくり 総合戦略

子育て家庭を地域社会全体で支え、すべての子どもたちが健やかに成長できる仕組みづくりを進めます。

3-1-2 子育て支援の充実

②出産や子育てに関する情報発信の充実

子育て世帯が子どもの成長や発達を正しく理解し、必要に応じて子育てに関する支援が受けられるよう、子育て支援サイト「かすみっ湖」などを通じて、出産や子育てに関する情報を分かりやすく発信します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

子ども・子育て支援事業計画事業数

【指標の説明】地域子ども・子育て支援事業（13事業）の維持

子育て支援アプリ「かすみっ湖」の利用者数

【指標の説明】子育てに関する情報や子どもの成長記録などの機能を備える子育て支援アプリ「かすみっ湖」の利用者数

令和2年度実績

13事業



令和8年度目標

13事業

542人



800人以上

関連する市の個別計画

- ◆第2期子ども・子育て支援事業計画（2020-2024）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



〔親子ふれあい事業（大塚児童館）〕

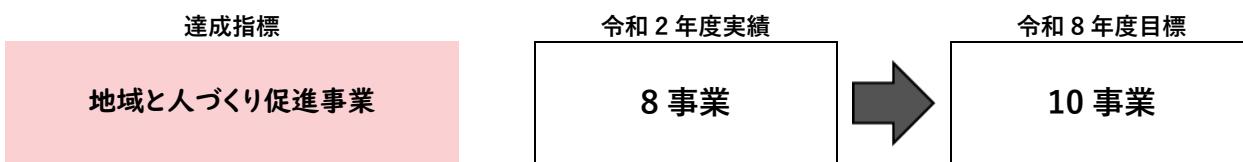
2 社会性豊かな青少年の健全育成

1 青少年育成

目指す姿（5年後の状態）

多様な人材が学び合い高め合う地域づくりの中で、小中学生の地元愛着度を高め、将来のかすみがうら市を担う人材として成長しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】青少年の健全育成、地域人材の育成、地域と学校の連携強化などの事業数

現況と課題

- ◆ 市では、これまで地域の宝である子どもたちが、地域の担い手に成長できるよう、「地域の子どもは地域が育てる」という観点から、学校・家庭・地域が連携し、青少年の心身健全育成や非行未然防止、学習支援などのための様々な活動や、子どもの教育と人格形成に関する家庭の教育力を向上させるための事業も進めています。
- ◆ かつての多くの子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験、社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていましたが、今の子どもたちをめぐる環境は、都市化、少子化、電子メディアの普及、地域のつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場や本物を見る機会が少くなり、そのノウハウも継承されなくなり、心や体を鍛えるための負荷がかからない、いわば無重力状態であり、青少年の健全育成にとって、深刻な事態に直面しています。
- ◆ そして、新型コロナウイルス感染症流行による休校などが、ネットいじめ、ゲーム依存症、児童虐待の増加につながっているといわれており、こういった外から見えにくい問題を、どうやって見つけて適切な支援につないでいくかが課題となっています。
- ◆ 次代を担う青少年が、今後の変化の激しい社会において、将来の夢や希望を抱いて積極的かつ主体的に生活を送るためにには、彼らが自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を果たすことが必要です。そして、これらの実現のためには、教育関係者だけでなくすべての大人が青少年教育へ参画することが求められます。
- ◆ 家庭・地域における日常生活の場面から学校教育の場や企業活動などあらゆる場面において、大人が青少年にきっかけを与え、様々なプログラムの提供ができるよう積極的に展開していかなければなりません。
- ◆ 学校・家庭・地域など社会の全ての構成員が自ら果たす役割と責任を自覚し、社会総ぐるみでこれからの社会を担う青少年の「社会を生き抜く力」の養成に向けて具体的に行動していくことが必要です。

施策の方向

①青少年の健全育成 総合戦略

青少年育成かすみがうら市民会議や市子ども会育成連合会などの活動を強化し、多世代との交流の機会を増やすことにより市民総ぐるみで地域社会と青少年との結びつきを強化します。

学校・家庭・地域の連携による地域住民が取り組むボランティア活動や、保護者を対象とした家庭教育学級を開講し、子育ての悩みなど気軽に相談できるネットワークづくりの支援に努めます。

少年非行の早期発見や未然防止のため、青少年相談員が中心に家庭と地域と行政が一体となって、街頭指導や夜間パトロールなどを行います。また、携帯電話やインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。

3-2-2 青少年健全育成の推進

②地域人材の育成

高校生会や二十歳の集い実行委員会、大人クラブなど若者や現役世代の自主的な活動を支援するとともに、各種団体の交流や連携により、将来の地域の担い手育成に努めます。自らの学習経験をいかして地域に貢献する考えをもつ社会力を身につけた人材を育成します。

いばらきっ子郷土検定の開催などにより、茨城県および本市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。

③学校・家庭・地域の連携協力

コーディネーター等の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化推進します。

地域の人材、団体、機関と連携・協力し、地域学校協働活動の継続的・安定的な活動を推進します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

青少年健全育成活動事業数

【指標の説明】青少年育成かすみがうら市民会議、市子ども会育成連合会、青少年相談員連絡協議会、家庭教育学級など活動事業数

地域人材育成活動事業数

【指標の説明】高校生会や成人式実行委員会、大人クラブなど活動事業数

スポーツ推進委員活動回数

【指標の説明】スポーツ推進委員の活動事業及び研修会、各種スポーツ教室等の開催回数

令和2年度実績

92事業



令和8年度目標

167事業

11事業



20事業

—



150回

関連する市の個別計画

- ◆生涯学習推進計画（2018-2022）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



〔非行防止キャンペーン（神立駅）〕

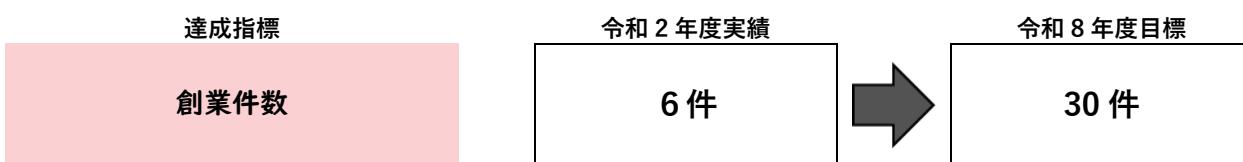
3 起業化の支援

1 起業・創業支援

目指す姿（5年後の状態）

様々な支援機関が連携し創意工夫を凝らした創業支援により創業しやすいまちとなり、地域に事業者が増え、新たな雇用が生まれることでまちが賑わい元気になっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】市内で創業した法人又は個人事業主の件数

現況と課題

- ◆ 近年、後継者不在による中小事業者の廃業が全国的に課題となっており、本市においても、市内での事業活動を活性化するためには、起業・創業とともに、既存事業の承継や中小企業に対する支援が必要となっています。市内の中小事業者に対する支援を充実させるため、地元金融機関や商工会等各種支援機関との連携を図りながら、起業・創業、経営相談や事業承継に対する支援の充実を図ります。
- ◆ また人口減少や高齢化が進む地域の担い手を育成するため、異業種連携による地域活動の支援、移住者が地域コミュニティに参加する機会の提供等に取り組むことで、地域固有の課題が浮き彫りとなり、新しいビジネスチャンスに繋がることが期待できます。
- ◆ さらには首都圏からの物理的距離に関わらず、IT技術の深化により、テレワーク等遠隔地においても仕事が成り立つ潮流が今後ますます加速することから、良質な住環境の整備やコワーキングスペース等働きやすい環境づくりも重要な要素となります。

施策の方向

①創業支援

市内において新たに創業する方に対し、創業に係る必要な費用を支援することで、産業の振興、新規雇用の創出及び移住・定住の促進を図ります。

②新事業・新分野進出支援

市内において新たに新事業・新分野に進出する方に対し、必要な費用を支援することで、産業の振興、新規雇用の創出及び移住・定住の促進を図ります。

③第二創業支援

市内において既に事業を営んでいる方又は法人の後継者が事業を引き継いだ場合に、市内において業務転換をし、又は新事業もしくは新分野の進出に対し、必要な費用を支援することで、産業の振興、新規雇用の創出及び移住・定住の促進を図ります。

④創業等に係る制度活用支援

茨城県や商工会、地元金融機関等各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、融資制度や補助事業の資金調達支援など円滑な創業等に向けた支援に努めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

創業支援に対する補助金の交付件数

【指標の説明】新たに事業を開始する際に補助金を活用した件数

新事業・新分野進出支援に対する補助金の交付件数

【指標の説明】新事業若しくは新分野に進出する際に補助金を活用した件数

第二創業支援に対する補助金の交付件数

【指標の説明】後継者が事業を引き継ぎ、事務転換した際に補助金を活用した件数

創業等に係る相談件数

【指標の説明】創業・起業、新分野進出などの連絡・相談件数

令和2年度実績

2件



令和8年度目標

19件

1件



30件

0件



1件

6件



100件



〔事業継続力強化作成セミナー〕

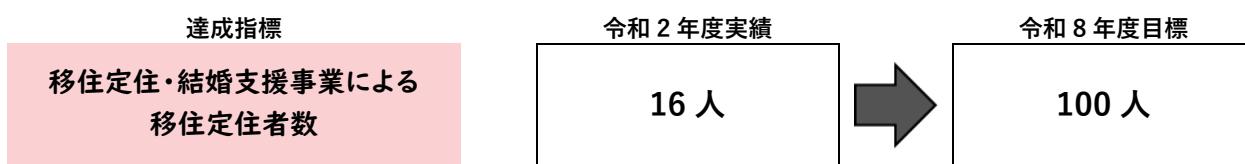
4 就業機会の拡大

1 定住促進

目指す姿（5年後の状態）

かすみがうら市の魅力や地元企業のすばらしさを知ってもらうことで、
UIJ ターンや成婚者、移住・定住者が増え、
若い世代が住み続けたいまちになっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】婚活サポートセンター成婚者（本市定住）並びに各種移住定住支援制度利用者

現況と課題

- ◆ 人口減少、少子高齢化が進む現状を踏まえ、結婚を本人やその家族だけではなく、地域全体の問題と捉え、移住・定住促進の観点から、平成30年4月に婚活サポートセンターを開設し、結婚相談、センターへの登録、お見合い、婚活パーティー、婚活講座、交際成立カップルの見守り、成婚者への支援等、総合的な結婚支援を推進してきました。登録者数、成婚カップル数など、開設以来、着実に実績をあげてきており、今後も更なる事業内容の拡充に努めながら、積極的に取り組んでいくことが求められています。
- ◆ また、移住定住者の増加を目指し、移住者を対象とした、住宅取得や家賃、生活支援金等の各種補助金・支援金制度を整備しました。あわせて、関係人口を増やしていくため、田舎暮らし志向の人を対象とした定期的な情報提供「かすふる通信」や回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、県主催の「if design project」への協力、ワーケーションや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。
- ◆ こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取組としていく必要があります。



施策の方向

①婚活サポート 総合戦略

定住に繋がるきっかけとして、結婚支援事業と他の支援メニューの連携できる仕組みづくりを進めます。

3-1-1 市民の結婚と定住に向けた支援の強化

②移住定住者人口増を目指した各種支援策の推進 総合戦略

移住者が本市を選んでくれるよう、住宅取得や家賃、生活支援金など多様な補助金・支援金制度を拡充・継続していきます。また、府内各部署で取り扱う、移住者向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシを作成し、積極的にPRしていきます。

2-3-1 移住・定住の推進

③関係人口増加に向けた情報発信 総合戦略

市外在住の登録者に市の情報を定期的に送付する「かすふる通信」や回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用し、積極的に情報発信を行っていきます。

2-3-2 かすみがうら市の魅力発信

④通学定期券補助

鉄道を利用して遠距離通学する大学生等の保護者の経済的負担を軽減することで、教育機会の均衡を図り転出を抑制します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

チラシ、広告などによる
婚活サポートセンターの周知回数

【指標の説明】令和2年度実績／チラシの配布1回、情報誌・新聞等への掲載3回

移住者向け広報媒体の作成

【指標の説明】チラシ等の作成

関係人口増に向けた取組数

【指標の説明】関係人口増に向けた取組の数

令和2年度実績

4回

令和8年度目標

7回

—

1回

2企画

3企画



〔婚活サポートによる成婚カップル〕

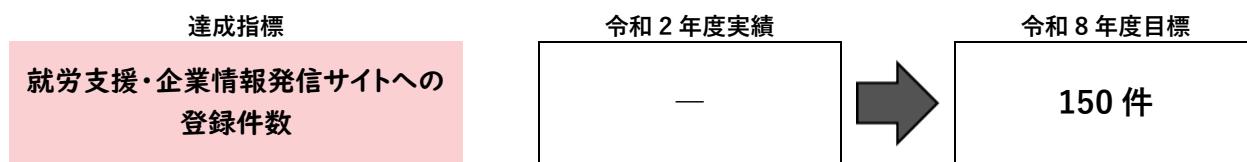
4 就業機会の拡大

2 就業促進

目指す姿（5年後の状態）

**地元企業からの情報発信や新しい働き方の推進などによって就業の場が広がり、
かすみがうら市が若い世代にとって暮らしやすいまちになっています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】就労支援・企業情報発信サイトに企業情報や求人情報を登録掲載した事業者の件数

現況と課題

- ◆ 少子高齢化、人口減少社会から人生100年社会に向けた取組及び、女性の社会進出の増加に伴い、女性や高齢者（65歳以上）の就業率の上昇等に起因し、近年の就業者数が増加傾向にあります。一方で本市における有効求人倍率は2.21（令和3年12月現在）と、企業側の求人にに対し就労希望者が不足している状況にあります。
- ◆ 市内の従業員数のおよそ半数を占める雇用の吸引産業である製造業及び卸・小売業をはじめ、市特有の地域資源を取り扱う農水産事業者や飲食店等市内には多様な産業が立地しています。
- ◆ 市内で頑張る事業者の魅力を発信し、求職者とのマッチングを強力に進めるため、ハローワークとの密な連携による就労機会の確保、引き続きの企業誘致の推進、マッチングサイトの構築等を図るとともに、求職者が求めるワークスタイルの充実度を引き上げるサポートも必要となります。



施策の方向

①UIJ ターン就職・インターンシップの促進

地元企業の魅力を感じてもらうことや市内企業を訪問し、見学・体験してもらうために、就労支援・企業情報発信サイト「ビズワークかすみがうら」による市内企業とのマッチングやワーケーションを通じたインターンシップなど就職関連イベントの情報を提供し、UIJ ターン就職・インターンシップの促進を図ります。

②就労相談等の充実

ハローワークとの連携による就業機会の拡大や、いばらき県南若者サポートステーションとの連携による様々な就労支援プログラムの実施において、若者のための就労相談等の充実を図ります。

③企業誘致

企業の立地を促進させ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

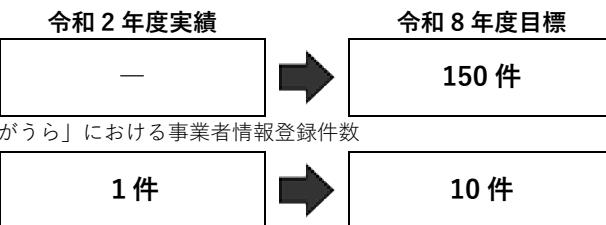
活動指標

UIJ ターン就職・インターンシップの促進

【指標の説明】就労支援・企業情報発信サイト「ビズワークかすみがうら」における事業者情報登録件数

就労相談等の充実

【指標の説明】いばらき県南若者サポートステーション相談件数



[ビズワークかすみがうらホームページ]

基本目標

6

豊かな学びと
創造の
まちづくり
«教育・文化»

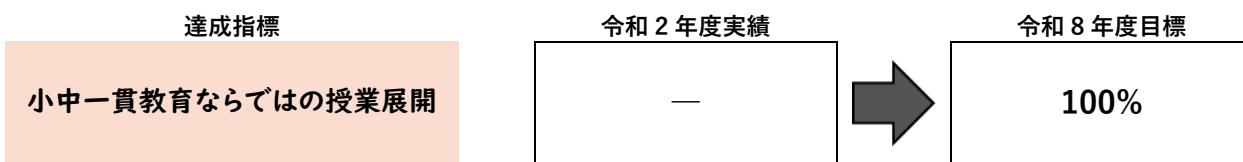
1 学校教育の充実

1 学校教育

目指す姿（5年後の状態）

**小中一貫教育の効果的な実践を通して、きめ細やかな教育を推進し、
人間性豊かでよりよい生き方を求める児童生徒が育っています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】小中一貫教育ならではの児童生徒の9年間の発達を意識した授業を展開した市立小中義務教育学校の教員割合

現況と課題

- ◆ 本市では、小中一貫教育を計画的に推進してきましたが、幼児教育から小学校教育への円滑な接続や、9年間の継続的な小中一貫教育を生かしたさらなる学習指導により、児童生徒一人一人の資質・能力等の確実な育成に努めていくことが求められています。また、子どもたちが郷土を愛する心を高めていけるよう、郷土教育、キャリア教育の充実を図ることも大切です。
- ◆ 子ども達の豊かな心や健康な体を育む教育は重要性を増しており、また、暴力行為やいじめの問題、不登校などの取組や未然防止については、保護者からの期待も大きく、児童生徒への指導には一層の充実が求められています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ICT教育の重要性が急速に高まり、Society5.0時代を生き抜く力を身に付け、国際的な視野を持つグローバルな人材の育成が求められています。
- ◆ 本市では、学校施設における耐震対策や大規模改修等は概ね完了しているものの、質の高い施設整備を行うとともに、安全・安心を確保し、多様化する学習活動に対応していくことが重要です。教職員が、児童生徒と向き合う時間を増やしていくために、職場環境の向上や負担軽減も求められています。
- ◆ 現在、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、これまで地域が取り組んできた子どもたちへの教育支援体制のさらなる充実や、学校・家庭・地域の連携・協働により、社会全体で子どもの育成を支えることの必要性が高まっています。

データ

【小学校別児童数の推移】

年次	霞ヶ浦南小	霞ヶ浦北小	志筑小	新治小	七会小	上佐谷小	下稻吉小	下稻吉東小	青葉台初等学部
平成28年	412	289	84	100	70	37	648	484	38
平成29年	381	280	82	108	62	37	636	481	39
平成30年	403	266	81	101	60	35	632	488	38
令和元年	384	254	85	98	60	35	628	486	33
令和2年	352	242	85	98	59	30	629	453	28
令和3年	332	221	81	94	63	23	591	436	28

【中学校別生徒数の推移】

年次	霞ヶ浦中	千代田中	下稻吉中	青葉台中等学部
平成28年	390	165	610	1
平成29年	394	164	603	6
平成30年	371	165	586	9
令和元年	357	136	562	15
令和2年	347	135	557	11
令和3年	355	145	575	8

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）



施策の方向

①かすみがうら市の特色ある教育

各中学校区〔千代田義務教育学校・下稻吉中学校・霞ヶ浦中学校〕毎に小中一貫教育グランドデザインを設け、9年間の小中一貫教育の充実を図ります。また、子どもミライ学習などを通じて、地域の歴史や文化、産業、自然環境等を生かした体験活動や職場見学・職場体験など、本市独自の郷土教育やキャリア教育を推進します。

②確かな学力の定着

幼児期から小学校への円滑な接続だけでなく学年・学校段階の接続を図り、学び直しや補充的・発展的な学習など、個に応じたきめ細かな学習指導に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

③心と体の育成

道徳教育、人権教育、読書活動などを推進し、児童生徒における豊かな心の育成や、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、相談体制の充実を図り、いじめや問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。また、スポーツや健康教育、食育を通して、体力の維持・向上や健康増進を図ります。

④時代の変化に対応した教育の推進 総合戦略

全児童生徒に整備した1人1台端末を活用したICT教育の強化や、外国語指導助手(ALT)等を

活用した教育を促進するなど、グローバル化に対応した人材育成を図ります。また、特別な支援を要する児童生徒の特性に応じて、様々なサポート支援を図ります。

3-2-1 國際化・情報化に対応した特色ある教育の充実

⑤教育環境の整備

デジタル教科書の導入によるICT活用などを含め、新たな教育内容・教育課題に対応する教職員育成や各種研修の充実化を図るとともに、効果的教育活動を目指した働き方改革を推進します。小中学校施設長寿命化計画を基に改修・建替えの検討を進め、学校適正規模・適正配置により公平性のある教育環境の整備を図ります。また、児童生徒の登下校時の安全を確保し、学校統合により遠方化した地域にはスクールバスを運行します。

⑥学校・家庭・地域の連携協力

学校がより身近に感じられるよう学校ホームページによる情報発信に努めるなど、家庭・地域が協働する地域に開かれた学校を目指すとともに、子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。地域と連携して登下校中の児童生徒の安全確保等を図ります。また、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭教育を支援します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

各教科の学習系統表（複数年にわたるカリキュラム）を活用した学習の実施

【指標の説明】第1学年から第9学年までの教科毎に作成した学習系統表に基づき小中一貫教育を推進

小学校（前期課程）での教科担任制導入に伴う専科教員の配置

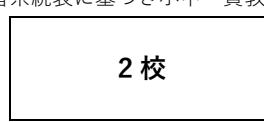
【指標の説明】教員の専門性を活かしたより深い指導を行い学力向上や中学校（後期課程）への円滑な接続を図る

令和2年度実績

—

令和8年度目標

7校



2校

5校

関連する市の個別計画

- ◆小中学校施設長寿命化計画（2020-2024）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）

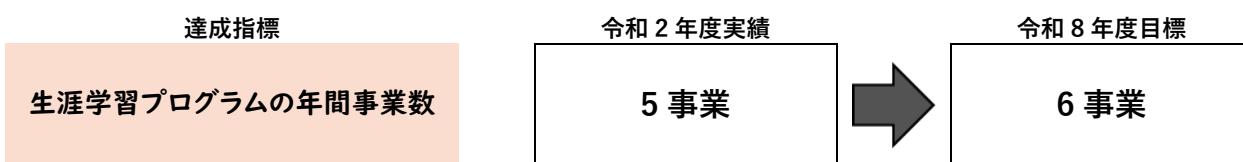
2 生涯学習の充実

1 生涯学習

目指す姿（5年後の状態）

**市民一人ひとりが生涯学習活動を通して、教養や知識を身につけ、
生きがいや仲間を見つけ、自らを磨くことで、より豊かな人生を実現できています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

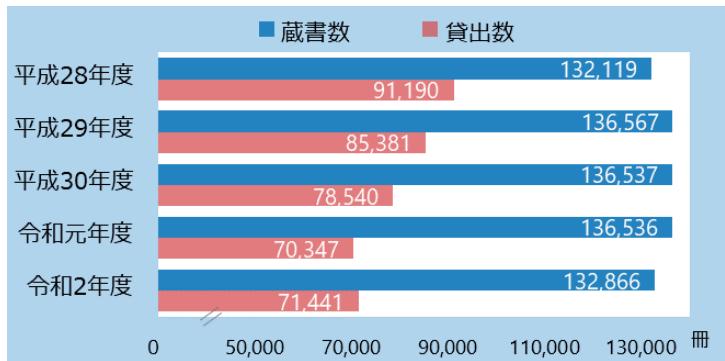


【指標の説明・根拠】生涯学習機会を提供した事業数

現況と課題

- ◆ 本市は、「いつでも」「どこでも」「誰でも」の基本理念に基づき、幼児から高齢者までのあらゆる世代や様々な目的に応じた生涯学習事業を展開しています。
- ◆ 地域社会においては、地域経済の縮小や地方財政の悪化、医療・介護の需給ひっ迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝行事等の担い手の減少に加え、コロナ感染症対策に伴う人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の拡大など、さまざまな課題に直面しています。こうしたなか、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されるなど、大きな社会の変化が訪れようとしています。
- ◆ 今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、ICTなどの新しい技術も最大限活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境、つまり市民協働型の事業展開が一層重要です。
- ◆ また、社会の変化のスピードが速まる中では、求められる知識やスキルも変わっていくため、社会に出てからの学び直し（リカレント教育）の重要性が高まっています。そのため、若者から高齢者まで、だれもが学びに向かうことのできる、生涯学習プログラムの環境づくりが求められています。

【図書館の状況】



資料：図書館（各年度末現在）



施策の方向

①生涯学習推進体制の確立

かすみがうら市生涯学習推進計画を策定し計画に沿った生涯学習推進に努めます。また生涯学習の進むべき方向性や様々な課題に対し、諮問機関など専門的な意見の聴取に努めます。

②生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援

総合戦略 行財政改革

多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応するとともに、若者から高齢者までの多様な世代が学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。また、生涯学習団体が意欲を持って自ら学び教え交流することで人とのぬくもりを感じ、生きがいづくりに取り組めるよう支援します。平日日中に限らず、夜間や休日、またオンラインによる学習機会を提供し、参加機会を拡充します。

1-5-2 地域を支える若い人材の組織化支援

3-1-2-1 ニーズと調和した生涯学習

③生涯学習施設の整備充実

人気図書やリクエスト図書の購入を心掛け、市民が利用しやすい図書館のレファレンスサービスの充実を心掛けます。また、電子図書の導入に向けた調査研究を進めます。

④生涯学習情報の提供 行財政改革

マナビィガイドに加え、HP や SNS を活用した情報提供を行い、迅速に情報を提供していきます。

生涯学習施設を拠点とした機会提供型の生涯学習に加え、自らのテーマやライフスタイルに応じて自ら学ぶ生涯学習を推進できるよう生涯学習人材バンクの拡充に努めます。

2-1-1-4 学びによる地域と人づくり

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

生涯学習プログラム（講座等）の開催回数

【指標の説明】子ども大学、大人大学、高齢者大学、人材バンクなどの活動事業数

生涯学習プログラム（ふれあい生涯学習フェア）への参加団体数

【指標の説明】ふれあい生涯学習フェアに参加した文化団体、文化協会加盟団体などの数

公民館講座の受講者数

【指標の説明】霞ヶ浦中地区、千代田義務教育学校地区、下稻吉中地区的合計延参加者数

講座の開設数

【指標の説明】1年間（前期・後期）に実施する講座数

生涯学習情報の提供

【指標の説明】生涯学習サイトなどの情報発信回数

令和2年度実績

8回

令和8年度目標

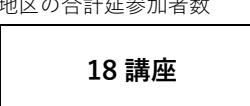
38回



110団体



1,700人



40講座



25,000回

関連する市の個別計画

◆生涯学習推進計画（2018-2022）

◆教育振興基本計画（2022-2026）

2 生涯学習の充実

2 スポーツ・レクリエーション

目指す姿（5年後の状態）

スポーツ・レクリエーション活動の機会と場を提供することにより、
子供から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しんでいます

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】社会体育施設利用状況

現況と課題

- ◆本市では、市民のスポーツ活動の推進や青少年の健全育成の面から、市体育協会や加盟団体、スポーツ少年団の活動を支援しています。
- ◆また、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供し、市民の心身の健康の保持増進に取り組むとともに、各種スポーツ大会やイベントを開催し、スポーツ活動を通じた市民の交流を図っています。
- ◆スポーツ推進においては、スポーツジムなどの個人的な健康・体力づくりに対して人々の関心が高まっている一方、スポーツ施設の利用者が減少してきており、団体での活動者が少なくなってくると推測されます。
- ◆今後は市民が望んでいるスポーツに対するニーズを把握するとともに幅広い世代の人たちに健康づくりとしての運動や生涯スポーツの楽しさを感じてもらう機会を提供することが求められます。



【主な社会体育施設の利用者数】

年度	体育センター	わかぐり運動公園	うち グラウンド	うち 体育館	多目的運動広場	戸沢運動公園	第1常陸野公園	千代田B&G海洋センター	霞ヶ浦中地区公民館	千代田中地区公民館	あじさい館	図書館	歴史博物館 (旧郷土資料館)
平成28年	14,059	48,039	27,617	20,422	31,841	7,103	14,482	12,022	30,046	13,931	84,516	58,798	10,528
平成29年	14,648	39,560	21,749	17,811	25,210	6,093	13,556	12,582	28,096	14,376	89,018	54,408	13,150
平成30年	11,201	35,566	21,270	14,296	25,451	4,707	14,736	11,536	25,880	19,659	88,599	52,359	11,178
令和元年	11,001	39,524	22,437	17,087	28,834	4,588	14,872	13,564	23,581	15,136	82,120	48,040	11,555
令和2年	6,768	27,053	15,150	11,903	16,151	3,178	10,483	6,435	7,068	5,033	41,673	22,173	8,385

資料：各社会体育施設所管課（各年度末現在）

施策の方向

総合戦略

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

健康寿命の延伸、青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化など、現況や目的に対応したスポーツのある生活が実現できる体制づくり、システムづくりを推進します。また、スポーツイベントやスポーツ教室の開催、水辺を生かしたカヌー体験、総合型スポーツクラブなどとの連携により、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、指導者の育成を図りながらスポーツ団体の育成強化に努め、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。

2-1-3 霞ヶ浦を生かした水辺のスポーツ振興

②スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

行財政改革

スポーツ施設の効果的かつ効率的な活用を促進し、様々なスポーツの需要に対応します。また、

オンライン予約システムの更なる徹底と適正な維持管理による施設環境の質的向上に努め、施設利用を促し、地域に根差したスポーツ団体に学校などの体育施設の利用を促進します。スポーツ施設については、各施設近隣の学校体育施設との関連も考慮しながら必要な機能と規模を整理し、機能見直し及び施設の廃止等を進めます。これらを総合的に判断しながら指定管理制度の導入を検討します。

3-1-4-1 体育施設の指定管理制度

③スポーツ・レクリエーション団体の育成

スポーツ推進員と連携して、指導の強化や組織の育成を図ります。さらには、スポーツを通して青少年の健全育成を図るスポーツ少年団の活動を支援するとともに、体育協会やその加盟団体などの自主的な活動を支援します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

各種スポーツイベント、講座などへの参加人数

【指標の説明】スポーツイベントや講座等を実施し参加人数の増加に努める

少年団及び体育協会による市長杯大会開催数

【指標の説明】スポーツ少年団等が運営補助金や市長杯委託金を受け、自主運営で市長杯大会を開催する

令和2年度実績

—

令和8年度目標

5,000人

8回

14回

関連する市の個別計画

- ◆生涯学習推進計画（2018-2022）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



〔スポーツ少年団の活動〕

3 地域文化の継承と創造

1 地域文化

目指す姿（5年後の状態）

多くの方に市の歴史資源の魅力を伝え関心を高めることで、
郷土愛や誇りを抱く市民が増え、市外の方にも本市の文化が伝わっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

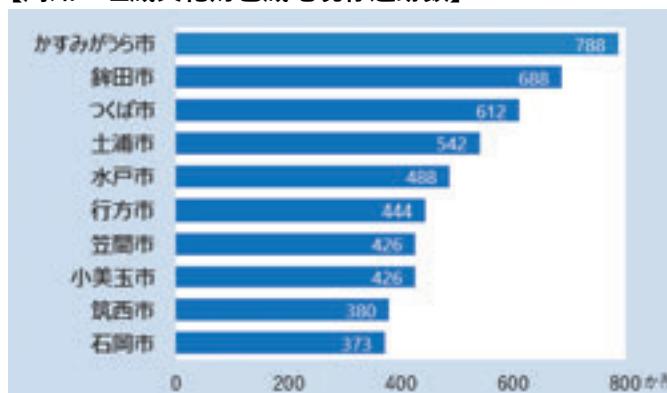


【指標の説明・根拠】1年間の入館者総数

現況と課題

- ◆ 特色ある歴史や文化は、保存・伝承に加えて観光やまちづくり等にも活用していく必要があります。地域総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を促進するためかすみがうら市文化財保存活用地域計画を策定し、市の魅力の一つである歴史資源を生かしたまちづくりを目指します。
- ◆ また、市の歴史情報発信拠点である歴史博物館を有効活用するため、施設機能の拡充や楽しみながら学べる拠点づくりが課題となっています。あわせて、歴史資源を通じた地域コミュニティを再生するため、専門的知識や技術を有する学芸員や市民学芸員の人員確保や育成が必要となっています。
- ◆ 文化芸術活動に取り組んでいる市民の高齢化等により、ふれあい生涯学習フェアの参加人数の減少や、文化協会の加盟団体数と会員数の減少などがみられ、未来につないでいくためにはマナビィに文化団体自主講座を掲載して団体の支援をするなど、若者の参加を促していくための工夫が必要です。
- ◆ 幼いころから文化芸術に親しむ機会を持つことが、将来生涯にわたり文化芸術活動に取り組んだり、積極的に参加していく市民を育てることにつながります。
- ◆ このため、学校関連のアウトリーチ（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育み、文化芸術の次世代を担う人材の育成に取り組むことが必要となっています。

【周知の埋蔵文化財包蔵地現存遺跡数】



資料：県文化課（平成28年8月26日現在）



施策の方向

①文化財保存活用地域計画の策定

かすみがうら市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画を策定し、中長期的に観光やまちづくり等にも生かしていきます。

②地域文化拠点の整備

帆引き船の国選択化、風返稻荷山古墳出土品の国指定化が進む中、資料の保管、展示環境の整備が急務となっています。また、展覧会や講座等の利用者の利便性向上を図るために、老朽化した博物館を改修していきます。

③芸術・文化活動の推進

総合戦略

文化団体及び文化協会加盟団体を支援し、市民の芸術文化活動を推進させ、文化活動のサークル活動の活性化を図ります。

多種多様な講座や公演などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。

学校関連のアウトリーチ（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育む取組を推進します。

2-2-3 歴史的価値のある資源の活用振興

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

文化財一斉公開事業の入場者数

【指標の説明】魅力ある市の文化財を2日間限定で公開し、観光やまちづくりの観点でも事業化していく

特別展・企画展の開催

【指標の説明】魅力ある市の歴史資源をテーマとした展覧会を開催する

文化協会加盟者数

【指標の説明】文化協会に加盟している人数

文化財保存活用件数

【指標の説明】市内の文化財の保存、活用した件数

令和2年度実績

—

令和8年度目標

5,000人

3企画

4企画

811人

850人

10件

15件

関連する市の個別計画

- ◆生涯学習推進計画（2018-2022）
- ◆文化財保存活用地域計画（2023-2031）
- ◆教育振興基本計画（2022-2026）



〔指定文化財一斉公開（仏像鑑賞ツアー）〕

基本目標

7

みんなでつくる
連携と協働の
まちづくり
«協働・行財政»

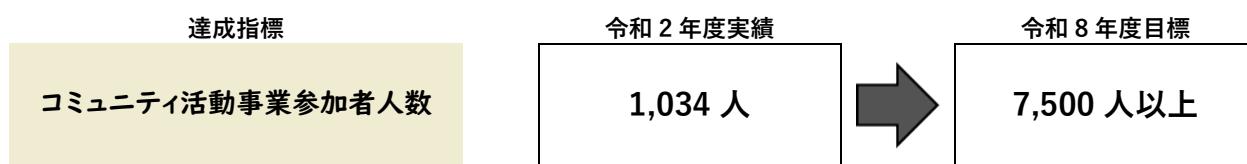
1 市民活動の支援

1 コミュニティづくり

目指す姿（5年後の状態）

新型コロナウイルス感染拡大予防と社会活動の両立を目指す「新しい生活様式」の中で、オンライン交流など新しい進め方を取り入れた事業を展開しながら、地域コミュニティ活動に取り組んでいます

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】コミュニティ活動事業に参加した参加者及びコミュニティ推進委員等の延人数

現況と課題

- ◆ コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものです。しかし近年は、人口減少や少子高齢化、人口流動、またコロナ禍に係る生活形態の変化などにより、地域における共同意識や連帯感が薄れつつあり、地域社会に対する人間関係が弱まりつつあります。
- ◆ 本市では、地域コミュニティ活動の基盤として、行政区が地域生活の向上や自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。また、あじさい館、やまゆり館などを拠点として、文化、芸術、スポーツ、ボランティア、NPO法人など、各種の団体による様々なコミュニティ活動が行われています。
- ◆ 少子高齢化の更なる進展や将来的な人口減少への転換、新しい生活様式や社会デジタル化への対応などの社会状況の変化を踏まえつつ、一人ひとりが地域とのつながりを大切にしながら、地域の課題を自ら解決する力を高めるとともに、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援していく必要があります。

施策の方向

①地域コミュニティの推進 総合戦略 行財政改革

行政区内の活性化のため、ハード、ソフト両面からの補助金を拡充し、行政区が自主的に取り組むコミュニティ活動を支援します。公民館活動に取り組む地域代表のコミュニティ推進委員を中心に、新規事業を検討しながら新たな担い手の発掘にも努め、地域活性化につなげていきます。

- 4-1-2 コミュニティ活動の充実
- 3-1-2-2 地縁コミュニティの活性化

②目的別コミュニティの推進

市民が行政のサービスの受け手だけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に自ら積極的に取り組んでもらえるよう、補助金等を拡充し、まちづくり活動に取り組む市民団体等を支援します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

地域コミュニティ関係補助金の紹介

【指標の説明】チラシや広報誌等で事例等を紹介するなど周知に努め、新たに補助制度を利用する行政区を増やす

コミュニティ推進委員会議の開催回数

【指標の説明】コミュニティ推進委員による活動内容に係る会議を開催した数

地区公民館コミュニティ事業への参加者数

【指標の説明】霞ヶ浦中地区、千代田義務教育学校地区、下稻吉中地区の合計参加延人数

令和2年度実績

2回

令和8年度目標

5回

51回

69回

1,225人

7,500人以上

関連する市の個別計画

- ◆協働のまちづくり指針（2010- ）



〔みんなの夏まつり（下稻吉中地区）〕

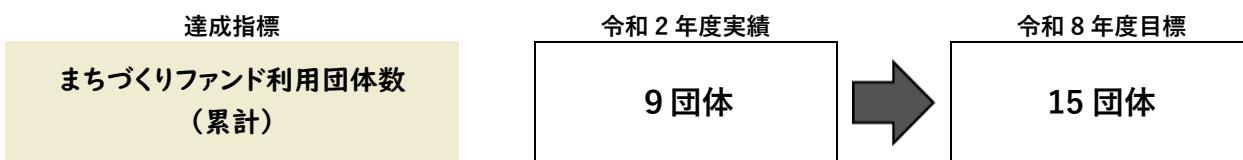
1 市民活動の支援

2 協働体制

目指す姿（5年後の状態）

まちづくり活動に取り組む市民団体等を支援することで、
地域の課題を自主的に解決できるようになっています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】補助金交付期間終了後の自主運営を目指すため累計とする

現況と課題

- ◆ 地域コミュニティの担い手として行政区等を、目的別コミュニティの担い手として市民団体等を位置づけ、それぞれ、まちづくりの市民協働のパートナーとしての行政運営を推進しています。
- ◆ 地域コミュニティについては、行政区が自主的に取り組むコミュニティ活動を支援するため、地域集会施設の整備やお祭り用品等の従来のハード事業への補助金に加え、行政区内の交流や親睦を目的に取り組むイベントや講座、サロンなどのソフト事業への補助金を整備しました。
- ◆ 世帯構成の変化などに伴い地域活動自体が難しくなる一方で、福祉や教育、防災など生活のあらゆる面で地縁による結びつきは再注目されており、こうした市民の自主的な活動を支援するための施策を今後も拡充、継続していく必要があります。
- ◆ 目的別コミュニティについては、市民が行政のサービスの受け手だけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に自ら積極的に取り組んでもらえるよう、市民団体等が自主的に取り組むまちづくり活動をハード、ソフトの両面から支援するまちづくりファンドを推進してきました。
- ◆ ファンドのために用意した基金のうちハード分を使い切ったため、今後は残されたソフト分については再検証し、制度の再構築を図っていく必要があります。

施策の方向
①市民参画のまちづくり

行財政改革

市民参加型の行政運営を目指し、地域の課題に対し、市民（団体等）自らが取り組むまちづくり活動を積極的に支援します。また、市民の考えを聞く機会、逆に市の考えを市民に聴いてもらう機会を広く提供し、市と市民が情報共有しながら、市民参画のまちづくりを推進します。

2-1-1-1 協働意識の醸成と活動支援

3-1-3-1 住民自治の意識改革

3-1-3-2 多様な主体との協働

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）
活動指標
市民団体への補助金の紹介

【指標の説明】まちづくり活動への補助制度について周知する記事の紹介、目標は5年間の累計

令和2年度実績

12回

令和8年度目標

60回

関連する市の個別計画

◆協働のまちづくり指針（2010-）



基本目標

7

[伊東甲子太郎顕彰碑建立]

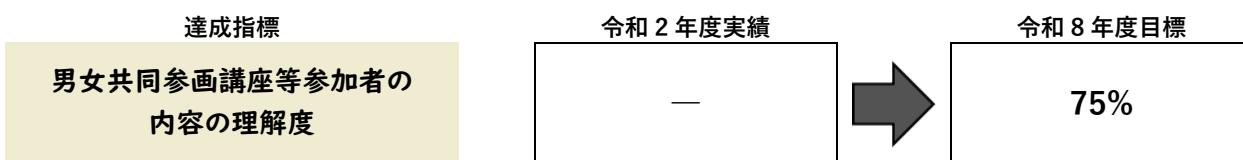
2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画

目指す姿（5年後の状態）

男女の仕事の差別解消、地域・家庭における男性参画の促進、DV根絶など、様々なテーマの男女共同参画普及啓発活動を通して市民生活に男女共同参画が浸透しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】講座受講後、参加者にアンケートを実施

現況と課題

- ◆ 平成30年度に策定した第3次男女共同参画計画に基づき、市民ボランティアの協力による市内小中学校や高校での出前講座、市高校生会との連携による女性に対する暴力をなくそう運動の催し、毎年テーマを変えての普及啓発チラシの作成・配布、男性の家庭生活への参画を促進するための催しなどの具体的かつ実効的な意識啓発や社会参画のための取組と全庁各課で推進する男女共同参画に係る施策の進行管理に努めてきました。
- ◆ しかし、計画に挙げている各課で取り組む各事業の多くが男女共同参画を主とするものではなく、その他の目的の一つに男女共同参画が溶け込んでいるため職員の目的意識が薄いこと、男女共同参画は範囲が広く多岐にわたっているため、どの部分に重点的に取り組むのかの判断が難しいこと、市民への意識啓発の効果がどの程度表れているのか検証が難しい等の課題があります。

施策の方向

①意識啓発や参画機会の充実

世代やターゲットに応じた講座やイベントの開催、普及啓発チラシの作成・配布などにより、意識啓発に努めます。

②仕事と生活の調和に向けた支援

保育サービスの充実や地域で支えあう子育て環境の整備に努め、男女がともに仕事、子育て、介護、地域活動等に参画できるワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

男女共同参画講座の開催回数

【指標の説明】小中学校への出前講座や男性向け講座等、世代やターゲットに応じた講座の開講

DV、各種ハラスメント防止に関する普及啓発活動の取組数

【指標の説明】DV 防止イベントの開催とチラシの配布、ハラスメント防止チラシの作成と配布など

令和2年度実績

1回

令和8年度目標

5回

3回

4回

関連する市の個別計画

◆第3次男女共同参画計画（2019-2023）



〔男女共同参画事業「パパと一緒にクッキング！」〕

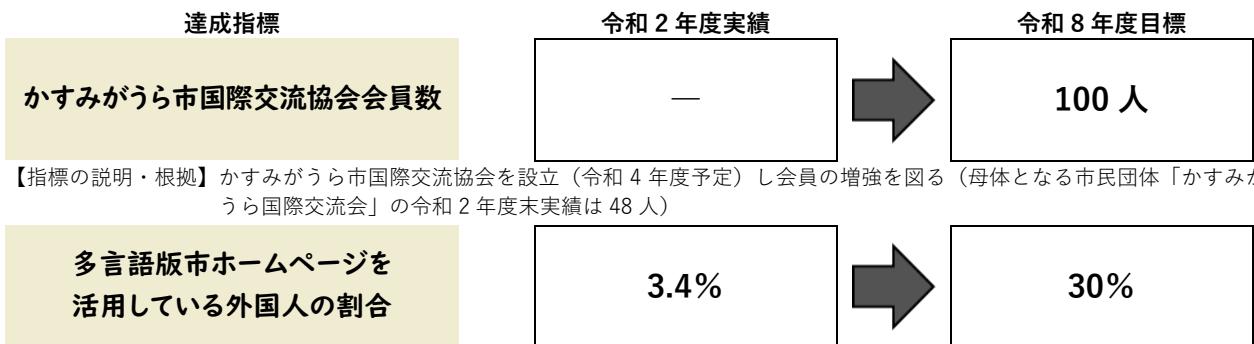
2 男女共同参画の推進

2 多様化、多文化共生

目指す姿（5年後の状態）

**外国人市民が日本人市民と交流する場や
市のルール、仕組みなどを十分に理解できるための方策が充実しています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、令和3年1月1日現在29カ国1,273人の外国人の方が本市に居住しています。これは本市の全人口の3.17%を占めており、人口比率的には本市は多くの外国人の住むまちであるといえます。
- ◆人手不足の解消や生産年齢人口減少への対策として、さらに多くの外国人が日本に居住するようになることが予想される中、本市においても、外国人市民と日本人市民がお互いを理解し、連携し協力しあって暮らしていく「多文化共生のまちづくり」を推進していく必要があります。
- ◆そのため、外国人市民の方が本市においてどのように暮らし、考え、何に困っているのか、市や地域に何を望んでいるのかなどの現状とニーズを掌握するため、令和元年度に外国人市民（18歳以上の世帯主）を対象にしたアンケートを実施しました。
- ◆アンケートの結果を踏まえ、「外国人市民のための生活ガイドブック」の作成と外国人市民全世帯への配布、多言語対応のホームページのグレードアップ、国際交流活動や外国人市民に日本語を教えるための市民ボランティアを発掘・養成するための講座の開講に取り組んできました。
- ◆また、これらの講座をきっかけに誕生した市民団体「かすみがうら国際交流会」は、市民協働の関係で、令和2年度から外国人市民のための日本語教室や生活相談国際交流イベントの開催などに取り組んでいます。
- ◆今後は、外国人市民が地域に溶け込めるようなまちづくり、さらに、お互いがお互いの文化、習慣、風習等を理解し、それらが融合した多文化共生のまちづくりを目指していく必要があります。

施策の方向

①市民協働型の多文化共生・国際交流の推進
総合戦略

市民協働の多文化共生・国際交流を目指して、市民団体や市民ボランティアが取り組む活動を支援します。また、これらの活動がさらに活性化されるよう、市と市民の役割分担が明確になるよう「かすみがうら市国際交流協会」の設立を目指します。

4-1-1 多文化共生のまちづくりの推進

②外国人市民が日本語を学べる機会の提供

外国人市民に日本語を教えるボランティアを養成するための講座を開設し、日本語指導ボランティアを増やします。また、外国人市民が日本語を学べる場（外国人のための日本語教室）を提供します。

③外国人市民との情報共有

AI通訳機の導入や通訳ボランティアの発掘・協力により、外国人市民が気軽に相談できる場を提供します。外国人市民アンケートも定期的に実施し、現場とニーズの掌握に努めます。また、市ホームページや広報誌、SNSなどにより、多言語対応した子情報の提供に努めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標
かすみがうら市国際交流協会の設立

【指標の説明】市民協働型の多文化共生 令和4年度設立予定

多文化共生に関する取組数

【指標の説明】第2次総合戦略におけるKPI

令和2年度実績

—

令和8年度目標

1件

5回

10回



(日本語ボランティア養成講座)

3 産学官連携の推進

1 産学官連携

目指す姿（5年後の状態）

地域の様々な事業者が連携し地域の資源を活用した事業を構築・展開することで、
交流人口の継続的な拡大、新たな産業化の実現・雇用の創出へつなげ
「稼ぐ地域づくり」が進んでいます

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

達成指標

交流センター等の利用者数

令和2年度実績

28,735人

令和8年度目標

33,000人

【指標の説明・根拠】交流センター、古民家江口屋、歩崎桟橋の利用者数を増加する

現況と課題

- ◆ ものづくり企業が有する基盤技術を効率的な製品開発に結び付けていくためには、異なった立場の技術者と情報交換を行う産学官連携を活用した研究開発の推進、中長期的にものづくりを担っていける人材の育成等が必要となります。
- ◆ 本市においては、ものづくり産業をはじめ、魅力ある農水産品や観光資源等市固有の資源が豊富に存在することから、学術的知識を有する大学や、経営戦略やマーケットインの考え方をもつ民間企業など、あらゆる地域関係者との連携により、時代ニーズに沿った商品やサービスの提供、「もの」消費から「こと」消費へのシフトなど、多角的視点からブランド化に繋げることが期待されます。

施策の方向

①産学官連携による商工業支援

事業者の新商品開発や事業における様々な課題を解決する手段のひとつとして、就労支援・企業情報発信サイト「ビズワークかすみがうら」により、産と学がマッチングし、商工業の様々な取組を支援します。

②地域活性化 DMO 推進事業

交流センターや古民家江口屋等を拠点に飲食や宿泊サービスを通じて、指定管理者による着地型観光プランの造成や地域商社機能の強化を図ります。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

産学官連携による商工業支援

【指標の説明】就労支援・企業情報発信サイト「ビズワークかすみがうら」における大学・研究室・研究機関などの情報登録件数

開発商品数

【指標の説明】交流センター直売施設における地場産食材を生かした開発商品数

令和2年度実績

—

令和8年度目標

2件

2品

4品

関連する市の個別計画

- ◆地域未来投資促進法に基づく基本計画（2017-2023）
- ◆歩崎地域観光振興アクションプラン（2019-2022）



〔古民家 江口屋〕

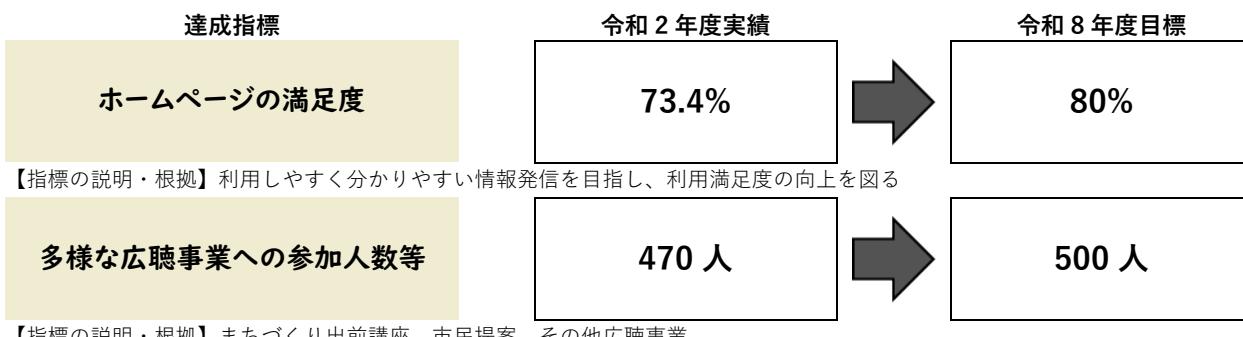
4 広報・広聴活動の充実

1 広報・広聴

目指す姿（5年後の状態）

広報誌やホームページ、メールマガジン、SNSなど、多様な情報媒体を活用し、すべての市民に情報が行き届く仕組みと市民の意見を聴く機会が充実しています

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



現況と課題

- ◆個性と魅力にあふれたまちづくりを推進するには、広報・広聴活動を充実し、市民の積極的な市政への参加を促すことが重要になっています。
- ◆行政サービスを利用しやすくするとともに、市民がまちづくりや様々な活動へ、より参加・参画しやすい環境を整えるため、あらゆる分野における情報を分かりやすく、迅速に提供していくことが求められています。
- ◆本市では、「広報かすみがうら」や「広報かすみがうらお知らせ版」の発行物をはじめ、インターネットを活用した市ホームページ、メールマガジン、SNSなど、多様な情報媒体を活用し、市民ニーズに沿った情報発信に努めています。特に、市発行物には、二次元コードを積極的に活用しホームページと連携を図るとともに、市ホームページと連動したスマートフォンアプリ「かすみがうら市公式アプリ」で各種最新情報や災害時などの緊急情報をプッシュ型で発信することにより、迅速かつ的確な情報の提供に努めています。
- ◆広聴については、区長要望、市政懇談会、市長と話そうミーティング、市民提案等を行っています。令和2年度から行政区、市民団体、企業、学校などに担当職員が講師として出向き説明や意見交換をさせていただくまちづくり出前講座を開始するとともに、市民提案制度も後納郵便付きで提案用紙の全戸配布を始めました。
- ◆今後は、さらに本市の認知度とブランドイメージを高めるため、総合的かつ戦略的なシティプロモーションのもと情報発信に努めるとともに、市と多くの市民が情報共有できるよう広聴事業拡充に努め、市民協働による開かれた行政運営を進めていくことが肝要です。

施策の方向

①広報活動の充実

行財政改革

分かりやすい、読みやすい広報誌を目指し、「伝える」から「伝わる」情報発信に努めます。また、誰もが必要な時に、必要な情報を入手できるようホームページを充実させ、SNSなども積極的に活用し、情報発信に努めます。

2-2-1-1 利用者に優しい情報発信

②広聴活動の充実

行財政改革

区長要望として市に提出される行政区の課題に対し、市は関係部署での協議を経て、やれるか、やれないか、いつどういう方法で対応できるか等を速やかに行政区に回答します。そして、対応できる場合は行政区と連携しながら解決に努めます。また、市民提案制度を拡充し、多くの意見や提言をまちづくりや行政運営に反映できるように努めます。

まちづくり出前講座など、多くの市民に市の情報を提供し、同時に市民の意見を聴く機会を提供し、開かれた行政運営を目指します。更に多くの市民の意見が聴けるように、継続して広聴制度や広聴機会の見直しを行い、新たな広聴活動の体系を検討していきます。

3-1-1-1 市民に寄り添った行政運営

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

ホームページアクセス件数

【指標の説明】SNSなどからもホームページへのアクセスを促し、必要な情報を迅速に発信し、ホームページへのアクセスを増やす

市公式アプリ利用者の増加

【指標の説明】プッシュ型通知を活用した市公式アプリの普及により情報を的確に配信するため登録者を増やす

広聴事業の周知回数

【指標の説明】まちづくり出前講座メニュー表及び市民提案用紙の全戸配布、広報誌記事掲載など、市民の広聴事業への参加を促す働きかけをする

令和2年度実績

260万件



令和8年度目標

360万件



3,500件



5,000件

3回／年



5回／年



〔市政懇談会〕

5 行政サービスの向上

1 行政サービス

目指す姿（5年後の状態）

デジタル技術等を活用して行政サービスの拡充や品質の向上を図ることで、住民の利便性が向上するとともに、持続可能な自治体への変革が進んでいます

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）

達成指標

行政手続のオンライン化

令和2年度実績

1,940 件

令和8年度目標

10,000 件

【指標の説明・根拠】電子的に利用された行政手続

現況と課題

- ◆新型コロナウイルス感染症の流行による影響によって、市民の意識や新たな生活スタイルに変化がもたらされました。そのため、新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、スピード感を持って自治体を転換させていくことが重要となり、積極的なデジタル技術の活用は有効な手段となります。
- ◆市では、国や県のデジタル化への取組に呼応し、ネットワークのセキュリティ強化や個人番号制度への対応、行政手続のオンライン化の推進、オープンデータの提供、キャッシュレス化などに取り組んできました。
- ◆持続的な行政サービスの提供を可能とするため、サービスの拡充と質の向上を踏まえた自治体 DX を推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。
- ◆また、総合計画、総合戦略、行財政改革などをそれぞれで推進と進行管理していますが、煩雑で非効率となっているため、これらを一元化し進行管理する必要があります。



施策の方向

①情報システムの整備 行財政改革

デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などを図ります。

- 1-1-1-2 税務事務のデジタル化
- 1-1-1-3 行政手続の押印等の見直し
- 1-1-3-1 デジタル基盤の改革
- 1-1-3-2 地域社会のデジタル化
- 2-2-1-2 デジタル技術の有効活用

②窓口サービスの向上 行財政改革

窓口延長サービスを継続することで市民サービスの向上に努めます。

- 1-1-2-1 窓口業務の見直しと簡素化

③マイナンバーカードの普及促進 行財政改革

コンビニ交付にはマイナンバーカードの所持が必須であるため、普及促進に努めます。

- 1-1-1-1 マイナンバーカード利用促進

④電子申告の促進

申告相談等を行い適正な申告及び利便性に努めます。

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

オンライン対応の行政手続

【指標の説明】オンラインで完結できる行政手続

証明書コンビニ交付件数

【指標の説明】コンビニで交付した証明書の件数

電子申告の促進

【指標の説明】確定申告における電子申告

令和2年度実績

—

令和8年度目標

500 件

2,048 件

8,000 件

1,373 件

2,000 件

関連する市の個別計画

- ◆行財政改革基本方針（2022-2026）
- ◆行財政改革アクションプラン（2022-2026）



〔マイナンバーかんたん窓口システム〕

5 行政サービスの向上

2 行財政運営

目指す姿（5年後の状態）

**財政状況の長期展望を踏まえた計画的な取組が進められ、
効果的で効率的な財政運営が行われています**

達成指標（「目指す姿」の達成状況を測る指標）



【指標の説明・根拠】地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指標

現況と課題

- ◆ 地方分権の進展に伴い、様々な権限が移譲され、自治体の裁量で独自の施策を展開しやすくなっています。
- ◆ また、感染症の影響等により社会経済情勢の中長期の予測が困難な状況の中で、本市の財政も先行きが不明瞭になっていくことも考えられるため、地方分権の進展に合わせて健全かつ自立的な財政運営を進めていく必要があります。
- ◆ このような状況の中でも、現在の地域課題への対応や将来の地域発展のために必要な事業を着実に実施していく必要があるため、国県の財源措置の動きを注視し、特定財源の確保に努めています。また、安定的な収入、新たな財源の確保のために、目的税として都市計画税の投入の是非について検討していきます。
- ◆ 財源の確保のほか、事務事業の見直し、公共施設の効率的な管理運営、市民サービスにおける受益と負担の適正化を図る中で、新地方公会計制度など企業的視点による分析を踏まえ、安定的かつ効率的で持続可能な財政運営に努める必要があります。

データ

【歳入の状況】単位：百万円

年度	歳入合計	市税	市債	国庫支出金	繰越金	地方交付税	県支出金	その他
平成28年	17,521	5,574	1,853	2,320	617	4,091	1,098	1,967
平成29年	17,781	5,609	1,851	2,286	861	3,801	1,184	2,191
平成30年	17,865	5,736	1,551	2,190	1,133	3,883	1,217	2,155
令和元年	19,384	5,748	1,603	2,308	1,011	4,613	1,255	2,848
令和2年	24,591	5,591	1,780	7,363	564	5,009	1,350	2,934

【歳出の状況】単位：百万円

年度	歳出合計	民生費	教育費	衛生費	総務費	土木費	公債費	その他
平成28年	16,660	5,728	2,004	946	2,218	1,867	2,016	1,881
平成29年	16,648	5,845	1,634	1,018	2,000	1,858	2,163	2,131
平成30年	16,855	5,989	1,172	1,139	2,337	2,013	2,139	2,066
令和元年	18,821	5,975	1,330	2,035	2,918	1,527	2,250	2,785
令和2年	23,869	6,036	2,467	2,637	6,242	1,339	2,045	3,103

※各年度における一般会計決算額

資料：会計課

施策の方向

①広域行政の推進

広域的な対応を必要とする行政需要や単独自治体では問題解決が難しいと考えられる課題に応えるため、関係市町村と連携しながら広域的事業の展開に努めます。

②職員の人材育成 行財政改革

行政サービスの向上に資する職員の育成を進めます。

- 2-1-2-1 職員の意識改革と育成
- 2-2-3-1 適正で効果的な職員配置
- 2-2-4-1 総労働時間の縮減

③行政評価

各種計画を一元的に行政運営として評価する新たな手法を導入します。

④計画的・効率的な財政運営 行財政改革

総合計画、総合戦略、行財政改革を一元的に行政評価し、事務事業の効率化を図るとともに、各計画に連動した予算編成に努めます。

- 2-1-3-1 総合計画等の推進体制強化
- 3-2-3-1 政策立案スキームの確立
- 3-2-4-1 財政健全化の基準の見直し

⑤財源の確保

行財政改革

必要な事業推進のための基金積み立てやふるさと納税の受け入れ、都市計画税の導入検討など新たな財源を確保します。滞納者への電子照会による預金等の滞納処分を速やかに行うなど、時代に合わせた納税環境の整備を進めます。

- 3-2-2-1 新たな財源の確保
- 3-2-2-2 ふるさと納税の受入拡大

⑥経費の削減

行財政改革

民間委託の推進や指定管理制度の活用、地方公営企業の健全化、定員管理と給与の適正化、補助金の合理的活用、ペーパーレス化など、経費全般にかかる節減合理化を進めます。また、職員の意識改革を進め、事業の見直しや組み替えなどによる節減を進めます。

- 2-2-2-1 ペーパーレス化の推進

活動指標（「施策の方向」の取組における指標）

活動指標

収納率の向上

【指標の説明】収納強化のため高額滞納者を茨城県税債権管理機構に移管、定期的に職員派遣や各種研修に参加して職員のスキルアップを図る。また合同滞納整理等を開催する

令和2年度実績

98.7%



令和8年度目標

99%

関連する市の個別計画

- ◆人材育成基本方針（2027-）
- ◆職員研修計画（毎年度作成）
- ◆定員管理計画（2021-2032）
- ◆行財政改革基本方針（2022-2026）
- ◆行財政改革アクションプラン（2022-2026）



〔法制基礎研修〕

資料編

1 計画策定の経緯

期日	会議等	内容
<令和3年> 6/10（木）～ 6/30（水）	アンケート実施	市民意向調査（まちづくりアンケート）の実施 16歳以上の市民から2,500名を無作為抽出 ※回収数1,104票、回収率44.16%
7/21（水）	第1回策定委員会	・策定方針・スケジュール ・まちづくりアンケート調査（単純集計結果速報） ・未来プロジェクトミーティングの開催について ・施策調書について
7/27（火）	第1回審議会	・策定方針・スケジュール ・まちづくりアンケート調査（単純集計結果速報） ・未来プロジェクトミーティングの開催について
9/25（土）	市民参加型 ワークショップ	新型コロナウィルス感染症感染拡大防止措置、緊急事態宣言により開催中止
9/15（水）～ 9/30（木）	アンケート実施	市民参加型ワークショップが開催中止のため、代替措置として市内のまちづくり等に関わる団体及び当初ワークショップへの参加予定者にアンケートを実施（75名）前期基本計画の取組の評価や戦略プロジェクトの取組の評価、これから協働や必要な支援についてのアンケート ※回収数39票、回収率52%
10/1（金）、 10/4（月）	庁内ヒアリング	公共施設等マネジメント推進室、政策経営課、市民協働課、環境保全課、農林水産課、地域未来投資推進課、観光課、学校教育課、生涯学習課
10/18（月）	第2回策定委員会	・まちづくりアンケート調査結果報告 ・関係団体アンケート調査結果報告 ・第2次かすみがうら市総合計画後期基本計画骨子案について ・戦略プロジェクトの見直しについて ・施策体系の見直しについて
10/18（月）	トップインタビュー	・近年の社会情勢を踏まえて後期計画で重視すべきことについて ・戦略プロジェクトの見直しについて ・その他に重点的に取り組むべき課題・分野について

期日	会議等	内容
11/5（金）	第2回審議会 (書面協議)	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアンケート調査結果報告 ・関係団体アンケート調査結果報告 <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次かすみがうら市総合計画後期基本計画骨子案について ・戦略プロジェクトの見直しについて ・施策体系の見直し及び各分野の取組について
11/22（月）	全員協議会報告	後期基本計画策定の趣旨、基本構想の概要、戦略プロジェクト
<令和4年> 1/19（水）	第3回策定委員会	後期基本計画（素案）について
1/25（火）	第3回審議会 (書面協議)	後期基本計画（素案）について
2/16（水）～ 3/1（火）	意見公募	後期基本計画（案）に対する意見公募
2/24（木）	全員協議会報告	後期基本計画（案）について

2 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会条例

かすみがうら市総合計画審議会に関する条例

平成17年3月28日
条例第23号

(設置)

第1条 市勢の振興と福祉の向上を図るため、かすみがうら市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、かすみがうら市総合計画の策定その他実施に關し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体役員並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を總理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員名簿

No.	氏名	区分	役職	備考
1	来栖 丈治	市議会議員	総務委員会委員長	
2	櫻井 繁行	市議会議員	文教厚生委員会委員長	
3	加固 豊治	市議会議員	産業建設委員会委員長	
4	中山 峰雄	関係機関	農業委員会会长	
5	川井 義久	関係機関	商工会会長	
6	額田 源衛	団体役員	緑化推進協議会会长	
7	西尾 晴男	団体役員	区長会会长	
8	斎藤 二三子	団体役員	地域女性団体連絡会会长	
9	富田 博美	団体役員	民生委員児童委員協議会連合会会长	
10	嶋田 芳則	団体役員	体育協会会长	
11	菅原 靖男	団体役員	文化協会会长	
12	田澤 高保	学識経験者	教育委員	
13	川崎 慎二	学識経験者	雪入ふれあいの里公園センター長	副会長
14	川島 宏一	学識経験者	筑波大学教授	会長
15	安田 聖矢	学識経験者	農業後継者連絡協議会会长	
16	狩野 良和	学識経験者	まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	
17	間山 泰子	学識経験者	男女共同参画推進委員副委員長	
18	宮崎 博代	学識経験者	母子寡婦福祉会会长	
19	宮本 富美	学識経験者	商工会女性部部長	
20	富山 洋子	学識経験者	JA 水郷つくば女性部霞ヶ浦支部支部長	

3 庁内策定体制

(1) 総合計画策定委員会規程

かすみがうら市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 かすみがうら市総合計画の策定について、必要な事項を調整・協議するため、かすみがうら市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) かすみがうら市総合計画の基本構想、基本計画に関する事項
- (2) かすみがうら市総合計画に係る調査、連絡調整に関する事項
- (3) その他、かすみがうら市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者で構成し、市長が任命する。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 産業経済部長
- (6) 都市建設部長
- (7) 消防長
- (8) 教育部長
- (9) 議会事務局長
- (10) 農業委員会事務局長
- (11) 理事（地域未来投資推進担当）
- (12) 参事（公共施設等マネジメント推進担当）

2 委員長には市長公室長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 委員会に専門部会を置き、職員のうちから市長が任命する。

2 専門部会は、総合計画策定にあたって、各部門の専門事項について、各種データ・資料の収集、現状分析、及び素案の作成を行う。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、選任は部会員の互選とする。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員会にあっては委員長、専門部会にあっては部会長が必要に応じて隨時開催するものとする。

2 委員長、部会長は、総合計画策定の調査、研究、調整又は協議をするうえで必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長公室政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 総合計画策定委員会名簿

No.	職名	氏名	備考
1	市長公室長	木村 俊夫	委員長
2	総務部長	大久保 昌明	副委員長
3	市民部長	山内 美則	
4	保健福祉部長	君山 悟	
5	産業経済部長	大久保 定夫	
6	都市建設部長	鈴木 芳明	
7	消防長	片岡 修	
8	教育部長	田崎 守一	
9	議会事務局長	大久保 勉	
10	農業委員会事務局長	松延 孝之	
11	理事（地域未来投資推進担当）	高井 淳	
12	参事（公共施設等マネジメント推進担当）	仲戸 祯雄	

4 用語解説

【英字】

AI	Artificial Intelligence の略。「人工知能」とも言う。言語の理解や問題解決などの知的行動を人間に代わりコンピューターに行わせる技術。
ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人外国語担当教職員の助手として職務に従事する人のこと。
BOD	Biochemical Oxygen Demand の略で、日本語で生物化学的酸素要求量といい、水中に含まれる有機物が微生物によって分解されるときに消費される溶存酸素量を表したもの。
COVID-19	「新型コロナウイルス感染症」を参照。
CSF	CSF ウィルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。
DMO	Destination Management Organization の略で、地域の観光資源に精通し、地元と連携しながら観光名所を作り出す法人のこと。
DV	Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。
EC	Electronic Commerce の略で、「電子商取引」のこと。「E コマース」とも呼ばれる。
ICT	Information & Communication Technology の略。「情報通信技術」とも言う。從来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。
IoT	Internet of Things の略。「モノのインターネット」とも言う。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
PDCA	PDCA とは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(処置・改善)の頭文字の略語です。PDCA を行うことにより、充実した内容にすることができます。
RPA	Robotic Process Automation の略で、ホワイトカラーが PC 上で行う業務をロボットで自動化するテクノロジーのこと。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発目標」とも言う。平成 12 年 (2000 年) 9 月に採択されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。
SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。インターネットを介して人間関係、社会的なネットワーク (ソーシャルネットワーク) の構築を可能にするサービス。
Society5.0	第 5 期科学技術基本計画 (平成 28 年 (2016 年) 1 月 22 日閣議決定) において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、AI・IoT やロボティクスなどの革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。政府では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続く、第 5 の社会を意味する「Society5.0」の実現を目指している。
UI	User Interface の略で、一般的にユーザー (利用者) とサービスや製品などをつなぐ接点を意味する。例えばパソコンを操作する際の操作画面や操作方法のこと。

UIJ ターン	以下の 3 つの人口還流現象の総称。U ターン現象: 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。J ターン現象: 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。I ターン現象: 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。
UX	User eXperience の略で、ユーザー（利用者）が、ひとつの製品・サービスを通じて得られる体験のこと。
VUCA	Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）という 4 つのキーワードの頭文字を取った言葉で、変化が激しく、あらやるものを取り巻く環境が複雑性を増し、想定外の事象が発生する将来予測が困難な状態を指す。
Wi-Fi	Wireless Fidelity の略で、多くのデバイスが円滑に接続できるように設けられた無線通信技術の統一規格。デバイス同士が相互に接続可能かを保証するためのマークの役割も果たす。

【あ行】

アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
空家バンク	市内にある空家について、賃貸・売買を希望する所有者から物件の情報を登録してもらい、その情報を市のウェブサイト等に公開して、市外からの移住希望者に紹介する仕組み。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針であり、飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。
意見公募	公的機関が計画などを策定するにあたって、事前にその案を示し、広く公に意見や情報を募集すること。
イノベーション	「新機軸」や「革新」を意味し、新たな仕組みや習慣を取り入れて、革新的な価値を創造すること。
いばらきっ子郷土検定	楽しみながら茨城県の伝統や文化等を学ぶ、中学 2 年生を対象とした茨城県独自の検定のこと。
インターンシップ	学生が実際に仕事を体験する制度のこと、「就業体験」とも言われる。
オープンスペース	大規模なビルやマンションに設けられる空地（敷地のうち建築物が建てられていない部分）であって、歩行者用通路や植栽などを整備した空間のこと。
オープンデータ	営利・非営利を問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適しており、無償で利用できる公共データのこと。
温室効果ガス	大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を温めることを温室効果と言い、この効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと言う。主なものに二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

【か行】

カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
霞ヶ浦二橋	県南・県央を結ぶ主要道路整備の一環として、霞ヶ浦の土浦入りと高浜入りの 2 つの入江に橋を架ける構想。
キャッシュレス	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。
救急救命士	救急救命士法に定められた救急救命士の国家資格を有する消防職員。必要な研修を受けた職員に限り、無線連絡を通じて病院の医師の許可を受けることで救急搬送中の傷病者に救急救命処置の一部を施術することが可能となっている。
共生社会	障害等の有無に関わらず誰もが積極的に参加・貢献でき、人格や個性などの多様な在り方を相互に尊重し支え合えるような全員参加型の社会。

緊急事態宣言	新型インフルエンザ等対策特別措置法 32 条により、季節性インフルエンザに比べて重篤になる症例が国内で多く発生し、全国的な急速なまん延により国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が、①期間、②区域、③事案の概要を特定して宣言するもの。この宣言の後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置を講ずることができる。
緊急通報装置	ひとり暮らしの高齢者等に市町村が貸与する通報装置。利用者は、急病など万一の場合にボタンを押すと、管轄する市町村の受信センターと緊急連絡がとれ、緊急救護や相談などのサービスを受けられる。
グローバル化	人や物、資金などの移動が活発化し、世界における結びつきが深まり、一体化すること。
ケアプラン	要支援、要介護状態にあっても、その人らしい自立した日常生活の実現を目指すための「介護サービス計画」のこと。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。
健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。厚生労働省では、健康寿命を「人の寿命において『健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間』」と定義している。
健康増進計画	運動や栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、こころの健康などを具体的な取り組みに掲げ、健康増進や維持、病気などの予防につながるように、市民一人ひとりの生活習慣改善を推進しようとする計画。
広域幹線道路	高規格幹線道路（いわゆる自動車専用道路）、一般国道、主要地方道で構成される現在延長約 12 万 km(将来構想 18 万 km)の道路ネットワークのこと。
後期高齢者医療制度	75 歳以上（一定の障害がある場合は 65 歳以上）の人が加入する医療制度。被保険者は所得に応じた保険料（居住する都道府県ごとに決定）を年金からの天引きなどで納付する。医療機関窓口における負担割合は原則 1 割（現役並みの所得者は 3 割）。
公共施設等マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
公共施設の機能複合化	地域に点在する各種公共施設の機能を拠点となる一部の施設に集約して、地域住民の利便性と行政の効率化、コストの削減、将来的に維持管理が可能な施設総量の適正化を図るための取り組み。
耕作放棄地	農林水産省が 5 年ごとに行う調査（農林業センサス）で、土地の所有者が「過去 1 年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付する考えのない耕地」として申告した農地。
交流人口	その地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人（定住人口又は居住人口）に対する概念。
国土強靭化	国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。国土強靭化計画（平成 30 年（2018 年）12 月 14 日閣議決定）では、基本目標として、「人命の保護が最大限図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を掲げている。
国民健康保険制度	法律で国民全員の加入が義務付けられている医療保険制度のうち、職場の健康保険への加入者、国民健康保険組合への加入者、生活保護受給者を除いた 75 歳未満の全ての人が加入する保険制度。保険料は各市区町村が世帯ごとに決定して世帯主から徴収する。医療機関窓口における負担割合は 3 歳未満が 2 割、3～69 歳が 3 割、70～74 歳が 1 割（一定額以上所得者は 3 割）。
国民年金制度	法律により、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の人（外国人を含む）の加入が義務付けられている公的年金制度。「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」からなり、年金の給付は加入者が納付した保険料と国の負担金により賄われる。

国民保護計画	国民保護法に基づき地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。日本に対する外部からの武力攻撃に際し、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
湖山の宝	かすみがうら市の観光資源や特産品などを象徴する統一的なブランド名。「湖」を霞ヶ浦地区（霞ヶ浦）、「山」を千代田地区（筑波山系）、「宝」を農水産物や観光などの地域資源に例えている。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する5か年の計画。地域にいる子育て世帯の現況と将来的なニーズを勘案した上で、子どもの教育・保育、子育て世帯の支援を総合的に推進することを目的とする。
子どもミライ学習	子どもたちが、市の現状や課題などを聞いたり地域で活躍している方々の姿を見たりしながら、仕事や生き方にについて学ぶとともに、地域の資源を活かしたものづくりの取組を行うもの。故郷を愛する気持ちと誇りに思う心を育み、未来のまちづくりを考えることのできる人材となつてもらうことを目的としている。
子どもミライプロジェクト	市が若者の定住率、Uターン率の増加を図るために、中学生を対象として実施するキャリア教育などの取組み。
コワーキング	事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	医療・福祉・商業等の生活サービス機能と居住を集約し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築すること。

【さ行】

再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、繰り返し永続的に利用することができると認められるエネルギー源。
産学官連携	民間企業と大学などの研究機関、政府や自治体が互いに協力し、連携し合って事業や研究活動を推進すること。
シェイクアウト訓練	2008年にアメリカ合衆国で始まった一斉防災訓練。訓練会場に参加者を集める方式の防災訓練とは異なり、事前登録した不特定多数の者が一斉にそれぞれの場所で「まず低く、頭を守り、動かない」等の安全確保行動を行う防災訓練。
ジェネリック医薬品	開発品の特許期間が満了した後で発売する、成分が等しく値が安い医薬品のこと。後発医薬品とも呼ばれる。
ジオパーク	学術的に貴重な地質遺産を有する特定の地域を「ジオパーク」(Geo・Park=大地の公園)として登録し、その環境を保護するとともに、周辺観光などに活用して地域に役立てようとする取組み。かすみがうら市を含む6市が連携して推進してきたこの構想により、筑波山・霞ヶ浦周辺地域が2016年9月9日に「筑波山地域ジオパーク」として正式に認定された。
市街化区域	都市計画法上の「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。市街地として既に形成されている区域と、計画的な開発により市街化を進めるべき区域。
市街化調整区域	都市計画法上の「市街化を抑制すべき区域」のこと。無秩序な土地開発を抑制し、良好かつ安全な市街地の形成を図るため、宅地開発や建物建築などが制限されている区域。
自主防災組織	地域住民が主体的に結成する防災組織のこと。日頃から住民同士が協力・連携して災害に備えたさまざまな取組みを実践するとともに、災害時には地域の被害を最小限に止めるための活動を行う。
持続可能な開発目標	「SDGs」の項を参照。

持続可能な社会	人間社会の快適で発展的な暮らしと、地球環境の健全さを、最適なバランスのまま次世代へ延々と受け継いでいけるような社会。これを実現するには、人間社会の活動による資源消費・地球環境負荷を、自然界の持つ自浄・再生能力の許容範囲内にとどめる必要がある。
自治体 DX	データやデジタル技術を駆使して行政サービスを変革し、地域社会に貢献すること。地域のデータを適切に収集・分析することによって、地元住民に対し有意義なサービスを提供できる。
シティプロモーション	地域の魅力などを積極的に発信して、自治体のイメージアップや知名度の向上を図ること。交流人口の増加や定住人口の獲得、企業誘致など、都市の存続・発展に不可欠な人材・物財・資金などの獲得につなげるための取組み。
指定文化財	文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている学術的・歴史的に貴重な文化財。
児童虐待	保護者がその監護する児童（18歳未満）に行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や、性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれる。
市民学芸員	市が主催するまちの歴史や自然、観光などに関する講習に参加して、地域の魅力を再認識するとともに、学習の成果を地域の内外へ自ら発信して地域のイメージアップに貢献するような市民ボランティア。
市民提案制度	市政に対する市民の建設的な提案意見等を聞き、市民の声を市政に反映するとともに、市民参加による開かれた市政を推進するための制度。
就労相談	就職に向けた支援が必要な人に対して提供する相談窓口や相談機会。
生涯学習	学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において人々が生涯に行うあらゆる学習。または、生涯学習社会を目指そうという考え方や理念。
生涯現役	働く意思と仕事能力のある人が年齢にかかわりなく、その能力を十分に發揮できること。
障害者差別解消法	共生社会をめざし、障害を理由とする差別の解消を推進するため、国や自治体、企業や店舗などの事業者に対し、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し、障害者の求めに応じて社会的なバリアを取り除く努力を求めた法律。
障害者総合支援法	地域社会における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。「障害者自立支援法」の一部を改正し（障害者の定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームからグループホームへの一元化など）、名称を変更したもの。
小中一貫教育	初等教育と前期中等教育の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。
食育	食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、国民一人ひとりが生涯に渡り健全な食生活を送れるようにするための教育。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	COVID-19 とは coronavirus disease 2019 (2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症) を略した言葉。SARS-CoV-2 と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症で、発熱や咳、息苦しさ、その他の症状が現れ、感染が肺に及んで肺炎が起きると呼吸困難に陥る。
人財	「人材」とは、所属している集団の成長や発展に寄与できる「才能のある個人」のことであるが、本計画では、一人ひとりが組織にとって貴重な「財産」であることを強調する意味合いで、「材」を「財」に置き換えて用いている。
新地方公会計制度	自治体が財政状況を総合的かつ長期的に把握することを目的として規定された、企業会計の慣行を参考とした新たな地方公会計の制度のこと。
水源涵養	森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。
スケールメリット	英語の「scale (規模)」と「merit (効果、利益)」を合わせた言葉。経済効果や生産性の向上といった、規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。

ストックマネジメント計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スポーツ推進員	地域における住民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ基本法に基づき市区町村の教育委員会が委嘱する非常勤の特別公務員。スポーツを推進する事業の実施における連絡や調整、住民に対する実技の指導や助言を行う。
スマート IC	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC 専用の簡易型インターチェンジのこと。
スマート自治体	AI・RPA を含めた ICT を活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体のこと。
生活保護制度	国や自治体が「健康で文化的な最低限度の生活」を日本国民に保障するためとして設けている公的扶助制度。日本国憲法第 25 条や生活保護法の理念に基づき、生活に困窮する国民に対して、資力調査を行いその困窮の程度によって、要保護者に必要な扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促すことを目的とする。
セーフティネット	安全網のこと。事故や災害などの不測の事態や、病気や失業など生活困難をもたらす事態などに備え、被害を最小限に抑え救済する制度。
ソーシャルディスタンス	本来は「社会的距離」を意味する言葉。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、人との距離を十分に保つことで濃厚接触を避ける行動のこと。
ゼロカーボンシティ	再生可能エネルギーによって稼働される都市であり、二酸化炭素排出量がなく、温室効果ガス排出において地球に害を及ぼすことはない都市のこと。日本の環境省においては、2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体をゼロカーボンシティとしている。
総合型スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

【た行】

体験型観光	従来型の観光スポットを巡る観光ではなく、サイクリングやカヌーなどのアクティビティや文化などを、肌で体験する観光のこと。
第二創業	経営者が入れ替わり、先代から受け継いだ事業を一新し、これまでチャレンジしてこなかった新たな領域に挑むこと、またはその事業のこと。
脱炭素社会	温室効果ガスを減らし、地球温暖化を防止するという世界共通の課題に向けて、二酸化炭素の排出量を減らすだけではなく、実質的にゼロの状態を目指す社会のこと。
脱プラスチック	「プラスチック製品をできるだけ作らない・使わない」「作る場合にはリサイクルすることを前提に作る」という行動のこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会を持ち、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う社会。
地域バイオマス資源	「バイオマス」とは、生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物などを燃料にして発電したり熱を供給するなど、資源として活用されている。
地域ブランド	その地域ならではの独自性を強調して付加価値を高めるため、地域限定のブランド（銘柄）として商標登録された商品やサービス。地域そのものの魅力や価値の総体を言い表す場合もある。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域とつながりながら、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される体制のこと。

地域包括支援	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること。地域包括支援センターとは、2006年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。
地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき地方公共団体が策定する地域の防災計画。市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施するため、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定める。
地球温暖化	大気中の温室効果ガスの量が人為的な活動によって増え続けることにより、地球の平均気温が少しずつ上昇していく現象。寒冷地の氷の流失と海面上昇、異常気象、動植物の生息域の変化などが既に観測されており、地球温暖化がもたらす地球環境や生態系などへの影響は非常に大きいものとされる。
地産地消	食に対する安全を求める高まりの中で、地元で生産された安全で安心な食材を地元で消費していくとする動き。
治水	堤防、護岸、ダム、放水路、遊水池などの整備や、河川流路の付け替え、河道浚渫による流量確保、氾濫原における人間活動の制限など、水がもたらす災害から人々の生命や暮らしを守るために行う事業。
地方交付税	すべての国民に一定の行政サービスを提供するための地方財源を保障する見地から、国が地方に代わって徴収し、地方公共団体ごとの財源の不均等を調整するよう一定の合理的な基準によって再配分する税金。所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と、地方法人税の全額がそれにあたる。
定住人口	その地域に住んでいる人のこと。「交流人口」と対義的に用いられることが多い。定住人口は地方へ行くほど減少傾向にあり、各地で地域経済などへの悪影響が深刻化している。
デジタルデバイド	情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差。情報格差のこと。
デマンド型乗合タクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語。
電子申請届出システム	行政に対する各種の申請や届出を、紙を用いず、申請者のパソコンからインターネットを介して電子的に行う方法。
天然記念物	文化財保護法に基づき、学術的価値が高く保護すべきものとして国の指定を受けた動物、植物、地質鉱物及び天然保護区域。また、地方公共団体が条例に基づいて指定した都道府県および市町村指定の天然記念物もある。
都市基盤	都市における人々の暮らしを支える基本的な施設。道路や鉄道などの交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、緑地や公園など。
都市公園	都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、若しくは都市計画区域外に都市計画決定し設置した公園や緑地。国が整備した国営公園も含まれる。

【な行】

生ごみ処理容器	家庭から排出される生ごみを減量・たい肥化するための生ごみ処理容器のこと。コンポスト、ボカシ（EM容器）、電気式生ごみ処理機などがある。
人間ドック	個人の健康状態を確認するための予防的な医療診断のうち、「一般健康診断」よりも詳細な検査を求めて個人の意志で受診するもの。年齢や体調、喫煙や飲酒などの生活習慣、遺伝的な特性などに応じて、本人が受診する医療機関や検査分野（脳ドック、各種のがん健診など）を選択することで、三大疾病をはじめとする病気の早期発見などに役立つ。

認知症	脳機能の低下により、さまざまな障害（記憶障害や判断力の低下、うつや無気力、暴力行動や徘徊など）が起こり、日常生活に支障が出ている状態のこと。主な認知症には、アルツハイマー型認知症、脳血管型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある。
認知症センター	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援する人。国の「認知症を知り、地域をつくるキャンペーン」の一環として、キャラバンメイト（認知症センター養成講座の講師役）が地域・企業・学校などで認知症センター養成講座を実施し、認知症センターを養成している。
認定こども園	都道府県等からの認定により、乳幼児から就学前までの子どもを預かり、教育や保育などを行う施設。認定を受けるには、幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす必要がある。
認定新規就農者	区市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。認定新規就農者になると、青年等就農資金を借り入れることができたり、青年就農給付金を受給することができる。
野焼き	野外で枯草や廃棄物などを焼却すること。「廃棄物処理法」により、一部の例外（風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など）を除き、野焼きは禁止されている。

【は行】

ハラスメント	人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。
バリアフリー化	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。
ビズワークかすみがうら	かすみがうら市内の雇用の促進、企業によるPRの場の提供、他の企業や大学などとの連携（ビジネスマッチング）支援などを目的とした、市公式の就労支援・企業情報発信サイト。
フィールドスポーツ	ランニング及びサイクルスポーツ等、尽力を以て野外で行うスポーツのこと。
分散型エネルギー	比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。
ペーパーレス	書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理する様子。
ベビーマッサージ	赤ちゃんの肌を優しく撫でてあげること。直接肌に触れることで親子のコミュニケーションが図られるほか、リラックス効果や情緒の安定など様々な効果があるとされている。
防災行政無線	市町村が「地域防災計画」に基づき整備する無線通信システム。屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村から住民等へ直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるものや、消防や警察、医療、電気、ガスなどの防災・生活関連機関に移動局を設置して相互連絡に使うものなどがある。
防災士	社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちのこと。
ポストコロナ社会	世界的なコロナ感染拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間の社会。コロナ禍の後の社会。

【ま行】

マイクロツーリズム	自宅から1~2時間程度の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のこと。
まちづくりファンド	地域の資金を地縁によって調達し、景観形成・観光振興など、住民を中心とするまちづくり事業への助成やまちづくり会社への出資を目的とするファンド（基金）を指す。

まち・ひと・しごと創生総合戦略	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国や地方自治体が自律的で持続的な社会を創生することを目指し、人口の現状および将来の展望を示す人口ビジョンを踏まえて、目標や施策の基本的方向を定め、目標を達成するための具体的な施策を取りまとめた計画のこと。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域に暮らす担当者。民生委員は児童委員を兼ね、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。
目的別コミュニティ	地域を越えて集いあう、福祉、環境、教育、文化、スポーツ等から生れるコミュニティのこと。

【や行・ら行・わ行】

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように配慮すること。
ライフステージ	人間の一生を年齢によって幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期のこと。年齢とともに変化する生活段階のこと。
リカレント教育	社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、学び直すこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。
レセプト点検	診療報酬明細書（レセプト）を点検すること。
レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。
ローリング方式	中・長期的な計画を推進するうえで、変化していく現況に対応できるよう、計画の実行→分析・評価→修正→実行という循環を短期的・定期的に繰り返し、現況と計画が乖離しないように進めていく方法。
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。内閣府男女共同参画会議(2007年7月)において定義された。
ワーケーション	「ワーク（work）」と「バケーション（vacation）」を組み合わせた言葉で、文字通り、仕事と休みを組み合わせた働き方のこと。
若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

第2次かすみがうら市総合計画
後期基本計画

令和4年3月

かすみがうら市・市長公室・政策経営課

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461
TEL 0299-59-2111
FAX 0299-59-2176



かすみがうら市